

改 正 後	改 正 前
別表第一 医科診療報酬点数表 〔目次〕 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 第1節 <u>医学管理料等</u> 第2節 <u>プログラム医療機器等医学管理加算</u> 第3節 <u>特定保険医療材料料</u> 第2部～第9部 (略) 第10部 手術 第1節 手術料 第1款～第12款 (略) 第13款 <u>手術等管理料</u> 第2節～第5節 (略) 第11部～第13部 (略) 第3章・第4章 (略) 第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 通則 (略) 第1節 初診料 区分 A000 初診料 288点 注1 保険医療機関において初診を行った場合に算定する。 <u>ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長</u>	別表第一 医科診療報酬点数表 〔目次〕 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 (新設) (新設) (新設) 第2部～第9部 (略) 第10部 手術 第1節 手術料 第1款～第12款 (略) 第13款 <u>臓器提供管理料</u> 第2節～第5節 (略) 第11部～第13部 (略) 第3章・第4章 (略) 第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 通則 (略) 第1節 初診料 区分 A000 初診料 288点 注1 保険医療機関において初診を行った場合に算定する。

等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた初診を行った場合には、251点を算定する。

2 病院である保険医療機関（特定機能病院（医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。）、地域医療支援病院（同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。）（同法第7条第2項第5号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）の数が200未満であるものを除く。）及び外来機能報告対象病院等（同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等をいう。以下この表において同じ。）（同法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1 本文の規定にかかわらず、214点（注1のただし書に規定する場合にあっては、186点）を算定する。

3 病院である保険医療機関（許可病床（医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。）の数が400床以上である病院（特定機能病院、地域医療支援病院、外来機能報

2 病院である保険医療機関（特定機能病院（医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。）及び地域医療支援病院（同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。）（同法第7条第2項第5号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）に係るものの数が200未満の病院を除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、214点を算定する。

3 病院である保険医療機関（許可病床（医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。）の数が400床以上である病院（特定機能病院、地域医療支援病院及び一般病床

告対象病院等（同法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）及び一般病床の数が200未満であるものを除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、214点（注1のただし書に規定する場合にあっては、186点）を算定する。

- 4 医療用医薬品の取引価格の妥結率（当該保険医療機関において購入された使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）に記載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したものをいう。以下同じ。）に占める卸売販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条第5項に規定する卸売販売業者をいう。）と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。以下同じ。）に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）において初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、特定妥結率初診料として、214点（注1のただし書に規定する場合にあっては、186点）を算定する。

に係るものの数が200未満の病院を除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、214点を算定する。

- 4 医療用医薬品の取引価格の妥結率（当該保険医療機関において購入された使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）に記載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したものをいう。以下同じ。）に占める卸売販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条第5項に規定する卸売販売業者をいう。）と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。以下同じ。）に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）において初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、特定妥結率初診料として、214点を算定する。

5 1 傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り144点（注1のただし書に規定する場合にあっては、125点）を、この場合において注2から注4までに規定する場合は、107点（注1のただし書に規定する場合にあっては、93点）を算定できる。ただし書の場合においては、注6から注14までに規定する加算は算定しない。

6～10 （略）

11 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において初診を行った場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。

12 注11に該当する場合であって、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において初診を行った場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。

13 注11に該当する場合であって、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に

5 1 傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り144点（注2から注4までに規定する場合にあっては、107点）を算定できる。ただし書の場合においては、注6から注10までに規定する加算は算定しない。

6～10 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

において初診を行った場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。

- 14 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で初診を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り7点を所定点数に加算する。ただし、当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合等にあつては、月1回に限り3点を所定点数に加算する。

第2節 再診料

区分

A001 再診料 73点

- 注1 保険医療機関（許可病床のうち一般病床に係るものの数が200以上のものを除く。）において再診を行った場合（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において情報通信機器を用いた再診を行った場合を含む。）に算定する。

2 （略）

- 3 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つ目の診療科に限り、37点（注2に規定する場合にあつては、27点）を算定する。この場合において、注4から注8まで及び注10から注18までに規定

（新設）

第2節 再診料

区分

A001 再診料 73点

- 注1 保険医療機関（許可病床のうち一般病床に係るものの数が200以上のものを除く。）において再診を行った場合に算定する。

2 （略）

- 3 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つ目の診療科に限り、37点（注2に規定する場合にあつては、27点）を算定する。この場合において、注4から注8まで及び注10から注14までに規定

する加算は算定しない。

4～8 (略)

9 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合においても、再診料を算定することができる。ただし、この場合において、注8、注12、注13及び注15から注18までに規定する加算は算定しない。

10・11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る。）又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ・ロ (略)

13・14 (略)

15 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において再診を行った場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。

16 注15に該当する場合であって、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に

する加算は算定しない。

4～8 (略)

9 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合においても、再診料を算定することができる。ただし、この場合において、注8の外来管理加算、注12の地域包括診療加算及び注13の認知症地域包括診療加算は算定しない。

10・11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ・ロ (略)

13・14 (略)

(新設)

(新設)

において再診を行った場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。

17 注15に該当する場合であって、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において再診を行った場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。

18 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で再診を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り4点を所定点数に加算する。

A002 外来診療料 74点

注1 許可病床のうち一般病床に係るものの数が20以上である保険医療機関において再診を行った場合に算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた再診を行った場合には、73点を算定する。

2 病院である保険医療機関（特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）

(新設)

(新設)

A002 外来診療料 74点

注1 許可病床のうち一般病床に係るものの数が20以上である保険医療機関において再診を行った場合に算定する。

2 病院である保険医療機関（特定機能病院及び地域医療支援病院に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわら

に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、55点を算定する。

3 病院である保険医療機関（許可病床数が400床以上である病院（特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）を除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、55点を算定する。

4 (略)

5 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つ目の診療科に限り37点（注2から注4までに規定する場合にあっては、27点）を算定する。この場合において、注6のただし書及び注7から注10までに規定する加算は算定しない。

6 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。ただし、第2章第3部第1節第1款検体検査実施料の通則第3号に規定する加算は、外来

ず、55点を算定する。

3 病院である保険医療機関（許可病床数が400床以上である病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、55点を算定する。

4 (略)

5 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つ目の診療科に限り37点（注2から注4までに規定する場合にあっては、27点）を算定する。この場合において、注6のただし書及び注7から注9までに規定する加算は算定しない。

6 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。ただし、第2章第3部第1節第1款検体検査実施料の通則第3号に規定する加算は、外来

診療料に係る加算として別に算定することができる。

イ・ロ (略)

ハ 血液形態・機能検査

区分番号D005 (ヘモグロビンA1c (HbA1c)、デオキシチミジンキナーゼ (TK) 活性、ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (TdT)、骨髄像及び造血器腫瘍細胞抗原検査 (一連につき) を除く。) に掲げるもの

ニ～ヨ (略)

タ ネブライザ

レ 超音波ネブライザ

ソ・ツ (略)

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で再診を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り4点を所定点数に加算する。

A003 削除

診療料に係る加算として別に算定することができる。

イ・ロ (略)

ハ 血液形態・機能検査

区分番号D005 (ヘモグロビンA1c (HbA1c)、デオキシチミジンキナーゼ (TK) 活性、ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (TdT)、骨髄像及び造血器腫瘍細胞抗原検査 (一連につき) を除く。) に掲げるもの

ニ～ヨ (略)

タ ネブライザー

レ 超音波ネブライザー

ソ・ツ (略)

7～9 (略)

(新設)

A003 オンライン診療料 (月1回) 71点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続的に対面診療を行っている患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた診療を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、連続する3月は算定できない

。

第2部 入院料等	
通則	
(略)	
第1節 入院基本料	
区分	
A100	一般病棟入院基本料（1日につき）
1	急性期一般入院基本料
	イ～ホ (略)
	(削る)
△	<u>急性期一般入院料6</u> 1,382点
2	(略)
注1～9 (略)	
10	当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合

- 2 区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する月は、別に算定できない。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関において、医師の急病等やむを得ない事情により診療の実施が困難となる場合であって、当該保険医療機関が、同一の二次医療圏（医療法第30条の4第2項第12号に規定する区域をいう。）に所在する注1に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た他の保険医療機関に依頼し、情報通信機器を用いて初診が行われた場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

第2部 入院料等	
通則	
(略)	
第1節 入院基本料	
区分	
A100	一般病棟入院基本料（1日につき）
1	急性期一般入院基本料
	イ～ホ (略)
	△ <u>急性期一般入院料6</u> 1,408点
	ト <u>急性期一般入院料7</u> 1,382点
2	(略)
注1～9 (略)	
10	当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合

に算定できる。

イ (略)

ロ 急性期充実体制加算 (急性期一般入院料1を算定するものに限る。)

ハ・ニ (略)

ホ 紹介受診重点医療機関入院診療加算

ヘ～マ (略)

ケ 依存症入院医療管理加算

フ～テ (略)

ア 感染対策向上加算

サ (略)

キ 報告書管理体制加算

ユ・メ (略)

ミ ハイリスク分娩等管理加算 (ハイリスク分娩管理加算に限る。)

シ (略)

エ 術後疼痛管理チーム加算 (急性期一般入院基本料に限る。)

ヒ～イホ (略)

11・12 (略)

A101 療養病棟入院基本料 (1日につき)

1・2 (略)

注1 病院の療養病棟 (医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床 (以下「療養病床」という。)) に係る病棟として地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。) であって、看護配置、看護師比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者

に算定できる。

イ (略)

(新設)

ロ・ハ (略)

(新設)

ニ～ク (略)

ヤ 重度アルコール依存症入院医療管理加算

マ～コ (略)

エ 感染防止対策加算

テ (略)

(新設)

ア・サ (略)

キ ハイリスク分娩管理加算

ユ (略)

(新設)

メ～イイ (略)

11・12 (略)

A101 療養病棟入院基本料 (1日につき)

1・2 (略)

注1 病院の療養病棟 (医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床 (以下「療養病床」という。)) に係る病棟として地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。) であって、看護配置、看護師比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者

を除く。)について、当該基準に係る区分及び当該患者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、1又は2の入院料A、B又はCを算定する場合であつて、当該病棟において中心静脈栄養を実施している状態にある者の摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制が確保されていると認められない場合には、それぞれ1又は2の入院料D、E又はFを算定し、注3のただし書に該当する場合には、当該基準に係る区分に従い、それぞれ1又は2の入院料Iを算定する。

2 (略)

3 療養病棟入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射、第7部リハビリテーション(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬(以下この表において「除外薬剤・注射薬」という。))の費用を除く。)は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。

4～6 (略)

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算に

を除く。)について、当該基準に係る区分及び当該患者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注3のただし書に該当する場合には、当該基準に係る区分に従い、それぞれ1又は2の入院料Iを算定する。

2 (略)

3 療養病棟入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬(以下この表において「除外薬剤・注射薬」という。))の費用を除く。)は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。

4～6 (略)

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算に

ついて、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ・ロ (略)

ハ 紹介受診重点医療機関入院診療加算

ニ～タ (略)

レ 感染対策向上加算

ソ (略)

ヅ 報告書管理体制加算

ネ～ホ (略)

8～10 (略)

11 注1に規定する病棟以外の病棟であって、注1に規定する療養病棟入院料2の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるものみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合（別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限る。）に限り、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、療養病棟入院料2のそれぞれの所定点数（入院料D、E又はFを算定する場合であって、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定する患者に対して、機能的自立度評価法（Functional Independence Measure）の測定を行っていない場合には、それぞれ入院料G、H又はIの点数）の100分の75に相当する点数を算定する。

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、

ついて、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ・ロ (略)

(新設)

ハ～ヨ (略)

タ 感染防止対策加算

レ (略)

(新設)

ソ～ム (略)

8～10 (略)

11 注1に規定する病棟以外の病棟であって、注1に規定する療養病棟入院料2の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるものみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合（別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限る。）に限り、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、療養病棟入院料2のそれぞれの所定点数の100分の85に相当する点数を算定する。

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、夜

当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 夜間看護加算 50点

ロ 看護補助体制充実加算 55点

A102 結核病棟入院基本料（1日につき）

1～6 （略）

注1～4 （略）

5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ・ロ （略）

ハ 紹介受診重点医療機関入院診療加算

ニ～ネ （略）

ナ 感染対策向上加算

エ （略）

ム 報告書管理体制加算

ウ・キ （略）

ノ 術後疼痛管理チーム加算

オ～テ （略）

6～8 （略）

A103 精神病棟入院基本料（1日につき）

1～5 （略）

注1～5 （略）

6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ・ロ （略）

ハ 紹介受診重点医療機関入院診療加算

ニ～オ （略）

間看護加算として、1日につき45点を所定点数に加算する。

（新設）

（新設）

A102 結核病棟入院基本料（1日につき）

1～6 （略）

注1～4 （略）

5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ・ロ （略）

（新設）

ハ～ツ （略）

ネ 感染防止対策加算

ナ （略）

（新設）

ラ・ム （略）

（新設）

ウ～ヅ （略）

6～8 （略）

A103 精神病棟入院基本料（1日につき）

1～5 （略）

注1～5 （略）

6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ・ロ （略）

（新設）

ハ～ノ （略）

ク 依存症入院医療管理加算
ヤ～ケ (略)
フ 感染対策向上加算
ユ 患者サポート体制充実加算
エ 報告書管理体制加算
テ・ア (略)
サ ハイリスク分娩^{べん}等管理加算 (ハイリスク分
娩^{べん}管理加算に限る。)

キ～モ (略)

7～10 (略)

A104 特定機能病院入院基本料 (1日につき)

1～3 (略)

注1～7 (略)

8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ヘ (略)

ト 医師事務作業補助体制加算

チ～フ (略)

コ 依存症入院医療管理加算 (一般病棟又は精神病棟に限る。)

エ～サ (略)

キ 感染対策向上加算

ユ (略)

メ 報告書管理体制加算

ミ・シ (略)

エ ハイリスク分娩^{べん}等管理加算 (ハイリスク分
娩^{べん}管理加算に限る。) (一般病棟又は精神病棟に限る。)

ヒ (略)

オ 重度アルコール依存症入院医療管理加算
ク～マ (略)

ケ 感染防止対策加算

フ 患者サポート体制充実加算
(新設)

コ・エ (略)

テ ハイリスク分娩^{べん}管理加算

ア～エ (略)

7～10 (略)

A104 特定機能病院入院基本料 (1日につき)

1～3 (略)

注1～7 (略)

8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ヘ (略)

ト 医師事務作業補助体制加算1

チ～フ (略)

コ 重度アルコール依存症入院医療管理加算 (一般病棟又は精神病棟に限る。)

エ～サ (略)

キ 感染防止対策加算

ユ (略)

(新設)

メ・ミ (略)

シ ハイリスク分娩^{べん}管理加算 (一般病棟又は精神病棟に限る。)

エ (略)

モ 術後疼痛管理チーム加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）

セ～イチ （略）

9・10 （略）

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者に対して、管理栄養士が必要な栄養管理を行った場合には、入院栄養管理体制加算として、入院初日及び退院時にそれぞれ1回に限り、270点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A233-2に掲げる栄養サポートチーム加算及び区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

12 注11に該当する場合であって、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、退院後の栄養食事管理について指導するとともに、入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて患者に説明し、これを他の保険医療機関、介護老人保健施設等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設と共有した場合には、栄養情報提供加算として、退院時1回に限り、50点を更に所定点数に加算する。

A105 専門病院入院基本料（1日につき）

1～3 （略）

注1～6 （略）

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げ

（新設）

ヒ～イヘ （略）

9・10 （略）

（新設）

（新設）

A105 専門病院入院基本料（1日につき）

1～3 （略）

注1～6 （略）

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げ

る入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～キ (略)

ノ 依存症入院医療管理加算

オ～マ (略)

ケ 感染対策向上加算

フ (略)

コ 報告書管理体制加算

エ～ア (略)

サ 術後疼痛^{とつ}管理チーム加算

キ～セ (略)

8～10 (略)

A106 障害者施設等入院基本料 (1日につき)

1～4 (略)

注1 障害者施設等一般病棟 (児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 (主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児 (同法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。) を入所させるものに限る。) 及びこれらに準ずる施設に係る一般病棟並びに別に厚生労働大臣が定める重度の障害者 (重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟をいう。) であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除

る入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～キ (略)

ノ 重度アルコール依存症入院医療管理加算

オ～マ (略)

ケ 感染防止対策加算

フ (略)

(新設)

コ～テ (略)

(新設)

ア～ヒ (略)

8～10 (略)

A106 障害者施設等入院基本料 (1日につき)

1～4 (略)

注1 障害者施設等一般病棟 (児童福祉法^(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 (主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児 (同法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。) を入所させるものに限る。) 及びこれらに準ずる施設に係る一般病棟並びに別に厚生労働大臣が定める重度の障害者 (重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟をいう。) であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟に入院している患者 (第3節の特定

く。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2～4 (略)

5 当該病棟に入院している特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、注1から注3まで及び注12の規定にかかわらず、特定入院基本料として969点を算定する。ただし、月平均夜勤時間超過減算として所定点数の100分の15に相当する点数を減算する患者については、863点を算定する。この場合において、特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

6 (略)

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～レ (略)

ソ 栄養サポートチーム加算

ツ (略)

ネ 感染対策向上加算

ト (略)

入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2～4 (略)

5 当該病棟に入院している特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、注1から注3までの規定にかかわらず、特定入院基本料として969点を算定する。ただし、月平均夜勤時間超過減算として所定点数の100分の15に相当する点数を減算する患者については、863点を算定する。この場合において、特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

6 (略)

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～レ (略)

(新設)

ソ (略)

ツ 感染防止対策加算

ネ (略)

ラ 報告書管理体制加算

ム～ク (略)

8 注6又は注12に規定する点数を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の他の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）については、当該基準に係る区分に従い、かつ、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 看護補助加算

- | | |
|--------------------------|-------------|
| <u>(1)</u> 14日以内の期間 | <u>146点</u> |
| <u>(2)</u> 15日以上30日以内の期間 | <u>121点</u> |

ロ 看護補助体制充実加算

- | | |
|--------------------------|-------------|
| <u>(1)</u> 14日以内の期間 | <u>151点</u> |
| <u>(2)</u> 15日以上30日以内の期間 | <u>126点</u> |

10・11 (略)

12 当該病棟に入院する脳卒中又は脳卒中の後遺症の患者（重度の意識障害者、筋ジストロフィ

(新設)

ナ～ノ (略)

8 注6に規定する点数を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の他の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、看護補助加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

(新設)

- | | |
|------------------------|-------------|
| <u>イ</u> 14日以内の期間 | <u>141点</u> |
| <u>ロ</u> 15日以上30日以内の期間 | <u>116点</u> |

(新設)

10・11 (略)

(新設)

一患者及び難病患者等を除く。)であって、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のロに規定する医療区分2の患者又は第5の3(2)のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1及び注3の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,345点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,221点

ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,207点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,084点

ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,118点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
995点

A107 (略)

A108 有床診療所入院基本料(1日につき)

1~6 (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診

A107 (略)

A108 有床診療所入院基本料(1日につき)

1~6 (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診

療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して21日を限度として、有床診療所急性期患者支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算し、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する当該患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して21日を限度として、有床診療所在宅患者支援病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。

4・5 (略)

6 看護配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ・ロ (略)

ハ 夜間看護配置加算 1 105点

ニ 夜間看護配置加算 2 55点

ホ・ヘ (略)

7 (略)

8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ネ (略)

療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、有床診療所一般病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

4・5 (略)

6 看護配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ・ロ (略)

ハ 夜間看護配置加算 1 100点

ニ 夜間看護配置加算 2 50点

ホ・ヘ (略)

7 (略)

8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ネ (略)

ナ 感染対策向上加算

ラ (略)

ム 報告書管理体制加算

ウ (略)

キ ハイリスク分娩等管理加算(地域連携^{べん}分娩^{べん}管理加算に限る。)

ノ～ヤ (略)

9～12 (略)

A109 有床診療所療養病床入院基本料(1日につき)

1～5 (略)

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して21日を限度として、有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算し、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する当該患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して21日を限度として、有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算として、1日につき350点を所定点数に加算する。

7 (略)

8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場

ナ 感染防止対策加算

ラ (略)

(新設)

ム (略)

(新設)

ウ～オ (略)

9～12 (略)

A109 有床診療所療養病床入院基本料(1日につき)

1～5 (略)

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援療養病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

7 (略)

8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場

合に算定できる。

イ～ワ (略)

カ 感染対策向上加算

ヨ (略)

タ 報告書管理体制加算

レ～ツ (略)

9～11 (略)

12 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、当該保険医療機関において、区分番号J038に掲げる人工腎臓、J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、J039に掲げる血漿交換療法又はJ042に掲げる腹膜灌流を行っている患者については、慢性維持透析管理加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

第2節 入院基本料等加算

区分

A200 総合入院体制加算 (1日につき)

1～3 (略)

注 急性期医療を提供する体制、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))又は第3節の特定入院料のうち、総合入院体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。この場合において、区分番号A200-2に掲げ

合に算定できる。

イ～ワ (略)

カ 感染防止対策加算

ヨ (略)

(新設)

タ～ソ (略)

9～11 (略)

(新設)

第2節 入院基本料等加算

区分

A200 総合入院体制加算 (1日につき)

1～3 (略)

注 急性期医療を提供する体制、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))又は第3節の特定入院料のうち、総合入院体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

る急性期充実体制加算は別に算定できない。

A 2 0 0 - 2 急性期充実体制加算（1日につき）

- | | | |
|----------|----------------------|-------------|
| <u>1</u> | <u>7日以内の期間</u> | <u>460点</u> |
| <u>2</u> | <u>8日以上11日以内の期間</u> | <u>250点</u> |
| <u>3</u> | <u>12日以上14日以内の期間</u> | <u>180点</u> |

注1 高度かつ専門的な医療及び急性期医療を提供する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、急性期充実体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 2 0 0に掲げる総合入院体制加算は別に算定できない。

。

2 精神疾患を有する患者の受入に係る充実した体制の確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、精神科充実体制加算として、30点を更に所定点数に加算する。

A 2 0 1 から A 2 0 3 まで （略）

A 2 0 4 地域医療支援病院入院診療加算（入院初日）

1,000点

注 地域医療支援病院である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、地域医療支援病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に

（新設）

A 2 0 1 から A 2 0 3 まで （略）

A 2 0 4 地域医療支援病院入院診療加算（入院初日）

1,000点

注 地域医療支援病院である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、地域医療支援病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に

加算する。この場合において、区分番号A204-3に掲げる紹介受診重点医療機関入院診療加算は別に算定できない。

A204-2 臨床研修病院入院診療加算（入院初日）

1・2 （略）

注 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する都道府県知事の指定する病院であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、臨床研修病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、現に臨床研修を実施している期間について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A204-3 紹介受診重点医療機関入院診療加算（入院初日）

800点

注 外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。）である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号A204に掲げる地域医療支援病院入院診療加算は別に算

加算する。

A204-2 臨床研修病院入院診療加算（入院初日）

1・2 （略）

注 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、臨床研修病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、現に臨床研修を実施している期間について、入院初日に限り所定点数に加算する。

（新設）

定できない。

A205	救急医療管理加算（1日につき）	
1	救急医療管理加算1	<u>1,050点</u>
2	救急医療管理加算2	<u>420点</u>
	注1～3（略）	
A205-2～A207	（略）	
A207-2	医師事務作業補助体制加算（入院初日）	
1	医師事務作業補助体制加算1	
イ	15対1補助体制加算	<u>1,050点</u>
ロ	20対1補助体制加算	<u>835点</u>
ハ	25対1補助体制加算	<u>705点</u>
ニ	30対1補助体制加算	<u>610点</u>
ホ	40対1補助体制加算	<u>510点</u>
ヘ	50対1補助体制加算	<u>430点</u>
ト	75対1補助体制加算	<u>350点</u>
チ	100対1補助体制加算	<u>300点</u>
2	医師事務作業補助体制加算2	
イ	15対1補助体制加算	<u>975点</u>
ロ	20対1補助体制加算	<u>770点</u>
ハ	25対1補助体制加算	<u>645点</u>
ニ	30対1補助体制加算	<u>560点</u>
ホ	40対1補助体制加算	<u>475点</u>
ヘ	50対1補助体制加算	<u>395点</u>
ト	75対1補助体制加算	<u>315点</u>
チ	100対1補助体制加算	<u>260点</u>
	注（略）	
A207-3	急性期看護補助体制加算（1日につき）	
1～4	（略）	
	注1（略）	
2	夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合してい	

A205	救急医療管理加算（1日につき）	
1	救急医療管理加算1	<u>950点</u>
2	救急医療管理加算2	<u>350点</u>
	注1～3（略）	
A205-2～A207	（略）	
A207-2	医師事務作業補助体制加算（入院初日）	
1	医師事務作業補助体制加算1	
イ	15対1補助体制加算	<u>970点</u>
ロ	20対1補助体制加算	<u>758点</u>
ハ	25対1補助体制加算	<u>630点</u>
ニ	30対1補助体制加算	<u>545点</u>
ホ	40対1補助体制加算	<u>455点</u>
ヘ	50対1補助体制加算	<u>375点</u>
ト	75対1補助体制加算	<u>295点</u>
チ	100対1補助体制加算	<u>248点</u>
2	医師事務作業補助体制加算2	
イ	15対1補助体制加算	<u>910点</u>
ロ	20対1補助体制加算	<u>710点</u>
ハ	25対1補助体制加算	<u>590点</u>
ニ	30対1補助体制加算	<u>510点</u>
ホ	40対1補助体制加算	<u>430点</u>
ヘ	50対1補助体制加算	<u>355点</u>
ト	75対1補助体制加算	<u>280点</u>
チ	100対1補助体制加算	<u>238点</u>
	注（略）	
A207-3	急性期看護補助体制加算（1日につき）	
1～4	（略）	
	注1（略）	
2	夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合してい	

るものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

- イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算 125点
- ロ 夜間50対1急性期看護補助体制加算 120点
- ハ 夜間100対1急性期看護補助体制加算 105点

3 (略)

4 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、看護補助体制充実加算として、1日につき5点を更に所定点数に加算する。

A207-4 看護職員夜間配置加算 (1日につき)

- 1 看護職員夜間12対1配置加算
 - イ 看護職員夜間12対1配置加算1 110点
 - ロ 看護職員夜間12対1配置加算2 90点
- 2 看護職員夜間16対1配置加算
 - イ 看護職員夜間16対1配置加算1 70点
 - ロ 看護職員夜間16対1配置加算2 45点

注 (略)

A208~A213 (略)

A214 看護補助加算 (1日につき)

1~3 (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合してい

るものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

- イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算 120点
- ロ 夜間50対1急性期看護補助体制加算 115点
- ハ 夜間100対1急性期看護補助体制加算 100点

3 (略)

(新設)

A207-4 看護職員夜間配置加算 (1日につき)

- 1 看護職員夜間12対1配置加算
 - イ 看護職員夜間12対1配置加算1 105点
 - ロ 看護職員夜間12対1配置加算2 85点
- 2 看護職員夜間16対1配置加算
 - イ 看護職員夜間16対1配置加算1 65点
 - ロ 看護職員夜間16対1配置加算2 40点

注 (略)

A208~A213 (略)

A214 看護補助加算 (1日につき)

1~3 (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合してい

るものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対1看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として55点を更に所定点数に加算する。

3 (略)

4 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、看護補助体制充実加算として、1日につき5点を更に所定点数に加算する。

A 2 1 5 から A 2 1 7 まで～A 2 2 4 (略)

A 2 2 5 放射線治療病室管理加算 (1日につき)

1 治療用放射性同位元素による治療の場合

6,370点

2 密封小線源による治療の場合

2,200点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者であつて、治療用放射性同位元素による治療が行われたものに限る。）について、所定点数に加算する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて放射線治療病室管理が行わ

るものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対1看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として50点を更に所定点数に加算する。

3 (略)

(新設)

A 2 1 5 から A 2 1 7 まで～A 2 2 4 (略)

A 2 2 5 放射線治療病室管理加算 (1日につき) 2,500点

(新設)

(新設)

注 治療上の必要があつて、保険医療機関において、放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

(新設)

れた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者であって、密封小線源による治療が行われたものに限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 2 6～A 2 3 1-2 （略）

A 2 3 1-3 依存症入院医療管理加算（1日につき）

1・2 （略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、依存症入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 1-4～A 2 3 3 （略）

A 2 3 3-2 栄養サポートチーム加算（週1回） 200点

注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、栄養

A 2 2 6～A 2 3 1-2 （略）

A 2 3 1-3 重度アルコール依存症入院医療管理加算（1日につき）

1・2 （略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、重度アルコール依存症入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 1-4～A 2 3 3 （略）

A 2 3 3-2 栄養サポートチーム加算（週1回） 200点

注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、栄養

サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、週1回(療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料(結核病棟又は精神病棟に限る。))を算定している患者については、入院した日から起算して1月以内の期間にあっては週1回、入院した日から起算して1月を超え6月以内の期間にあっては月1回) (障害者施設等入院基本料を算定している患者については、月1回)に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号B001-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。

2・3 (略)

A234 (略)

A234-2 感染対策向上加算 (入院初日)

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | <u>感染対策向上加算1</u> | 710点 |
| 2 | <u>感染対策向上加算2</u> | 175点 |
| 3 | <u>感染対策向上加算3</u> | 75点 |

注1 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、感染対策向上加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り (3については、入院初日及び入院期間が90日を超えるごとに1回

サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、週1回(療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料(結核病棟又は精神病棟に限る。))を算定している患者については、入院した日から起算して1月以内の期間にあっては週1回、入院した日から起算して1月を超え6月以内の期間にあっては月1回)に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号B001-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。

2・3 (略)

A234 (略)

A234-2 感染防止対策加算 (入院初日)

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | <u>感染防止対策加算1</u> | 390点 |
| 2 | <u>感染防止対策加算2</u> | 90点 |
- (新設)

注1 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、感染防止対策加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に加算する。

）それぞれ所定点数に加算する。

- 2 感染対策向上加算 1を算定する場合について、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、指導強化加算として、30点を更に所定点数に加算する。
- 3 感染対策向上加算 2又は感染対策向上加算 3を算定する場合について、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、連携強化加算として、30点を更に所定点数に加算する。
- 4 感染対策向上加算 2又は感染対策向上加算 3を算定する場合について、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、サーベイランス強化加算として、5点を更に所定点数に加算する。

A 2 3 4 - 3 (略)

A 2 3 4 - 4 重症患者初期支援充実加算（1日につき） 300点
注 特に重篤な患者及びその家族等に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第3節の特定入院料のうち、重症患者初期支援充実加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して3日を限度とし

- 2 感染防止対策加算 1を算定する場合について、感染防止対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、感染防止対策地域連携加算として、100点を更に所定点数に加算する。
- 3 感染防止対策加算 1を算定する場合について、抗菌薬の適正な使用の支援に関する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、抗菌薬適正使用支援加算として、100点を更に所定点数に加算する。

(新設)

A 2 3 4 - 3 (略)

(新設)

て所定点数に加算する。

A 2 3 4 - 5 報告書管理体制加算（退院時 1 回） 7 点

注 組織的な医療安全対策の実施状況の確認につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であつて、当該入院中に第 4 部画像診断又は第 13 部病理診断に掲げる診療料を算定したもの（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、報告書管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、退院時 1 回に限り、所定点数に加算する。

A 2 3 5 ~ A 2 3 6 - 2 (略)

A 2 3 7 ハイリスク分娩等管理加算（1 日につき）

1 ハイリスク分娩管理加算 3,200 点

2 地域連携分娩管理加算 3,200 点

注 1 1 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、ハイリスク分娩管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、分娩を伴う入院中にハイリスク分娩管理を行った場合に、1 入院に限り 8 日を限度として所定点数に加算する。

2 2 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、地域連携分娩管

(新設)

A 2 3 5 ~ A 2 3 6 - 2 (略)

A 2 3 7 ハイリスク分娩管理加算（1 日につき） 3,200 点

(新設)

(新設)

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、ハイリスク分娩管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、分娩を伴う入院中にハイリスク分娩管理を行った場合に、1 入院に限り 8 日を限度として所定点数に加算する。

(新設)

理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、分娩を伴う入院中に地域連携分娩管理を行った場合に、1入院に限り8日を限度として所定点数に加算する。

- 3 ハイリスク分娩管理又は地域連携分娩管理と同一日に行うハイリスク妊娠管理に係る費用は、1又は2に含まれるものとする。

A 2 3 8からA 2 3 8-5まで～A 2 4 2 (略)

A 2 4 2-2 術後疼痛管理チーム加算(1日につき) 100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った患者であって、継続して手術後の疼痛管理を要するものに対して、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師、看護師、薬剤師等が共同して疼痛管理を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))又は第3節の特定入院料のうち、術後疼痛管理チーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、手術日の翌日から起算して3日を限度として所定点数に加算する。

A 2 4 3～A 2 4 5 (略)

A 2 4 6 入退院支援加算(退院時1回)

- 1 入退院支援加算1

イ 一般病棟入院基本料等の場合 700点
ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,300点

2・3 (略)

注1～3 (略)

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

- 2 ハイリスク分娩管理と同一日に行うハイリスク妊娠管理に係る費用は、ハイリスク分娩管理加算に含まれるものとする。

A 2 3 8からA 2 3 8-5まで～A 2 4 2 (略)
(新設)

A 2 4 3～A 2 4 5 (略)

A 2 4 6 入退院支援加算(退院時1回)

- 1 入退院支援加算1

イ 一般病棟入院基本料等の場合 600点
ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,200点

2・3 (略)

注1～3 (略)

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、地域連携診療計画加算として、退院時1回に限り、300点を更に所定点数に加算する。ただし、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱ、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B005-1-2に掲げる介護支援等連携指導料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料は別に算定できない。

イ・ロ (略)

5～8 (略)

A247～A248 (略)

A249 精神科急性期医師配置加算 (1日につき)

1 (略)

2 精神科急性期医師配置加算2

イ (略)

ロ 精神科急性期治療病棟入院料の場合 450点

3 精神科急性期医師配置加算3 400点

注 (略)

A250・A251 (略)

A252 地域医療体制確保加算 (入院初日) 620点

注 (略)

第3節 特定入院料

区分

A300 救命救急入院料 (1日につき)

1 救命救急入院料1

イ・ロ (略)

ハ 8日以上の期間 7,897点

2 救命救急入院料2

イ・ロ (略)

険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、地域連携診療計画加算として、退院時1回に限り、300点を更に所定点数に加算する。ただし、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱ、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B005-1-2に掲げる介護支援等連携指導料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号B011に掲げる診療情報提供料Ⅲは別に算定できない。

イ・ロ (略)

5～8 (略)

A247～A248 (略)

A249 精神科急性期医師配置加算 (1日につき)

1 (略)

2 精神科急性期医師配置加算2

イ (略)

ロ 精神科急性期治療病棟入院料の場合 500点

3 精神科急性期医師配置加算3 450点

注 (略)

A250・A251 (略)

A252 地域医療体制確保加算 (入院初日) 520点

注 (略)

第3節 特定入院料

区分

A300 救命救急入院料 (1日につき)

1 救命救急入院料1

イ・ロ (略)

ハ 8日以上14日以内の期間 7,897点

2 救命救急入院料2

イ・ロ (略)

ハ	8日以上の期間	9,371点
3	救命救急入院料3	
イ	救命救急入院料	
	(1)・(2) (略)	
	(3) 8日以上の期間	7,897点
	ロ (略)	
4	救命救急入院料4	
イ	救命救急入院料	
	(1)・(2) (略)	
	(3) 8日以上の期間	9,371点
	ロ (略)	

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（救命救急入院料3及び救命救急入院料4に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（救命救急入院料3又は救命救急入院料4に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあっては60日、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）又は体外式心肺補助（ECMO）を必要とするものにあつては25日、臓器移植を行ったものにあつては30日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 当該保険医療機関において、自殺企図等による重篤な患者であつて精神疾患を有するもの又

ハ	8日以上14日以内の期間	9,371点
3	救命救急入院料3	
イ	救命救急入院料	
	(1)・(2) (略)	
	(3) 8日以上14日以内の期間	7,897点
	ロ (略)	
4	救命救急入院料4	
イ	救命救急入院料	
	(1)・(2) (略)	
	(3) 8日以上14日以内の期間	9,371点
	ロ (略)	

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（救命救急入院料3及び救命救急入院料4に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（救命救急入院料3又は救命救急入院料4に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあっては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 当該保険医療機関において、自殺企図等による重篤な患者であつて精神疾患を有するもの又

はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、精神疾患診断治療初回加算として、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号A248に掲げる精神疾患診療体制加算は別に算定できない。

イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合

7,000点

ロ イ以外の場合

3,000点

3～6 (略)

7 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制

はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、3,000点を所定点数に加算する。なお、精神疾患診療体制加算は同時に算定できない。

(新設)

(新設)

3～6 (略)

7 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算（特定機能病院の病棟にあつては、医師事務作業補助体制加算2を除く。））、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加

加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

ハ～チ (略)

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児(者)リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点(入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点)を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

10 注2のイに該当する場合であって、当該患者に対し、生活上の課題又は精神疾患の治療継続

算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

ハ～チ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合は、当該患者の退院時に1回に限り、2,500点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号I002-3に掲げる救急患者精神科継続支援料は別に算定できない。

11 重症患者の対応に係る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者（救命救急入院料2又は救命救急入院料4に係る届出を行った保険医療機関の病室に入院した患者に限る。）について、重症患者対応体制強化加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ	3日以内の期間	750点
ロ	4日以上7日以内の期間	500点
ハ	8日以上14日以内の期間	300点

A301	特定集中治療室管理料（1日につき）	
1	特定集中治療室管理料1	
イ	（略）	
ロ	8日以上14日以内の期間	12,633点
2	特定集中治療室管理料2	
イ	特定集中治療室管理料	
(1)	（略）	
(2)	8日以上14日以内の期間	12,633点
ロ	（略）	
3	特定集中治療室管理料3	
イ	（略）	
ロ	8日以上14日以内の期間	8,118点
4	特定集中治療室管理料4	
イ	特定集中治療室管理料	

（新設）

A301	特定集中治療室管理料（1日につき）	
1	特定集中治療室管理料1	
イ	（略）	
ロ	8日以上14日以内の期間	12,633点
2	特定集中治療室管理料2	
イ	特定集中治療室管理料	
(1)	（略）	
(2)	8日以上14日以内の期間	12,633点
ロ	（略）	
3	特定集中治療室管理料3	
イ	（略）	
ロ	8日以上14日以内の期間	8,118点
4	特定集中治療室管理料4	
イ	特定集中治療室管理料	

- (1) (略)
- (2) 8日以上の期間 8,118点

ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（特定集中治療室管理料2及び4に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（特定集中治療室管理料2及び4に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあつては60日、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であつて、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）又は体外式心肺補助（ECMO）を必要とするものにあつては25日、臓器移植を行ったものにあつては30日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 (略)

3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感

- (1) (略)
- (2) 8日以上14日以内の期間 8,118点

ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（特定集中治療室管理料2及び4に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（特定集中治療室管理料2及び4に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 (略)

3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感

染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～チ （略）

4 （略）

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

6 重症患者の対応に係る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者について、重症患者対応体制強化加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 3日以内の期間 750点

ロ 4日以上7日以内の期間 500点

ハ 8日以上14日以内の期間 300点

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料（1日につき）

染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～チ （略）

4 （略）

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から経腸栄養等の必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として400点を所定点数に加算する。

（新設）

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料（1日につき）

1・2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、ハイケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～チ (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患

1・2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、ハイケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～チ (略)

(新設)

等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料（1日につき） 6,013点

注1 （略）

- 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

イ （略）

- ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援

（新設）

A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料（1日につき） 6,013点

注1 （略）

- 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

イ （略）

- ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク

充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそつ}ハイ
リスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算
2、データ提出加算、入退院支援加算（1の
イ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん
妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体
制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制
確保加算を除く。）

ハ～チ （略）

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
ているものとして地方厚生局長等に届け出た病
室に入院している患者に対して、入室後早期か
ら離床等に必要な治療を行った場合に、早期離
床・リハビリテーション加算として、入室した
日から起算して14日を限度として500点を所定
点数に加算する。この場合において、同一日に
区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビ
リテーション料、H001に掲げる脳血管疾患
等リハビリテーション料、H001-2に掲げ
る廃用症候群リハビリテーション料、H002
に掲げる運動器リハビリテーション料、H00
3に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H0
07に掲げる障害児（者）リハビリテーション
料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリ
テーション料は、算定できない。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
ているものとして地方厚生局長等に届け出た病
室に入院している患者に対して、入室後早期か
ら必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介
入管理加算として、入室した日から起算して7
日を限度として250点（入室後早期から経腸栄
養を開始した場合は、当該開始日以降は400点

患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、デ
ータ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び
3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイ
リスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算
、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加
算を除く。）

ハ～チ （略）

（新設）

（新設）

）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

A301-4 小児特定集中治療室管理料（1日につき）

1・2 （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）に対し、必要があつて小児特定集中治療室管理が行われた場合に、14日（急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、心臓手術ハイリスク群、左心低形成症候群、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する小児にあつては21日、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の小児にあつては35日、手術を必要とする先天性心疾患の新生児にあつては55日）を限度として算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、小児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ （略）

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬

A301-4 小児特定集中治療室管理料（1日につき）

1・2 （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）に対し、必要があつて小児特定集中治療室管理が行われた場合に、14日（急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、心臓手術ハイリスク群、左心低形成症候群、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する小児にあつては21日、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の小児にあつては35日）を限度として算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、小児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ （略）

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。

剤業務実施加算 2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～チ （略）

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

）、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～チ （略）

(新設)

(新設)

A 3 0 2 新生児特定集中治療室管理料（1日につき）

1・2 （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、区分番号A 3 0 3の2に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号A 3 0 3－2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上であつて、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては35日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては90日（出生時体重が500グラム以上750グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては105日、出生時体重が500グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては110日）、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ （略）

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者

A 3 0 2 新生児特定集中治療室管理料（1日につき）

1・2 （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、区分番号A 3 0 3の2に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号A 3 0 3－2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上であつて、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては35日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては90日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ （略）

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加

ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～チ（略）

A303 総合周産期特定集中治療室管理料（1日につき）

1・2（略）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて総合周産期特定集中治療室管理が行われた場合に、1については妊産婦である患者に対して14日を限度として、2については新生児である患者に対して区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上であつて、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては35日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては90日（出生時体重が500グラム以上750グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては105日、出生時体重が500グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては110日）、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、総合周産期特定集中治療室管理料（ロに掲げる術後疼痛管理^{とう}チーム加

算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～チ（略）

A303 総合周産期特定集中治療室管理料（1日につき）

1・2（略）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて総合周産期特定集中治療室管理が行われた場合に、1については妊産婦である患者に対して14日を限度として、2については新生児である患者に対して区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上で、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては35日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては90日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、総合周産期特定集中治療室管理料（チにあつては新生児集中治療室管

算及びトにあつては母体・胎児集中治療室管理料に限り、チにあつては新生児集中治療室管理料に限る。)に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。))、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

ハ～リ (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、胎児が重篤な状態であると診断された、又は疑われる妊婦に対して、当該保険医療機関の医師、助産師、看護師、社会福祉士、公認心理師等が共同して必要な支援を行った場合に、成育連携支援加算として、入院中1回に限り、1,200点を所定点数に加算する

A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料(1日につき)
5,697点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児治療

理料に限り、トにあつては母体・胎児集中治療室管理料に限る。)に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。))、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

ハ～リ (略)

(新設)

A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料(1日につき)
5,697点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児治療

回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日（出生時体重が1,500グラム以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては50日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては120日（出生時体重が500グラム以上750グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては135日、出生時体重が500グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては140日））、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては90日）を限度として算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復室入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中心加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～チ (略)

A304 (略)

A305 一類感染症患者入院医療管理料（1日につき）

回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日（出生時体重が1,500グラム以上で、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては50日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては120日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては90日）を限度として算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復室入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中心加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～チ (略)

A304 (略)

A305 一類感染症患者入院医療管理料（1日につき）

1・2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、一類感染症患者入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～ホ (略)

A306 特殊疾患入院医療管理料（1日につき） 2,070点

注1～4 (略)

5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）、認知症ケア加算、排尿自立支援加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

1・2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、一類感染症患者入院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ～ホ (略)

A306 特殊疾患入院医療管理料（1日につき） 2,070点

注1～4 (略)

5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）、認知症ケア加算、排尿自立支援加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

6 当該病室に入院する脳卒中又は脳卒中の後遺症の患者（重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第5の3②のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 医療区分2の患者に相当するもの

1,717点

ロ 医療区分1の患者に相当するもの

1,569点

A307 小児入院医療管理料（1日につき）

1～5 （略）

注1 別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜^{ぼう}する保険医療機関の病棟（療養病棟を除く。）に入院している15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数を算定する。ただし、小児入院医療管理料5を算定する病棟において、当該入院医療管理料に係る算定要件に該当しない患者が当該病棟（精神病棟に限る。）に入院した場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

2～4 （略）

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

（新設）

A307 小児入院医療管理料（1日につき）

1～5 （略）

注1 別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜^{ぼう}する保険医療機関の病棟（療養病棟を除く。）に入院している15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数を算定する。ただし、小児入院医療管理料5を算定する病棟において、当該入院医療管理料に係る算定要件に該当しない患者が当該病棟（精神病棟に限る。）に入院した場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

2～4 （略）

（新設）

険医療機関の病室において、造血幹細胞移植を実施する患者に対して、治療上の必要があつて無菌治療室管理が行われた場合は、当該基準に係る区分に従い、90日を限度として、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A221-2小児療養環境特別加算を算定する場合は算定しない。

イ 無菌治療管理加算1 2,000点

ロ 無菌治療管理加算2 1,500点

6 当該病棟に入院している児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者又は同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者について、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、退院に際して当該患者又はその家族等 (新設)

に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った上で、保険薬局に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に係る調剤に際して必要な情報等を文書により提供した場合は、退院時薬剤情報管理指導連携加算として、退院の日に1回に限り、150点を所定点数に加算する。

7 患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして (新設)

地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟に入院している患者について、養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。

8 当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制の確保につ (新設)

き別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟に入院している患者（小児入院医療管理料1又は小児入院医療管理料2を現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 時間外受入体制強化加算1 300点

ロ 時間外受入体制強化加算2 180点

9 診療に係る費用（注2、注3及び注5から注8までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、緩和ケア診療加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算1、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）は、小児入院医療管理料1及び小児入院医療管理料2に含まれるものとする。

（新設）

（新設）

5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、緩和ケア診療加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）は、小児入院医療管理料1及び小児入院医療管理料2に含まれるものとする。

10 診療に係る費用（注2から注7までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算1、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。

11 診療に係る費用（注2から注7までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養

6 診療に係る費用（注2から注4までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。

7 診療に係る費用（注2から注4までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養

環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算1、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）及び排尿自立支援加算を除く。）は、小児入院医療管理料5に含まれるものとする。

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料（1日につき）
1～4 （略）
（削る）

5 回復期リハビリテーション病棟入院料5

1,678点

（生活療養を受ける場合にあつては、1,664点）

注1 （略）

2 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（回復期リハビリテーション病棟入院料3、回復期リハビリテーション病棟入院料4又は回復期リハビリテーション病棟入院料5を現に算定している患者に限る。）が入院する保険医療機関について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、休日リハビリテーション提供体制加算として、患者1人につき1日につき60点を所定点数に加算する。

3 診療に係る費用（注2及び注4に規定する加

環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）及び排尿自立支援加算を除く。）は、小児入院医療管理料5に含まれるものとする。

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料（1日につき）
1～4 （略）

5 回復期リハビリテーション病棟入院料5

1,736点

（生活療養を受ける場合にあつては、1,721点）

6 回復期リハビリテーション病棟入院料6

1,678点

（生活療養を受ける場合にあつては、1,664点）

注1 （略）

2 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（回復期リハビリテーション病棟入院料3、回復期リハビリテーション病棟入院料4、回復期リハビリテーション病棟入院料5又は回復期リハビリテーション病棟入院料6を現に算定している患者に限る。）が入院する保険医療機関について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、休日リハビリテーション提供体制加算として、患者1人につき1日につき60点を所定点数に加算する。

3 診療に係る費用（注2及び注4に規定する加

算、当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等の区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料（回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。）、第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用（別に厚生労働大臣が定める費用を除く。）、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流、区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。

4 （略）

5 5については、算定を開始した日から起算して2年（回復期リハビリテーション病棟入院料1、回復期リハビリテーション病棟入院料2、回復期リハビリテーション病棟入院料3又は回復期リハビリテーション病棟入院料4を算定していた病棟にあつては、1年）を限度として算定する。

A308-2 （略）

A308-3 地域包括ケア病棟入院料（1日につき）

1～8 （略）

算、当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等の区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料（回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。）、第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用（別に厚生労働大臣が定める費用を除く。）、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流、区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。

4 （略）

（新設）

A308-2 （略）

A308-3 地域包括ケア病棟入院料（1日につき）

1～8 （略）

注1 1、3、5及び7については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、2、4、6及び8については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室を有する保険医療機関において、当該届出に係る病室に入院している患者について、当該病棟又は病室に入院した日から起算して60日を限度としてそれぞれ所定点数（当該病棟又は病室に係る病床が療養病床である場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、所定点数の100分の95に相当する点数）を算定する。ただし、当該病棟又は病室に入院した患者が地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟又は病室を有する病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟又は病室を有する病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の入院料I又は療養病棟入院料2の入院料Iの例により、それぞれ算定する。

2・3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

注1 1、3、5及び7については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、2、4、6及び8については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室を有する保険医療機関において、当該届出に係る病室に入院している患者について、当該病棟又は病室に入院した日から起算して60日を限度としてそれぞれ所定点数を算定する。ただし、当該病棟又は病室に入院した患者が地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟又は病室を有する病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟又は病室を有する病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の入院料I又は療養病棟入院料2の入院料Iの例により、それぞれ算定する。

2・3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護補助者配置加算として、1日につき160点を所定点数に加算する。

イ 看護補助者配置加算 160点

ロ 看護補助体制充実加算 165点

5 当該病棟又は病室に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、急性期患者支援病床初期加算として、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する患者又はその家族の意思決定に対する支援を行った場合に、在宅患者支援病床初期加算として、転棟若しくは転院又は入院した日から起算して14日を限度として、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 急性期患者支援病床初期加算

① 許可病床数が400床以上の保険医療機関の場合

① 他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）の一般病棟から転棟した患者の場合

150点

② ①の患者以外の患者の場合 50点

② 許可病床数が400床未満の保険医療機関の場合

① 他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）の一般病棟から転棟した患者の場合

（新設）

（新設）

5 当該病棟又は病室に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、転院又は転棟した日から起算して14日を限度として、急性期患者支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算し、当該病棟又は病室に入院している患者のうち、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者について、治療方針に関する患者又はその家族の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して14日を限度として、在宅患者支援病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。

（新設）

	250点
② ①の患者以外の患者の場合	125点
ロ 在宅患者支援病床初期加算	
① 介護老人保健施設から入院した患者の場合	500点
② 介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者の場合	400点

6 診療に係る費用（注3から注5まで及び注7に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流、区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2、地域包括ケア入院医療管理料2、地域包括ケア病棟入院料3、地域包括ケア入院医療管理料3、地域包括ケア病棟入院料4及び地域包括ケア入院医療管理料4に含まれるものとする。

（新設）

6 診療に係る費用（注3から注5まで及び注7に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流、区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2、地域包括ケア入院医療管理料2、地域包括ケア病棟入院料3、地域包括ケア入院医療管理料3、地域包括ケア病棟入院料4及び地域包括ケア入院医療管理料4に含まれるものとする。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護職員夜間配置加算として、1日（別に厚生労働大臣が定める日を除く。）につき70点を所定点数に加算する。

8 （略）

9 注1に規定する地域包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア病棟入院料4の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の85に相当する点数を算定する。

10 注1に規定する地域包括ケア病棟入院料3、地域包括ケア入院医療管理料3、地域包括ケア病棟入院料4又は地域包括ケア入院医療管理料4の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟又は病室に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。

11 注1に規定する地域包括ケア病棟入院料2、地域包括ケア入院医療管理料2、地域包括ケア病棟入院料4又は地域包括ケア入院医療管理料4の施設基準のうち別に厚生労働大臣の定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟又は病室に入院している患者については、それぞれ

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護職員夜間配置加算として、1日（別に厚生労働大臣が定める日を除く。）につき65点を所定点数に加算する。

8 （略）

9 注1に規定する保険医療機関以外の保険医療機関であって、注1に規定する地域包括ケア病棟入院料の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者については、地域包括ケア病棟特別入院料として、所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。

（新設）

（新設）

の所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。

12 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関において、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア入院医療管理料2を算定する病棟又は病室に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。

A309 特殊疾患病棟入院料（1日につき）

1・2 （略）

注1～4 （略）

5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）、認知症ケア加算並びに排尿自立支援加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。

6 当該病棟に入院する脳卒中又は脳卒中の後遺症の患者（重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のロに規定する医療区分2の患者又は第5の3(2)のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについて

（新設）

A309 特殊疾患病棟入院料（1日につき）

1・2 （略）

注1～4 （略）

5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）、認知症ケア加算並びに排尿自立支援加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。

（新設）

は、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,717点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,569点

ロ 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,490点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,341点

A310 緩和ケア病棟入院料（1日につき）

1 緩和ケア病棟入院料1

イ 30日以内の期間 5,107点

ロ 31日以上60日以内の期間 4,554点

ハ 61日以上の間 3,350点

2 緩和ケア病棟入院料2

イ 30日以内の期間 4,870点

ロ 31日以上60日以内の期間 4,401点

ハ 61日以上の間 3,298点

注1・2 (略)

3 診療に係る費用（注2及び注4に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制

A310 緩和ケア病棟入院料（1日につき）

1 緩和ケア病棟入院料1

イ 30日以内の期間 5,207点

ロ 31日以上60日以内の期間 4,654点

ハ 61日以上の間 3,450点

2 緩和ケア病棟入院料2

イ 30日以内の期間 4,970点

ロ 31日以上60日以内の期間 4,501点

ハ 61日以上の間 3,398点

注1・2 (略)

3 診療に係る費用（注2に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケ

加算、褥瘡^{じよくそつ}ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）及び排尿自立支援加算、第2章第2部第2節在宅療養管理指導料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料及び第12部放射線治療、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料、区分番号C108-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。

4 当該入院料を算定する病棟に入院している疼痛^{とうつ}を有する患者に対して、疼痛の評価その他の療養上必要な指導を行った場合は、緩和ケア疼痛評価加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

A311 精神科救急急性期医療入院料（1日につき）

<u>1</u>	<u>30日以内の期間</u>	<u>2,400点</u>
<u>2</u>	<u>31日以上60日以内の期間</u>	<u>2,100点</u>
<u>3</u>	<u>61日以上90日以内の期間</u>	<u>1,900点</u>

(削る)

(削る)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚

ア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）及び排尿自立支援加算、第2章第2部第2節在宅療養管理指導料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料及び第12部放射線治療、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料、区分番号C108-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。

(新設)

A311 精神科救急入院料（1日につき）

(新設)

(新設)

(新設)

1 精神科救急入院料1

<u>イ</u>	<u>30日以内の期間</u>	<u>3,579点</u>
<u>ロ</u>	<u>31日以上</u> の期間	<u>3,145点</u>

2 精神科救急入院料2

<u>イ</u>	<u>30日以内の期間</u>	<u>3,372点</u>
<u>ロ</u>	<u>31日以上</u> の期間	<u>2,938点</u>

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚

生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)について算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

2 診療に係る費用(注3から注6までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科急性期医師配置加算(精神科救急急性期医療入院料を算定するものに限る。)、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、精神科救急急性期医療入院料に含まれるものとする。

3・4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日から起算して30日を限度として、看護職員夜間配置加算として、1日(別に厚生労働大臣が定

生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)について、当該基準に係る区分に従い算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

2 診療に係る費用(注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、精神科救急入院料に含まれるものとする。

3・4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日から起算して30日を限度として、看護職員夜間配置加算として、1日(別に厚生労働大臣が定

める日を除く。)につき70点を所定点数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して90日を限度として、精神科救急医療体制加算として、次に掲げる点数（別に厚生労働大臣が定める場合にあつては、それぞれの点数の100分の60に相当する点数）をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ	精神科救急医療体制加算 1	600点
ロ	精神科救急医療体制加算 2	590点
ハ	精神科救急医療体制加算 3	500点

A 3 1 1 - 2 精神科急性期治療病棟入院料（1日につき）

1 精神科急性期治療病棟入院料 1

イ	30日以内の期間	<u>2,000点</u>
ロ	31日以上60日以内の期間	<u>1,700点</u>
ハ	61日以上90日以内の期間	<u>1,500点</u>

2 精神科急性期治療病棟入院料 2

イ	30日以内の期間	<u>1,885点</u>
ロ	31日以上60日以内の期間	<u>1,600点</u>
ハ	61日以上90日以内の期間	<u>1,450点</u>

注1 (略)

2 診療に係る費用（注3及び注4に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、依存症入院医療管理加算、医療安

める日を除く。)につき65点を所定点数に加算する。

(新設)

A 3 1 1 - 2 精神科急性期治療病棟入院料（1日につき）

1 精神科急性期治療病棟入院料 1

イ	30日以内の期間	<u>1,997点</u>
ロ	31日以上90日以内の期間	<u>1,665点</u>

(新設)

2 精神科急性期治療病棟入院料 2

イ	30日以内の期間	<u>1,883点</u>
ロ	31日以上90日以内の期間	<u>1,554点</u>

(新設)

注1 (略)

2 診療に係る費用（注3及び注4に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、重度アルコール依存症入院医療管

全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科急性期医師配置加算（精神科急性期治療病棟入院料1を算定するものに限る。）、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

3・4 (略)

A311-3 精神科救急・合併症入院料（1日につき）

1	30日以内の期間	<u>3,600点</u>
2	31日以上 <u>60日以内</u> の期間	<u>3,300点</u>
3	<u>61日以上90日以内</u> の期間	<u>3,100点</u>

注1 (略)

2 診療に係る費用（注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算、

理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科急性期医師配置加算（精神科急性期治療病棟入院料1を算定するものに限る。）、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

3・4 (略)

A311-3 精神科救急・合併症入院料（1日につき）

1	30日以内の期間	<u>3,579点</u>
2	31日以上の期間	<u>3,145点</u>

(新設)

注1 (略)

2 診療に係る費用（注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科応急入院施設管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科

排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及び区分番号H007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流、区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科救急・合併症入院料に含まれるものとする。

3・4 （略）

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日から起算して30日を限度として、看護職員夜間配置加算として、1日（別に厚生労働大臣が定める日を除く。）につき70点を所定点数に加算する。

A311-4 児童・思春期精神科入院医療管理料（1日につき

退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科救急・合併症入院料に含まれるものとする。

3・4 （略）

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日から起算して30日を限度として、看護職員夜間配置加算として、1日（別に厚生労働大臣が定める日を除く。）につき65点を所定点数に加算する。

A311-4 児童・思春期精神科入院医療管理料（1日につき

) 2,995点

注1 (略)

2 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算並びに第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔及び第13部第2節病理診断・判断料の費用を除く。）は、児童・思春期精神科入院医療管理料に含まれるものとする。

A 3 1 2 精神療養病棟入院料（1日につき） 1,091点

注1 (略)

2 診療に係る費用（注3から注6までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科地域移行実施加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B 0 1 5

) 2,995点

注1 (略)

2 診療に要する費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算並びに第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔及び第13部第2節病理診断・判断料の費用を除く。）は、児童・思春期精神科入院医療管理料に含まれるものとする。

A 3 1 2 精神療養病棟入院料（1日につき） 1,091点

注1 (略)

2 診療に係る費用（注3から注6までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科地域移行実施加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B 0 1 5に掲げる精神科退院時

に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料、区分番号H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、第8部精神科専門療法並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)

3～7 (略)

A313 (略)

A314 認知症治療病棟入院料(1日につき)

1・2 (略)

注1～3 (略)

4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。)、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リ

共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料、区分番号H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、第8部精神科専門療法並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

3～7 (略)

A313 (略)

A314 認知症治療病棟入院料(1日につき)

1・2 (略)

注1～3 (略)

4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。)、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区

ハビリテーションの区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料（1に限る。）、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号H007-3に掲げる認知症患者リハビリテーション料、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓（入院した日から起算して60日以内の期間に限る。）、区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（入院した日から起算して60日以内の期間における区分番号J038に掲げる人工腎臓に係るものに限る。）並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。

A315及びA316（略）

A317 特定一般病棟入院料（1日につき）

1・2（略）

注1～5（略）

6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、総合入院体制加算、急性期充実体制加算、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、在宅患者緊急入院診療加算、診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算、乳幼児加算・幼児加算、難病等特別入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、看護配置加算、看護補助加算、地域加算、離島加算、療養環境加算、HIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算、小児療養環境特別加算、無菌治療室管理加算、放射線治療病室管理加算、緩

分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料（1に限る。）、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号H007-3に掲げる認知症患者リハビリテーション料、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓（入院した日から起算して60日以内の期間に限る。）、区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（入院した日から起算して60日以内の期間における区分番号J038に掲げる人工腎臓に係るものに限る。）並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。

A315及びA316（略）

A317 特定一般病棟入院料（1日につき）

1・2（略）

注1～5（略）

6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、総合入院体制加算、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、在宅患者緊急入院診療加算、診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算、乳幼児加算・幼児加算、難病等特別入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、看護配置加算、看護補助加算、地域加算、離島加算、療養環境加算、HIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算、小児療養環境特別加算、無菌治療室管理加算、放射線治療病室管理加算、緩和ケア診療加算、精神

和ケア診療加算、精神科リエゾンチーム加算、強度行動障害入院医療管理加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、がん拠点病院加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩等管理加算（ハイリスク分娩管理加算に限る。）、呼吸ケアチーム加算、術後疼痛管理チーム加算、後発医薬品使用体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ、2のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

7 （略）

8 注7本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用（区分番号A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料の注3から注5まで及び注7に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる

科リエゾンチーム加算、強度行動障害入院医療管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、がん拠点病院加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算、呼吸ケアチーム加算、後発医薬品使用体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ、2のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

7 （略）

8 注7本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用（区分番号A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料の注3から注5まで及び注7に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流、区分番号J

腹膜灌流、区分番号 J 4 0 0 に掲げる特定保険医療材料（区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓又は区分番号 J 0 4 2 に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）及び除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該所定点数に含まれるものとする。

9 (略)

A 3 1 8 地域移行機能強化病棟入院料（1日につき）

1,539点

注1～3 (略)

4 診療に係る費用（注2及び注3本文に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号 B 0 1 5 に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法（区分番号 I 0 1 1 に掲げる精神科退院指導料及び区分番号 I 0 1 1 - 2 に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、地域移行機能強化病棟入院料に含まれるものとする。

A 3 1 9 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料

2,129点

(生活療養を受ける場合にあつては、2,115点)

注1 主として回復期リハビリテーションを行う病

4 0 0 に掲げる特定保険医療材料（区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓又は区分番号 J 0 4 2 に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）及び除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該所定点数に含まれるものとする。

9 (略)

A 3 1 8 地域移行機能強化病棟入院料（1日につき）

1,539点

注1～3 (略)

4 診療に係る費用（注2及び注3本文に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号 B 0 1 5 に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法（区分番号 I 0 1 1 に掲げる精神科退院指導料及び区分番号 I 0 1 1 - 2 に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、地域移行機能強化病棟入院料に含まれるものとする。

(新設)

棟に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関（特定機能病院に限る。）が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものについて、当該病棟に入院した日から起算して、それぞれの状態に応じて別に厚生労働大臣が定める日数を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

- 2 診療に係る費用（当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等の区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用（別に厚生労働大臣が定める費用を除く。）、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流、区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特定機能病院リハビリテーション病棟入院料

に含まれるものとする。

第4節 短期滞在手術等基本料

区分

A400 短期滞在手術等基本料

1 短期滞在手術等基本料1（日帰りの場合）

イ 麻酔を伴う手術を行った場合 2,947点

ロ イ以外の場合 2,718点

(削る)

2 短期滞在手術等基本料3（4泊5日までの場合）

イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1
及び2以外の場合 イ 安全精度管理下で行う
もの 10,549点

(生活療養を受ける場合にあつては、10,475点)

ロ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1
及び2以外の場合 ロ その他のもの

8,744点

(生活療養を受ける場合にあつては、8,670点)

ハ D237-2 反復睡眠潜時試験 (MSLT
) 11,485点

(生活療養を受ける場合にあつては、11,411点)

ニ D287 内分泌負荷試験 1 下垂体前葉
負荷試験 イ 成長ホルモン (GH) (一連と
して) 8,312点

(生活療養を受ける場合にあつては、8,238点)

ホ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査
5,040点

(生活療養を受ける場合にあつては、4,966点)

第4節 短期滞在手術等基本料

区分

A400 短期滞在手術等基本料

1 短期滞在手術等基本料1（日帰りの場合）

2,947点

(新設)

(新設)

2 短期滞在手術等基本料2（1泊2日の場合）

5,075点

(生活療養を受ける場合にあつては、5,046点)

3 短期滞在手術等基本料3（4泊5日までの場合）

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

イ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査
5,630点

(生活療養を受ける場合にあつては、5,556点)

<p>へ D413 前立腺針生検法 2 <u>その他のもの</u> 10,197点 (生活療養を受ける場合にあつては、<u>10,123点</u>)</p>	<p>ロ D413 前立腺針生検法 <u>10,309点</u> (生活療養を受ける場合にあつては、<u>10,235点</u>)</p>
<p>ト K007-2 <u>経皮的放射線治療用金属マー カー留置術</u> 33,572点 (生活療養を受ける場合にあつては、<u>33,498点</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p>チ K030 <u>四肢・軀幹軟部腫瘍摘出術 2 手、足(手に限る。)</u> 16,224点 (生活療養を受ける場合にあつては、<u>16,150点</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p>リ K046 <u>骨折観血的手術 2 前腕、下腿 、手舟状骨(手舟状骨に限る。)</u> 32,937点 (生活療養を受ける場合にあつては、<u>32,863点</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p>ヌ K048 <u>骨内異物(挿入物を含む。)</u> 除去 術 3 <u>前腕、下腿(前腕に限る。)</u> 20,611点 (生活療養を受ける場合にあつては、<u>20,537点</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p>ル K048 <u>骨内異物(挿入物を含む。)</u> 除去 術 4 <u>鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足) その他(鎖骨に限る。)</u> 21,057点 (生活療養を受ける場合にあつては、<u>20,983点</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p>ヲ K048 <u>骨内異物(挿入物を含む。)</u> 除去 術 4 <u>鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足) その他(手に限る。)</u> 15,180点 (生活療養を受ける場合にあつては、<u>15,106点</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p>ヾ K070 <u>ガングリオン摘出術 1 手、足 、指(手、足)(手に限る。)</u> 13,878点 (生活療養を受ける場合にあつては、<u>13,804点</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p>カ K093-2 <u>関節鏡下手根管開放手術</u> 17,621点 (生活療養を受ける場合にあつては、<u>17,547点</u>)</p>	<p>ハ K093-2 <u>関節鏡下手根管開放手術</u> <u>18,448点</u> (生活療養を受ける場合にあつては、<u>18,374点</u>)</p>
<p>ク K196-2 <u>胸腔鏡下交感神経節切除術(</u></p>	<p>ニ K196-2 <u>胸腔鏡下交感神経節切除術(</u></p>

両側)	35,663点	両側)	40,943点
(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>35,589点</u>)		(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>40,869点</u>)	
<u>タ K 2 0 2 涙管チューブ挿入術 1 涙道内</u>		(新設)	
<u>視鏡を用いるもの</u>	<u>11,312点</u>		
(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>11,238点</u>)			
<u>レ K 2 1 7 眼^{けん}内反症手術 2 皮膚切開法</u>		(新設)	
	<u>10,654点</u>		
(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>10,580点</u>)			
<u>ソ K 2 1 9 眼^{けん}下垂症手術 1 眼^{けん}挙筋前</u>		(新設)	
<u>転法</u>	<u>18,016点</u>		
(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>17,942点</u>)			
<u>ツ K 2 1 9 眼^{けん}下垂症手術 3 その他のも</u>		(新設)	
<u>の</u>	<u>16,347点</u>		
(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>16,273点</u>)			
<u>ネ K 2 2 4 翼状片手術 (弁の移植を要するも</u>		(新設)	
<u>の)</u>	<u>9,431点</u>		
(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>9,357点</u>)			
<u>ナ K 2 4 2 斜視手術 2 後転法</u>		(新設)	
	<u>18,326点</u>		
(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>18,252点</u>)			
<u>ラ K 2 4 2 斜視手術 3 前転法及び後転法</u>		(新設)	
<u>の併施</u>	<u>22,496点</u>		
(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>22,422点</u>)			
<u>ム K 2 5 4 治療的角膜切除術 1 エキシマ</u>		(新設)	
<u>レーザーによるもの (角膜ジストロフィー又は</u>			
<u>帯状角膜変性に係るものに限る。)</u>	<u>20,426点</u>		
(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>20,352点</u>)			
<u>ウ K 2 6 8 緑内障手術 6 水晶体再建術併</u>		(新設)	
<u>用眼内ドレーン挿入術</u>	<u>37,155点</u>		
(生活療養を受ける場合にあつては、 <u>37,081点</u>)			
<u>ヱ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを</u>		<u>ホ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを</u>	

挿入する場合 ロ その他のもの (片側)
17,888点
 (生活療養を受ける場合にあつては、17,814点)
 ノ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを
 挿入する場合 ロ その他のもの (両側)
32,130点
 (生活療養を受ける場合にあつては、32,056点)
 オ K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズを
 挿入しない場合 (片側) 15,059点
 (生活療養を受ける場合にあつては、14,985点)
 ク K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズを
 挿入しない場合 (両側) 25,312点
 (生活療養を受ける場合にあつては、25,238点)
 ヤ K 3 1 8 鼓膜形成手術 30,571点
 (生活療養を受ける場合にあつては、30,497点)
 マ K 3 3 3 鼻骨骨折整復固定術 18,809点
 (生活療養を受ける場合にあつては、18,735点)
 ケ K 3 8 9 喉頭・声帯ポリープ切除術 2
 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの
26,312点
 (生活療養を受ける場合にあつては、26,238点)
 フ K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5セン
 チメートル未満 17,302点
 (生活療養を受ける場合にあつては、17,228点)
 コ K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 2 長径5セン
 チメートル以上 25,366点
 (生活療養を受ける場合にあつては、25,292点)
 エ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓
 除去術 1 初回 28,842点
 (生活療養を受ける場合にあつては、28,768点)
 テ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓

挿入する場合 ロ その他のもの (片側)
19,873点
 (生活療養を受ける場合にあつては、19,799点)
 コ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを
 挿入する場合 ロ その他のもの (両側)
34,416点
 (生活療養を受ける場合にあつては、34,342点)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 ト K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5セン
 チメートル未満 18,588点
 (生活療養を受ける場合にあつては、18,514点)
 (新設)
 チ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓
 除去術 1 初回 32,540点
 (生活療養を受ける場合にあつては、32,466点)
 リ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓

除去術 2 1の実施後3月以内に実施する場合
28,884点
(生活療養を受ける場合にあつては、28,810点)
ア K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除
術 19,798点
(生活療養を受ける場合にあつては、19,724点)
サ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法
(一連として) 9,149点
(生活療養を受ける場合にあつては、9,075点)
キ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮
術 9,494点
(生活療養を受ける場合にあつては、9,420点)
ユ K 6 1 7 - 2 大伏在静脈抜去術 23,090点
(生活療養を受ける場合にあつては、23,016点)
メ K 6 1 7 - 4 下肢静脈瘤血管内焼灼術
20,130点
(生活療養を受ける場合にあつては、20,056点)
ミ K 6 1 7 - 6 下肢静脈瘤血管内塞栓術
22,252点
(生活療養を受ける場合にあつては、22,178点)
シ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア
(3歳未満に限る。) 33,785点
(生活療養を受ける場合にあつては、33,711点)
エ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア
(3歳以上6歳未満に限る。) 24,296点
(生活療養を受ける場合にあつては、24,222点)
ヒ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア
(6歳以上15歳未満に限る。) 21,275点
(生活療養を受ける場合にあつては、21,201点)
モ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア
(15歳以上に限る。) 23,648点

除去術 2 1の実施後3月以内に実施する場合
32,540点
(生活療養を受ける場合にあつては、32,466点)
ヌ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除
術 21,755点
(生活療養を受ける場合にあつては、21,681点)
ル K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法
(一連として) 10,411点
(生活療養を受ける場合にあつては、10,337点)
ヲ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮
術 10,225点
(生活療養を受ける場合にあつては、10,151点)
(新設)
(新設)
(新設)
ワ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア
(3歳未満に限る。) 31,835点
(生活療養を受ける場合にあつては、31,761点)
カ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア
(3歳以上6歳未満に限る。) 25,358点
(生活療養を受ける場合にあつては、25,284点)
ク K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア
(6歳以上15歳未満に限る。) 22,597点
(生活療養を受ける場合にあつては、22,523点)
タ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア
(15歳以上に限る。) 24,975点

(生活療養を受ける場合にあつては、23,574点)
セ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)
) (3歳未満に限る。) 70,492点
 (生活療養を受ける場合にあつては、70,418点)
ス K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)
) (3歳以上6歳未満に限る。) 53,309点
 (生活療養を受ける場合にあつては、53,235点)
ソ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)
) (6歳以上15歳未満に限る。) 41,081点
 (生活療養を受ける場合にあつては、41,007点)
イイ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)
) (15歳以上に限る。) 48,934点
 (生活療養を受ける場合にあつては、48,860点)
イロ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満
12,560点
 (生活療養を受ける場合にあつては、12,486点)
イハ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上
16,258点
 (生活療養を受ける場合にあつては、16,184点)
イニ K 7 4 3 痔核手術 (脱肛を含む。) 2
 硬化療法 (四段階注射法によるもの)
10,604点
 (生活療養を受ける場合にあつては、10,530点)
イホ K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、
 肛門尖圭コンジローム切除術 (肛門ポリープ切除術に限る。)
10,792点
 (生活療養を受ける場合にあつては、10,718点)
イヘ K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、
 肛門尖圭コンジローム切除術 (肛門尖圭コンジ

(生活療養を受ける場合にあつては、24,901点)
レ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)
) (3歳未満に限る。) 62,344点
 (生活療養を受ける場合にあつては、62,270点)
ロ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)
) (3歳以上6歳未満に限る。) 51,773点
 (生活療養を受ける場合にあつては、51,699点)
ツ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)
) (6歳以上15歳未満に限る。) 40,741点
 (生活療養を受ける場合にあつては、40,667点)
ネ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)
) (15歳以上に限る。) 50,328点
 (生活療養を受ける場合にあつては、50,254点)
ナ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満
12,739点
 (生活療養を受ける場合にあつては、12,665点)
ネ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上
15,599点
 (生活療養を受ける場合にあつては、15,525点)
ム K 7 4 3 痔核手術 (脱肛を含む。) 2
 硬化療法 (四段階注射法によるもの)
11,109点
 (生活療養を受ける場合にあつては、11,035点)
 (新設)
 (新設)

ローム切除術に限る。) 8,415点
(生活療養を受ける場合にあつては、8,341点)
イト K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
(一連につき) 25,894点
(生活療養を受ける場合にあつては、25,820点)
イチ K 8 2 3 - 6 尿失禁手術(ボツリヌス毒
素によるもの) 24,703点
(生活療養を受ける場合にあつては、24,629点)
イリ K 8 3 4 - 3 顕微鏡下精索静脈^{りゅう}瘤手術
23,870点
(生活療養を受ける場合にあつては、23,796点)
イヌ K 8 6 7 子宮頸部^{けいぶ}(脛部)切除術
14,607点
(生活療養を受ける場合にあつては、14,533点)
イル K 8 7 2 - 3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切
出術、子宮内膜ポリープ切除術 1 電解質溶
液利用のもの 21,709点
(生活療養を受ける場合にあつては、21,635点)
イロ K 8 7 2 - 3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切
出術、子宮内膜ポリープ切除術 2 その他の
もの 18,652点
(生活療養を受ける場合にあつては、18,578点)
イワ K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 1
電解質溶液利用のもの 35,191点
(生活療養を受ける場合にあつては、35,117点)
イカ K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 2
その他のもの 33,460点
(生活療養を受ける場合にあつては、33,386点)
イヨ K 8 9 0 - 3 腹腔鏡下卵管形成術
109,045点
(生活療養を受ける場合にあつては、108,971点)

ウ K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術(
一連につき) 25,597点
(生活療養を受ける場合にあつては、25,523点)
(新設)

(新設)

主 K 8 6 7 子宮頸部^{けいぶ}(脛部)切除術
16,249点
(生活療養を受ける場合にあつては、16,175点)
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

イタ M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療 58,496点

(生活療養を受ける場合にあつては、58,422点)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（同一の日に入院及び退院した場合に限る。）は、短期滞在手術等基本料1を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病又は負傷につき、退院の日から起算して7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。

2 (略)

3 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料1に含まれるものとする。

イ～ハ (略)

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総たんぱく、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ

イロ M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療 59,199点

(生活療養を受ける場合にあつては、59,125点)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（同一の日に入院及び退院した場合に限る。）は短期滞在手術等基本料1を、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（入院した日の翌日までに退院した場合に限る。）は短期滞在手術等基本料2を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病又は負傷につき、退院の日から起算して7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。

2 (略)

3 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料1に含まれるものとする。

イ～ハ (略)

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総たんぱく、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ

(LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、リン脂質、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT) 並びにイオン化カルシウム

ホ～ヲ (略)
(削る)

4 (略)

第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等

通則

- 1 医学管理等の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。
- 2 医学管理等に当たって、プログラム医療機器等の使用に係る医学管理を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料 (以下この部において「特定保険医療材料」という。) を使用した場合は、前号により算定した点数及び第2節又は第3節の各区分の所定点数を合算した点数により算定す

(LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、リン脂質、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT) 並びにイオン化カルシウム

ホ～ヲ (略)

- 4 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料2に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算 (臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、がん拠点病院加算及びデータ提出加算を除く。)

ハ 注3のイからヲまでに掲げるもの

5 (略)

第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等

(新設)

る。

3 組織的な感染防止対策につき区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、第1節の各区分に掲げる医学管理料等のうち次に掲げるものを算定した場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料の注11、区分番号A001に掲げる再診料の注15、第2部の通則第5号又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注13にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。

イ 小児科外来診療料

ロ 外来リハビリテーション診療料

ハ 外来放射線照射診療料

ニ 地域包括診療料

ホ 認知症地域包括診療料

ヘ 小児かかりつけ診療料

ト 外来腫瘍化学療法診療料

チ 救急救命管理料

リ 退院後訪問指導料

4 感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注12及び区分番号A001に掲げる再診料の注16に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。

5 感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注13及び区分番号A001に掲げ

る再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第3号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。

第1節 医学管理料等

区分

B000 特定疾患療養管理料

1～3 (略)

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特定疾患療養管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1、2又は3の所定点数に代えて、それぞれ196点、128点又は76点を算定する。

B001 特定疾患治療管理料

1 ウイルス疾患指導料

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ウイルス疾患指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又はロの所定点数に代えて、それぞれ209点又は287点を算定する。

2～4 (略)

5 小児科療養指導料 270点

(新設)

区分

B000 特定疾患療養管理料

1～3 (略)

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に特定疾患療養管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、特定疾患療養管理料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

B001 特定疾患治療管理料

1 ウイルス疾患指導料

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

(新設)

2～4 (略)

5 小児科療養指導料 270点

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、小児科療養指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、235点を算定する。

6 てんかん指導料 250点

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、てんかん指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、218点を算定する。

7 難病外来指導管理料 270点

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、難病外来指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、235点を算定する。

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に小児科療養指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、小児科療養指導料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

6 てんかん指導料 250点

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際にてんかん指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、てんかん指導料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

7 難病外来指導管理料 270点

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に難病外来指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、難病外来指導管理料(情報通信機器を用いた場合)

8 皮膚科特定疾患指導管理料

イ・ロ (略)

注1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又はロの所定点数に代えて、それぞれ218点又は87点を算定する。

9 外来栄養食事指導料

イ 外来栄養食事指導料1

(1) 初回

① 対面で行った場合 260点

② 情報通信機器等を用いた場合 235点

(2) 2回目以降

① (略)

② 情報通信機器等を用いた場合 180点

ロ 外来栄養食事指導料2

(1) 初回

① 対面で行った場合 250点

② 情報通信機器等を用いた場合 225点

(2) 2回目以降

① 対面で行った場合 190点

② 情報通信機器等を用いた場合 170点

注1 イの(1)の①及び(2)の①については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った

として、月1回に限り100点を算定する。

8 皮膚科特定疾患指導管理料

イ・ロ (略)

注1～3 (略)

(新設)

9 外来栄養食事指導料

イ 外来栄養食事指導料1

(1) 初回

260点

(新設)

(新設)

(2) 2回目以降

① (略)

② 情報通信機器等を用いた場合 180点

ロ 外来栄養食事指導料2

(1) 初回

250点

(新設)

(新設)

(2) 2回目以降

190点

(新設)

(新設)

注1 イの(1)及び(2)の①については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合

場合に、初回の指導を行った月にあつては月2回に限り、その他の月にあつては月1回に限り算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって月2回以上の指導を行った場合に限り、月の2回目の指導時にイの②の①の点数を算定する。ただし、区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料を算定した日と同日であること。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の専門的な知識を有する管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に限り、月1回に限り260点を算定する。

4 イの①の②及び②の②については、入院中の患者以外の患者であつて、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が電話又は情報通信機器によって必要な指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあつては月2回に限り、その他の月にあつては月1回に限り算定する。

5 ロの①の①及び②の①については、入院中の患者以外の患者であつて、別に厚生労働大臣

に、初回の指導を行った月にあつては月2回に限り、その他の月にあつては月1回に限り算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって月2回以上の指導を行った場合に限り、月の2回目の指導時にイの②の①の点数を算定する。ただし、外来化学療法加算を算定した日と同日であること

(新設)

3 イの②の②については、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が電話又は情報通信機器等によって必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

4 ロについては、診療所において、入院中の患者以外の患者であつて、別に厚生労働大臣

臣が定めるものに対して、保険医療機関（診療所に限る。）の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあつては月2回に限り、その他の月にあつては月1回に限り算定する。

6 ロの①の②及び②の②については、入院中の患者以外の患者であつて、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関（診療所に限る。）の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が電話又は情報通信機器によって必要な指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあつては月2回に限り、その他の月にあつては月1回に限り算定する。

10 入院栄養食事指導料（週1回）

イ・ロ（略）

注1・2（略）

3 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、退院後の栄養食事管理について指導するとともに、入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて患者に説明し、これを他の保険医療機関、介護老人保健施設等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等若しくは児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設の医師又は管理栄養士と共有した場合に、入院中1回に限り、栄養情報提供加算として50点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は別に算定で

が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあつては月2回に限り、その他の月にあつては月1回に限り算定する。

（新設）

10 入院栄養食事指導料（週1回）

イ・ロ（略）

注1・2（略）

3 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、退院後の栄養食事管理について指導するとともに、入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて患者に説明し、これを他の保険医療機関、介護老人保健施設等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等若しくは児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設の医師又は管理栄養士と共有した場合に、入院中1回に限り、栄養情報提供加算として50点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B005に掲げる退院時

きない。

11～13 (略)

14 高度難聴指導管理料

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った患者については月1回に限り、その他の患者については年1回に限り算定する。

3 (略)

15 慢性維持透析患者外来医学管理料 2,211点

注1 (略)

2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D 0 2 6に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、生化学的検査(Ⅱ)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

イ～ハ (略)

ニ 血液形態・機能検査

赤血球沈降速度 (E S R)、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像 (自動機械法)、末梢血液像 (鏡検法)、ヘモグロビンA 1 c (H_bA 1 c)

ホ (略)

ヘ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、アルブミン (B C P改良法・B C G法)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (L D)、アルカリホスファターゼ (A L P)、コリンエステラーゼ (C

共同指導料2は別に算定できない。

11～13 (略)

14 高度難聴指導管理料

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った患者については月1回に限り、その他の患者については1回に限り算定する。

3 (略)

15 慢性維持透析患者外来医学管理料 2,250点

注1 (略)

2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D 0 2 6に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、生化学的検査(Ⅱ)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

イ～ハ (略)

ニ 血液形態・機能検査

赤血球沈降速度 (E S R)、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像 (自動機械法)、末梢血液像 (鏡検法)、ヘモグロビンA 1 c (H_bA 1 c)

ホ (略)

ヘ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、アルブミン (B C P改良法・B C G法)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (L D)、アルカリホスファターゼ (A L P)、コリンエステラーゼ (C

hE)、アミラーゼ、γ-グルタミルトランスフェラーゼ(γ-GT)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄(Fe)、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)、1,25-ジヒドロキシビタミンD₃、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法)、たん^{たん}白分画、血液ガス分析、アルミニウム(A1)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン

ト〜ワ (略)

3 (略)

16・17 (略)

18 小児悪性腫瘍患者指導管理料 550点

注1〜4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、479点を算定する。

19〜21 (略)

22 がん性疼痛緩和指導管理料 200点

hE)、アミラーゼ、γ-グルタミルトランスフェラーゼ(γ-GT)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄(Fe)、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)、1,25-ジヒドロキシビタミンD₃、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法)、たん^{たん}白分画、血液ガス分析、アルミニウム(A1)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン

ト〜ワ (略)

3 (略)

16・17 (略)

18 小児悪性腫瘍患者指導管理料 550点

注1〜4 (略)

(新設)

19〜21 (略)

22 がん性疼痛緩和指導管理料 200点

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛緩和指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、174点を算定する。

23 がん患者指導管理料

イ (略)

ロ 医師、看護師又は公認心理師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点

ハ・ニ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合又は入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合った上で、当該診療方針等に関する当該患者の意思決定に対する支援を行い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回（当該患者について区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それ

注1・2 (略)

(新設)

23 がん患者指導管理料

イ (略)

ロ 医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点

ハ・ニ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回（当該患者について区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該指導管理を実施した場合には、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回）に限り算定する。

ぞれ当該指導管理を実施した場合には、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回)に限り算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示に基づき看護師若しくは公認心理師が、患者の心理的不安を軽減するための面接を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。

3～5 (略)

6 ハについて、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料、区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F100に掲げる処方料の注7に規定する加算又は区分番号F400に掲げる処方箋料の注6に規定する加算は、別に算定できない。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん患者指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ、ロ、ハ又はニの所定点数に代えて、それぞれ435点、174点、174点又は261点を算定する。

24 外来緩和ケア管理料 290点
注1～4 (略)

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示に基づき看護師が、患者の心理的不安を軽減するための面接を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。

3～5 (略)

6 ハについて、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F100に掲げる処方料の注7に規定する加算又は区分番号F400に掲げる処方箋料の注6に規定する加算は、別に算定できない。

(新設)

24 外来緩和ケア管理料 290点
注1～4 (略)

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来緩和ケア管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、252点（注4に規定する外来緩和ケア管理料（特定地域）を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合にあっては、131点）を算定する。
- 25 移植後患者指導管理料
イ・ロ（略）
注1・2（略）
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、移植後患者指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又ロの所定点数に代えて、それぞれ261点を算定する。
- 26（略）
- 27 糖尿病透析予防指導管理料 350点
注1～5（略）
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病透析予防指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、305点（注4に規定する糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合にあっては、152点）を算定する。

（新設）

- 25 移植後患者指導管理料
イ・ロ（略）
注1・2（略）
（新設）
- 26（略）
- 27 糖尿病透析予防指導管理料 350点
注1～5（略）
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に糖尿病透析予防指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、糖尿病透析予防指導管理料（情報通信機器を用いた場合）として、月1回に限り100点を算定する。

28 小児運動器疾患指導管理料 250点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、運動器疾患を有する20歳未満のものに対し、小児の運動器疾患に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、6月に1回（初回算定日の属する月から起算して6月以内は月1回）に限り算定する。ただし、同一月に区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については、算定できない。

29・30 (略)

31 腎代替療法指導管理料 500点

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、腎代替療法指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、435点を算定する。

32 一般不妊治療管理料 250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の不妊症の患者であって、一般不妊治療を実施しているものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、3月に1回に限り算定する。ただし、区分番号B

28 小児運動器疾患指導管理料 250点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、運動器疾患を有する12歳未満のものに対し、小児の運動器疾患に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、6月に1回（初回算定日の属する月から起算して6月以内は月1回）に限り算定する。ただし、同一月に区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については、算定できない。

29・30 (略)

31 腎代替療法指導管理料 500点

注1・2 (略)

(新設)

(新設)

001の33に掲げる生殖補助医療管理料を算定している患者については算定しない。

2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

33 生殖補助医療管理料

(新設)

イ 生殖補助医療管理料1 300点

ロ 生殖補助医療管理料2 250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の不妊症の患者であって、生殖補助医療を実施しているものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、月1回に限り算定する。

2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

34 二次性骨折予防継続管理料

(新設)

イ 二次性骨折予防継続管理料1 1,000点

ロ 二次性骨折予防継続管理料2 750点

ハ 二次性骨折予防継続管理料3 500点

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、大腿骨近位部骨折に対する手術を行ったものに対して、二次性骨

折の予防を目的として、骨粗鬆症^{しよっ}の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、他の保険医療機関においてイを算定したものに対して、継続して骨粗鬆症^{しよっ}の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、イを算定した^{しよっ}ものに対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り算定する。

35 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

(新規)

イ 1月目 280点

ロ 2月目以降 25点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外のアレルギー性鼻炎の患者に対して、アレルギー免疫療法による治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を文書を用いて行い、当該患者の同意を得た上で、アレルギー免疫療法による計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

36 下肢創傷処置管理料 500点

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、下肢の潰瘍を有するものに対して、下肢創傷処置に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、区分番号J000-2に掲げる下肢創傷処置を算定した日の属する月において、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料は、別に算定できない。

B001-2 小児科外来診療料（1日につき）

1・2 （略）

注1 小児科を標榜^{ほう}する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（6歳未満の乳幼児に限る。）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。

2 （略）

3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8及び注10に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算、通則第3号から第5号までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B011に掲げる連携強化診

B001-2 小児科外来診療料（1日につき）

1・2 （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜^{ほう}する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（6歳未満の乳幼児に限る。）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。

2 （略）

3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8及び注10に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B011に掲げる診療情報提供料Ⅲ及び区分番号C000に掲げる往診料

療情報提供料及び区分番号C000に掲げる往診料（同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。）を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から115点を減じた点数を、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から70点を減じた点数を算定するものとする。

4 (略)

B001-2-2 (略)

B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料 130点

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳幼児育児栄養指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、113点を算定する。

B001-2-4～B001-2-6 (略)

B001-2-7 外来リハビリテーション診療料

1・2 (略)

注1 (略)

2 外来リハビリテーション診療料1を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲

（同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。）を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から115点を減じた点数を、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から70点を減じた点数を算定するものとする。

4 (略)

B001-2-2 (略)

B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料 130点

注 (略)

(新設)

B001-2-4～B001-2-6 (略)

B001-2-7 外来リハビリテーション診療料

1・2 (略)

注1 (略)

2 外来リハビリテーション診療料1を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲

げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料及び外来リハビリテーション診療料2は、算定しない。

- 3 外来リハビリテーション診療料2を算定する日から起算して14日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料及び外来リハビリテーション診療料1は、算定しない。

B001-2-8 外来放射線照射診療料 297点
注1・2 (略)

- 3 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該放射線治療の実施に係る区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料及び区分番号A002に掲げる外来診療料は、算定しない。

B001-2-9 地域包括診療料 (月1回)
1・2 (略)

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関 (許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。) において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病 (慢性維持透析を行っていないものに限る。) 又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者以外の患者に対して、当該患者の同意を得て

げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料及び外来リハビリテーション診療料2は、算定しない。

- 3 外来リハビリテーション診療料2を算定する日から起算して14日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料及び外来リハビリテーション診療料1は、算定しない。

B001-2-8 外来放射線照射診療料 297点
注1・2 (略)

- 3 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該放射線治療の実施に係る区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料及び区分番号A003に掲げるオンライン診療料は、算定しない。

B001-2-9 地域包括診療料 (月1回)
1・2 (略)

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関 (許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。) において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者以外の患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合 (初診の日を除く。) に、当該

、療養上必要な指導及び診療を行った場合（初診の日を除く。）に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ患者1人につき月1回に限り算定する。

2 地域包括診療を受けている患者に対して行った注3に規定する加算並びに区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7までに規定する加算、通則第3号から第5号までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料並びに第2章第2部在宅医療（区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅰ、区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除く。）及び第5部投薬（区分番号F100に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方箋料を除く。）を除く費用は、地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

3 （略）
（削る）

基準に係る区分に従い、それぞれ患者1人につき月1回に限り算定する。

2 地域包括診療を受けている患者に対して行った注3に規定する加算並びに区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号B011に掲げる診療情報提供料Ⅲ並びに第2章第2部在宅医療（区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅰ、区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除く。）及び第5部投薬（区分番号F100に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方箋料を除く。）を除く費用は、地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

3 （略）

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に地域包括診療料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用

B 0 0 1 - 2 - 10 認知症地域包括診療料（月 1 回）

1・2 （略）

注 1 （略）

2 認知症地域包括診療を受けている患者に対して行った注 3 に規定する加算並びに区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診療の注 5 から注 7 までに規定する加算、通則第 3 号から第 5 号までに規定する加算、区分番号 B 0 0 1 - 2 - 2 に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号 B 0 1 0 に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号 B 0 1 1 に掲げる連携強化診療情報提供料並びに第 2 章第 2 部在宅医療（区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ、区分番号 C 0 0 1 - 2 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲ、区分番号 C 0 0 2 に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号 C 0 0 2 - 2 に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除く。）及び第 5 部投薬（区分番号 F 1 0 0 に掲げる処方料及び区分番号 F 4 0 0 に掲げる処方箋料を除く。）を除く費用は、認知症地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が 550 点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

3 （略）

いて行った場合は、注 1 の規定にかかわらず、所定点数に代えて、地域包括診療料（情報通信機器を用いた場合）として、月 1 回に限り 100 点を算定する。

B 0 0 1 - 2 - 10 認知症地域包括診療料（月 1 回）

1・2 （略）

注 1 （略）

2 認知症地域包括診療を受けている患者に対して行った注 3 に規定する加算並びに区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診療の注 5 から注 7 までに規定する加算、区分番号 B 0 0 1 - 2 - 2 に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号 B 0 1 0 に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号 B 0 1 1 に掲げる診療情報提供料Ⅲ並びに第 2 章第 2 部在宅医療（区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ、区分番号 C 0 0 1 - 2 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲ、区分番号 C 0 0 2 に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号 C 0 0 2 - 2 に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除く。）及び第 5 部投薬（区分番号 F 1 0 0 に掲げる処方料及び区分番号 F 4 0 0 に掲げる処方箋料を除く。）を除く費用は、認知症地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が 550 点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

3 （略）

(削る)

B001-2-11 小児かかりつけ診療料（1日につき）

1 小児かかりつけ診療料1

イ 処方箋を交付する場合

(1) 初診時 641点

(2) 再診時 448点

ロ 処方箋を交付しない場合

(1) 初診時 758点

(2) 再診時 566点

2 小児かかりつけ診療料2

イ 処方箋を交付する場合

(1) 初診時 630点

(2) 再診時 437点

ロ 処方箋を交付しない場合

(1) 初診時 747点

(2) 再診時 555点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、未就学児（6歳以上の患者にあっては、6歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る。）の患者であって入院中の患者以外のものに対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それ

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に認知症地域包括診療料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、認知症地域包括診療料（情報通信機器を用いた場合）として、月1回に限り100点を算定する。

B001-2-11 小児かかりつけ診療料（1日につき）

1 処方箋を交付する場合

イ 初診時 631点

(新設)

(新設)

ロ 再診時 438点

(新設)

(新設)

2 処方箋を交付しない場合

イ 初診時 748点

(新設)

(新設)

ロ 再診時 556点

(新設)

(新設)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、未就学児（6歳以上の患者にあっては、6歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る。）の患者であって入院中の患者以外のものに対して診療を行った場合に算定する。

ぞれ算定する。

2 (略)

3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8及び注10に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算並びに通則第3号から第5号までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B009-2に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅲ、区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料及び区分番号C000に掲げる往診料（同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。）を除き、診療に係る費用は、小児かかりつけ診療料に含まれるものとする。

4 (略)

B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料

1 外来腫瘍化学療法診療料1

イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 700点

ロ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合 400点

2 外来腫瘍化学療法診療料2

イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 570点

ロ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合 270点

2 (略)

3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8及び注10に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算並びに区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B009-2に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅲ、区分番号B011に掲げる診療情報提供料Ⅳ及び区分番号C000に掲げる往診料（同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。）を除き、診療に係る費用は、小児かかりつけ診療料に含まれるものとする。

4 (略)

(新設)

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする患者であって入院中の患者以外のものに対して、外来化学療法（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の実施その他の必要な治療管理を行った場合に、当該基準に係る区分に従い算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料（注6から注8までに規定する加算を除く。）、区分番号A001に掲げる再診料（注4から注6までに規定する加算を除く。）、区分番号A002に掲げる外来診療料（注7から注9までに規定する加算を除く。）、区分番号B001の23に掲げるがん患者指導管理料のハ又は区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は、別に算定できない。
- 2 1のイ及び2のイについては、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、月3回に限り算定する。
- 3 1のロ及び2のロについては、1のイ又は2のイを算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与その他の必要な治療管理を行った場合に、週1回に限り算定する。
- 4 退院した患者に対して退院の日から起算して7日以内に行った治療管理の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
- 5 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に200点を加算する

。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1のイを算定した患者に対して、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供した上で、当該患者の状態を踏まえて必要な指導を行った場合は、連携充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

7 当該患者に対し、バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を使用した場合は、バイオ後続品導入初期加算として、当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

B001-3 生活習慣病管理料

- | | | |
|---|----------------------|-------------|
| 1 | <u>脂質異常症を主病とする場合</u> | <u>570点</u> |
| | (削る) | |
| | (削る) | |
| | (削る) | |
| 2 | <u>高血圧症を主病とする場合</u> | <u>620点</u> |
| | (削る) | |
| | (削る) | |
| | (削る) | |
| 3 | <u>糖尿病を主病とする場合</u> | <u>720点</u> |

注1 (略)

2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第2章第1部医学管理等(区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理

B001-3 生活習慣病管理料

- | | | |
|---|------------------------------------|---------------|
| 1 | <u>保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合</u> | |
| | イ <u>脂質異常症を主病とする場合</u> | <u>650点</u> |
| | ロ <u>高血圧症を主病とする場合</u> | <u>700点</u> |
| | ハ <u>糖尿病を主病とする場合</u> | <u>800点</u> |
| 2 | <u>1以外の場合</u> | |
| | イ <u>脂質異常症を主病とする場合</u> | <u>1,175点</u> |
| | ロ <u>高血圧症を主病とする場合</u> | <u>1,035点</u> |
| | ハ <u>糖尿病を主病とする場合</u> | <u>1,280点</u> |

(新設)

注1 (略)

2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第2章第1部医学管理等(区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理

料、区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料及び区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料を除く。)、第3部検査、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。

3 (略)

(削る)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、外来データ提出加算として、50点を所定点数に加算する

B001-3-2 ニコチン依存症管理料

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 1のロの②を算定する場合は、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診

料、区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料及び区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料を除く。)、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に生活習慣病管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1本文の規定にかかわらず、所定点数に代えて、生活習慣病管理料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

(新設)

B001-3-2 ニコチン依存症管理料

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 1のロの②を算定する場合は、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料、区分番号C000に掲げる往診

療料Ⅱ)又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できない。

B001-4 手術前医学管理料 1,192点
注1~4 (略)

5 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるもの(手術を行う前1週間以内に行ったものに限る。)は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。

イ~ハ (略)

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総たんぱく質、アルブミン(BCP改良法・BCG法)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ(ALP)、コリンエステラーゼ(ChE)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ(γ-GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄(Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法)、リン脂質、HDL-コレステロール、LDL

料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ)又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できない。

B001-4 手術前医学管理料 1,192点
注1~4 (略)

5 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるもの(手術を行う前1週間以内に行ったものに限る。)は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。

イ~ハ (略)

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総たんぱく質、アルブミン(BCP改良法・BCG法)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ(ALP)、コリンエステラーゼ(ChE)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ(γ-GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄(Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法)、リン脂質、HDL-コレステロール、LDL

ーコレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）並びにイオン化カルシウム

ホ （略）

へ 肝炎ウイルス関連検査

HB_s抗原定性・半定量及びHCV抗体定性・定量

ト～ヌ （略）

6・7 （略）

B001-5 手術後医学管理料（1日につき）

1・2 （略）

注1・2 （略）

3 第3部検査のうち次に掲げるもの（当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日以内に行ったものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。

イ～ハ （略）

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総^{たん}蛋白、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、

ーコレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）並びにイオン化カルシウム

ホ （略）

へ 肝炎ウイルス関連検査

HB_s抗原定性・半定量及びHCV抗体定性・定量

ト～ヌ （略）

6・7 （略）

B001-5 手術後医学管理料（1日につき）

1・2 （略）

注1・2 （略）

3 第3部検査のうち次に掲げるもの（当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日以内に行ったものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。

イ～ハ （略）

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総^{たん}蛋白、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、

アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（F e）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（U I B C）（比色法）、総鉄結合能（T I B C）（比色法）、リン脂質、HDLーコレステロール、LDLーコレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（A S T）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（A L T）、イオン化カルシウム並びに血液ガス分析

ホ～ヌ （略）

4～6 （略）

B 0 0 1 - 6 ～ B 0 0 1 - 8 （略）

B 0 0 1 - 9 療養・就労両立支援指導料

1・2 （略）

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者に対して、当該患者と当該患者を使用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の内容を踏まえ、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、当該患者が勤務する事業場において選任されている労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医、同法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者、同法第12条に規定する衛生管理者若しくは同法第12条の2に規定する安全衛生推進者若しくは衛生推進者又は同法第13条の2の規定により労働者の健康管理等を行う保健師（以下「産業医等」という。）に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者

アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（F e）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（U I B C）（比色法）、総鉄結合能（T I B C）（比色法）、リン脂質、HDLーコレステロール、LDLーコレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（A S T）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（A L T）、イオン化カルシウム並びに血液ガス分析

ホ～ヌ （略）

4～6 （略）

B 0 0 1 - 6 ～ B 0 0 1 - 8 （略）

B 0 0 1 - 9 療養・就労両立支援指導料

1・2 （略）

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者に対して、当該患者と当該患者を使用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の内容を踏まえ、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、当該患者が勤務する事業場において選任されている労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医、同法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者、同法第12条に規定する衛生管理者若しくは同法第12条の2に規定する安全衛生推進者又は同法第13条の2の規定により労働者の健康管理等を行う保健師（以下「産業医等」という。）に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と療養の両立に

の就労と療養の両立に必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定する。

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、療養・就労両立支援指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1又は2の所定点数に代えて、それぞれ696点又は348点を算定する。

B002 開放型病院共同指導料Ⅱ 350点
注1 (略)

2 区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できない。

B003 (略)

B004 退院時共同指導料1

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に

必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定する。

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

4 (略)

(新設)

B002 開放型病院共同指導料Ⅱ 350点
注1 (略)

2 区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できない。

B003 (略)

B004 退院時共同指導料1

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に

掲げる外来診療料、区分番号B002に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅲ)は別に算定できない。

B005～B005-5 (略)

B005-6 がん治療連携計画策定料

1・2 (略)

注1～4 (略)

5 がん治療連携計画策定料2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん治療連携計画策定料2を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、261点を算定する。

B005-6-2 がん治療連携指導料 300点

注1 (略)

2 注1の規定に基づく計画策定病院への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B005-6-3 (略)

B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料 500点

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来がん患者在宅連携指

掲げる外来診療料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料、区分番号B002に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅲ)は別に算定できない。

B005～B005-5 (略)

B005-6 がん治療連携計画策定料

1・2 (略)

注1～4 (略)

(新設)

B005-6-2 がん治療連携指導料 300点

注1 (略)

2 注1の規定に基づく計画策定病院への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる診療情報提供料(Ⅲ)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B005-6-3 (略)

B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料 500点

注1・2 (略)

(新設)

導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、435点を算定する。

B005-7 認知症専門診断管理料

- 1 (略)
 - 2 認知症専門診断管理料 2
 - イ 基幹型又は地域型の場合 300点
 - ロ 連携型の場合 280点
- 注1 (略)

2 認知症専門診断管理料 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、地域において診療を担う他の保険医療機関から紹介された患者であって認知症の症状が増悪したもの（入院中の患者以外の患者又は当該他の保険医療機関の療養病棟に入院している患者に限る。）に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、診療を行った上で今後の療養計画等を患者に説明し、文書により提供するとともに、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、3月に1回に限り所定点数を算定する。

3 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

4 (略)

B005-7-2 認知症療養指導料

- 1～3 (略)
- 注1～3 (略)

B005-7 認知症専門診断管理料

- 1 (略)
 - 2 認知症専門診断管理料 2 300点
(新設)
(新設)
- 注1 (略)

2 認知症専門診断管理料 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす病院である保険医療機関が、地域において診療を担う他の保険医療機関から紹介された患者であって認知症の症状が増悪したもの（入院中の患者以外の患者又は当該他の保険医療機関の療養病棟に入院している患者に限る。）に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、診療を行った上で今後の療養計画等を患者に説明し、文書により提供するとともに、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、3月に1回に限り所定点数を算定する。

3 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる診療情報提供料(Ⅲ)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

4 (略)

B005-7-2 認知症療養指導料

- 1～3 (略)
- 注1～3 (略)

- 4 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 5 (略)
- B005-7-3 認知症サポート指導料 450点
- 注1 (略)
- 2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への助言に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料 700点
- 注1・2 (略)
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、肝炎インターフェロン治療計画料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、609点を算定する。
- B005-9 (略)
- B005-10 ハイリスク妊産婦連携指導料1 1,000点
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た産科又は産婦人科を標榜する^{ぼう}保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する又は精神疾患が疑われるものとして精神科若しくは心療内科を担当する医師への紹介が必要であると判断された妊婦又は出産後2

- 4 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる診療情報提供料(Ⅲ)の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 5 (略)
- B005-7-3 認知症サポート指導料 450点
- 注1 (略)
- 2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への助言に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる診療情報提供料(Ⅲ)の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料 700点
- 注1・2 (略)
(新設)
- B005-9 (略)
- B005-10 ハイリスク妊産婦連携指導料1 1,000点
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た産科又は産婦人科を標榜する^{ぼう}保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する妊婦又は出産後2月以内であるものに対して、当該患者の同意を得て、産科又は産婦人科を担当する医師及び保健師、助産師又は

月以内であるものに対して、当該患者の同意を得て、産科又は産婦人科を担当する医師及び保健師、助産師又は看護師が共同して精神科又は心療内科と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 (略)

B005-10-2 ハイリスク妊産婦連携指導料2 750点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する又は精神疾患が疑われるものとして産科若しくは産婦人科を担当する医師から紹介された妊婦又は出産後6月以内であるものに対して、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を担当する医師が産科又は産婦人科と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 (略)

B005-11 遠隔連携診療料

1 診断を目的とする場合 750点

2 その他の場合 500点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、対面診療を行っている入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診断を目的として、当該施設基準を満たす難病又はてんかんに関する専門的な診療を行っている保険医療機関の医師と情報通信機器を用いて連携して診療を行った場合に、当該診断の確定

看護師が共同して精神科又は心療内科と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 (略)

B005-10-2 ハイリスク妊産婦連携指導料2 750点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する妊婦又は出産後6月以内であるものに対して、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を担当する医師が産科又は産婦人科と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 (略)

B005-11 遠隔連携診療料 500点

(新設)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、対面診療を行っている入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診断を目的として、当該施設基準を満たす難病又はてんかんに関する専門的な診療を行っている保険医療機関の医師と情報通信機器を用いて連携して診療を行った場合に、当該診断の確定までの間に3月に1回に限り算定

までの間に3月に1回に限り算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、てんかん（知的障害を有する者に係るものに限る。）の治療を行うことを目的として、患者の同意を得て、てんかんに関する専門的な診療を行っている他の保険医療機関の医師に事前に診療情報提供を行った上で、当該患者の来院時に、情報通信機器を用いて、当該他の保険医療機関の医師と連携して診療を行った場合に、当該診療料を最初に算定した日から起算して1年を限度として、3月に1回に限り算定する。

B 0 0 5 - 12 こころの連携指導料Ⅱ 350点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、地域社会からの孤立の状況等により、精神疾患が増悪するおそれがあると認められるもの又は精神科若しくは心療内科を担当する医師による療養上の指導が必要であると判断されたものに対して、診療及び療養上必要な指導を行い、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関に対して当該患者に係る診療情報の文書による提供等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、患者1人につき月1回に限り算定する。

B 0 0 5 - 13 こころの連携指導料Ⅲ 500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、区分番号B 0 0 5 - 12に掲げるこころの連携

する。
(新設)

(新設)

(新設)

指導料(Ⅱ)を算定し、当該保険医療機関に紹介されたものに対して、精神科又は心療内科を担当する医師が、診療及び療養上必要な指導を行い、当該患者の同意を得て、当該患者を紹介した医師に対して当該患者に係る診療情報の文書による提供等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、患者1人につき月1回に限り算定する。

B006～B008 (略)

B008-2 薬剤総合評価調整管理料 250点
注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬剤総合評価調整管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、218点を算定する。

B009 診療情報提供料(Ⅱ) 250点
注1～6 (略)

7 保険医療機関が、児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に

B006～B008 (略)

B008-2 薬剤総合評価調整管理料 250点
注1・2 (略)
(新設)

B009 診療情報提供料(Ⅱ) 250点
注1～6 (略)

7 保険医療機関が、児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通学する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

、患者1人につき月1回に限り算定する。

8～18 (略)

B009-2～B010-2 (略)

B011 連携強化診療情報提供料 150点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

2 注1に該当しない場合であって、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。）である保険医療機関において、他の保険医療機関（許可病床の数が200未満の病院又は診療所に限る。）から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りで

8～18 (略)

B009-2～B010-2 (略)

B011 診療情報提供料 150点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす他の保険医療機関から紹介された患者又は別に厚生労働大臣が定める患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

(新設)

はない。)に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

3 注1又は注2に該当しない場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

4 注1から注3までのいずれにも該当しない場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者又はてんかんの患者（当該疾病が疑われる患者を含む。）について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

5 注1から注4までのいずれにも該当しない場合であって、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関におい

2 注1に規定する患者以外の患者については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

(新設)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、産科若しくは産婦人科を標榜^{ほう}する保険医療機関から紹介された注1に

て、他の保険医療機関から紹介された妊娠中の患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、産科若しくは産婦人科を標榜する保険医療機関から紹介された妊娠中の患者又は産科若しくは産婦人科を標榜する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された妊娠中の患者について、診療に基づき、頻回の情報提供の必要を認め、当該患者を紹介した他の保険医療機関に情報提供を行った場合にあっては、月1回）に限り算定する。

6 （略）

B011-2～B011-4 （略）

B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料

12,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査により得られた包括的なゲノムプロファイルの結果について、当該検査結果を医学的に解釈するためのがん薬物療法又は遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等による検討会での検討を経た上で患者に提供し、かつ、治療方針等について文書を用いて当

規定する別に厚生労働大臣が定める患者又は産科若しくは産婦人科を標榜する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された注1に規定する別に厚生労働大臣が定める患者について、診療に基づき、頻回の情報提供の必要を認め、当該患者を紹介した他の保険医療機関に情報提供を行った場合は、注1の規定にかかわらず、月1回に限り算定する。

4 （略）

B011-2～B011-4 （略）

（新設）

該患者に説明した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

B012～B014 (略)

B015 精神科退院時共同指導料

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 1について、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号B002に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)、区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅲ)は別に算定できない。

4 (略)

B016からB018まで (略)

第2節 プログラム医療機器等医学管理加算

区分

B100 禁煙治療補助システム指導管理加算 140点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号B001-3-2に掲げるニコチン依存症管理料の1のイ又は2を算定する患者に対して、禁煙治療補助システムに係る指導管理を行った場合に、当該管理料を算定した日に1回に限り加算する。

2 禁煙治療補助システムを使用した場合は、禁煙治療補助システム加算として、2,400点を更に所定点数に加算する。

B012～B014 (略)

B015 精神科退院時共同指導料

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 1について、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料、区分番号B002に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)、区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅲ)は別に算定できない。

4 (略)

B016からB018まで (略)

(新設)

第3節 特定保険医療材料料

区分

B200 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に
厚生労働大臣が定める。

第2部 在宅医療

通則

1～4 (略)

5 組織的な感染防止対策につき区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、第1節の各区分に掲げる在宅患者診療・指導料のうち次に掲げるものを算定した場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料の注11、区分番号A001に掲げる再診料の注15、第1部の通則第3号又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注13にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。

イ 在宅患者訪問診療料Ⅱ

ロ 在宅患者訪問診療料Ⅲ

ハ 在宅患者訪問看護・指導料

ニ 同一建物居住者訪問看護・指導料

ホ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料

ヘ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料

ト 在宅患者訪問薬剤管理指導料

チ 在宅患者訪問栄養食事指導料

リ 在宅患者緊急時等カンファレンス料

6 感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注12及び区分番号A001に掲げ

(新設)

第2部 在宅医療

通則

1～4 (略)

(新設)

(新設)

る再診料の注16に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。

7 感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注13及び区分番号A001に掲げる再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第5号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。

第1節 在宅患者診療・指導料

区分

C000 (略)

C001 在宅患者訪問診療料(Ⅱ) (1日につき)

1・2 (略)

注1 1については、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有料老人ホームその他これに準ずる施設(以下この区分番号及び区分番号C001-2において「有料老人ホーム等」という。)に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。)に、当該患者が同一建物居住者(当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者をいう。以下この

(新設)

第1節 在宅患者診療・指導料

区分

C000 (略)

C001 在宅患者訪問診療料(Ⅱ) (1日につき)

1・2 (略)

注1 1については、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有料老人ホームその他これに準ずる施設(以下この区分番号及び区分番号C001-2において「有料老人ホーム等」という。)に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。)に、当該患者が同一建物居住者(当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者をいう。以下この

区分番号において同じ。)以外である場合はイを、当該患者が同一建物居住者である場合はロを、それぞれ、当該患者1人につき週3回(同一の患者について、イ及びロを併せて算定する場合において同じ。)に限り(別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。)
)算定する。この場合において、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料又は区分番号C000に掲げる往診料は、算定しない。

2 2については、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料又は区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合(有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。)に、当該患者が同一建物居住者以外である場合はイを、当該患者が同一建物居住者である場合はロを、当該患者1人につき、訪問診療を開始した日の属する月から起算して6月(別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。)を限度として、月1回に限り算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲

区分番号において同じ。)以外である場合はイを、当該患者が同一建物居住者である場合はロを、それぞれ、当該患者1人につき週3回(同一の患者について、イ及びロを併せて算定する場合において同じ。)に限り(別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。)
)算定する。この場合において、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料、区分番号C000に掲げる往診料又は区分番号C002の注12に規定するオンライン在宅管理料は、算定しない。

2 2については、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料又は区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合(有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。)に、当該患者が同一建物居住者以外である場合はイを、当該患者が同一建物居住者である場合はロを、当該患者1人につき、訪問診療を開始した日の属する月から起算して6月(別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。)を限度として、月1回に限り算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲

げる外来診療料又は区分番号C000に掲げる往診料は、算定しない。

3～11 (略)

C001-2 在宅患者訪問診療料Ⅱ (1日につき) 150点

注1 有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該施設に入居している患者に対して、次のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料又は区分番号C000に掲げる往診料は、算定しない。

イ・ロ (略)

2～6 (略)

C002 在宅時医学総合管理料 (月1回)

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるもの場合

イ 病床を有する場合

(1)・(2) (略)

(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合 (1)及び(2)の場合を除く。)

① 単一建物診療患者が1人の場合 3,029点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,685点

③ ①及び②以外の場合 880点

(4) 月1回訪問診療を行っている場合

げる外来診療料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料又は区分番号C000に掲げる往診料は、算定しない。

3～11 (略)

C001-2 在宅患者訪問診療料Ⅱ (1日につき) 150点

注1 有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該施設に入居している患者に対して、次のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料又は区分番号C000に掲げる往診料は、算定しない。

イ・ロ (略)

2～6 (略)

C002 在宅時医学総合管理料 (月1回)

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるもの場合

イ 病床を有する場合

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) 月1回訪問診療を行っている場合

- ①～③ (略)
- ⑤ 月1回訪問診療等を行っている場合であつて、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
- ① 単一建物診療患者が1人の場合 1,515点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 843点
- ③ ①及び②以外の場合 440点
- ロ 病床を有しない場合
- (1)・(2) (略)
- ③ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であつて、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合(①及び②の場合を除く。)
- ① 単一建物診療患者が1人の場合 2,789点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,565点
- ③ ①及び②以外の場合 820点
- ④ 月1回訪問診療を行っている場合
- ①～③ (略)
- ⑤ 月1回訪問診療等を行っている場合であつて、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
- ① 単一建物診療患者が1人の場合 1,395点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 783点
- ③ ①及び②以外の場合 410点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院 (1

①～③ (略)
(新設)

ロ 病床を有しない場合
(1)・(2) (略)
(新設)

③ 月1回訪問診療を行っている場合
①～③ (略)
(新設)

2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院 (1

に規定するものを除く。)の場合

イ・ロ (略)

ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であ
って、うち1回以上情報通信機器を用いた診療
を行っている場合(イ及びロの場合を除く。)

(1) 単一建物診療患者が1人の場合 2,569点

(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場
合 1,465点

(3) (1)及び(2)以外の場合 780点

三 月1回訪問診療を行っている場合

(1)～(3) (略)

ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって
、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療
を行っている場合

(1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,285点

(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場
合 733点

(3) (1)及び(2)以外の場合 390点

3 1及び2に掲げるもの以外の場合

イ・ロ (略)

ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であ
って、うち1回以上情報通信機器を用いた診療
を行っている場合(イ及びロの場合を除く。)

(1) 単一建物診療患者が1人の場合 2,029点

(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場
合 1,180点

(3) (1)及び(2)以外の場合 660点

三 月1回訪問診療を行っている場合

(1)～(3) (略)

ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって
、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療

に規定するものを除く。)の場合

イ・ロ (略)

(新設)

ハ 月1回訪問診療を行っている場合

(1)～(3) (略)

(新設)

3 1及び2に掲げるもの以外の場合

イ・ロ (略)

(新設)

ハ 月1回訪問診療を行っている場合

(1)～(3) (略)

(新設)

を行っている場合

(1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,015点

(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 590点

(3) (1)及び(2)以外の場合 330点

注1～8 (略)

9 3を算定する患者であって継続的に診療を行っているものに対して、保険医療機関（診療所に限る。）が、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関において又は他の保険医療機関等との連携により、常時往診を行う体制等を確保した上で訪問診療を行った場合に、当該体制等に応じて、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 在宅療養移行加算1 216点

ロ 在宅療養移行加算2 116点

10 1のイの(2)から(5)まで、1のロの(2)から(5)まで、2のロからホまで及び3のロからホまでについて、別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、包括的支援加算として、150点を所定点数に加算する。

11 (略)

12 1のイの(3)及び(5)、1のロの(3)及び(5)、2のハ及びホ並びに3のハ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

注1～8 (略)

9 3を算定する患者であって継続的に診療を行っているものに対して、保険医療機関（診療所に限る。）が、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関において又は他の保険医療機関との連携により、常時往診を行う体制等を確保した上で訪問診療を行った場合に、継続診療加算として、216点を所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

10 1のイの(2)及び(3)、1のロの(2)及び(3)、2のロ及びハ並びに3のロ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、包括的支援加算として、150点を所定点数に加算する。

11 (略)

12 1から3までにおいて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、情報通信機器を用いた診察（訪問診療と同日に行う場合を除く。）による医学管理を行っている場合に、オンライン在宅管理料として100点を所定点数に加えて算定できる。

(新設)

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、在宅データ提出加算として、50点を所定点数に加算する。

C002-2 施設入居時等医学総合管理料（月1回）

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であつて別に厚生労働大臣が定めるもの場合

イ 病床を有する場合

(1)・(2) (略)

(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であつて、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（(1)及び(2)の場合を除く。）

① 単一建物診療患者が1人の場合

2,249点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合

1,265点

③ ①及び②以外の場合

880点

(4) 月1回訪問診療を行っている場合

①～③ (略)

(5) 月1回訪問診療等を行っている場合であつて、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が1人の場合

1,125点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合

633点

③ ①及び②以外の場合

440点

ロ 病床を有しない場合

C002-2 施設入居時等医学総合管理料（月1回）

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であつて別に厚生労働大臣が定めるもの場合

イ 病床を有する場合

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) 月1回訪問診療を行っている場合

①～③ (略)

(新設)

ロ 病床を有しない場合

(1)・(2) (略)

(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（(1)及び(2)の場合を除く。）

① 単一建物診療患者が1人の場合
2,069点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,175点

③ ①及び②以外の場合
820点

(4) 月1回訪問診療を行っている場合

①～③ (略)

(5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が1人の場合
1,035点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
588点

③ ①及び②以外の場合
410点

2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合

イ・ロ (略)

ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）

(1) 単一建物診療患者が1人の場合
1,909点

(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,105点

(3) (1)及び(2)以外の場合
780点

三 月1回訪問診療を行っている場合

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) 月1回訪問診療を行っている場合

①～③ (略)

(新設)

2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合

イ・ロ (略)

(新設)

ハ 月1回訪問診療を行っている場合

- (1)～(3) (略)
- ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 単一建物診療患者が1人の場合 | 955点 |
| (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 | 553点 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 390点 |
- 3 1及び2に掲げるもの以外の場合
- イ・ロ (略)
- ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合(イ及びロの場合を除く。)
- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 単一建物診療患者が1人の場合 | 1,549点 |
| (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 | 910点 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 660点 |
- ニ 月1回訪問診療を行っている場合
- (1)～(3) (略)
- ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 単一建物診療患者が1人の場合 | 775点 |
| (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 | 455点 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 330点 |
- 注1～5 (略)
- 6 1のイの(3)及び(5)、1のロの(3)及び(5)、2のハ及びホ並びに3のハ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療

- (1)～(3) (略)
- (新設)
- 3 1及び2に掲げるもの以外の場合
- イ・ロ (略)
- (新設)
- ハ 月1回訪問診療を行っている場合
- (1)～(3) (略)
- (新設)
- 注1～5 (略)
- (新設)

	<u>機関において行われる場合に限り算定する。</u>		
	<u>7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、在宅データ提出加算として、50点を所定点数に加算する。</u>		(新設)
C 0 0 3	在宅がん医療総合診療料 (1日につき)		C 0 0 3 在宅がん医療総合診療料 (1日につき)
	1・2 (略)		1・2 (略)
	注1～5 (略)		注1～5 (略)
	<u>6 15歳未満の小児(児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者)に対して総合的な医療を提供した場合は、小児加算として、週1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。</u>		(新設)
	<u>7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、在宅データ提出加算として、月1回に限り、50点を所定点数に加算する。</u>		(新設)
C 0 0 4	救急搬送診療料	1,300点	C 0 0 4 救急搬送診療料
	注1～3 (略)		注1～3 (略)
	<u>4 注1に規定する場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、重篤な患者に対して当該診療を行った場合には、重症患者搬送加算として、1,800点を所定点数に加算する。</u>		(新設)

C005 在宅患者訪問看護・指導料（1日につき）

1～3 （略）

注1～6 （略）

7 1及び2については、同時に複数の看護師等又は看護補助者による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の看護師等が、当該保険医療機関の他の看護師等又は看護補助者（以下この部において「その他職員」という。）と同時に訪問看護・指導を行うことについて、当該患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週3日を限度として算定する。

イ・ロ （略）

ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等がその他職員と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。） 300点

ニ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等がその他職員と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）

(1)～(3) （略）

8～12 （略）

13 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める者について、保険医療機関の看護師又は准看護師が、登録喀痰吸引等事業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48

C005 在宅患者訪問看護・指導料（1日につき）

1～3 （略）

注1～6 （略）

7 1及び2については、同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の複数の看護師等が同時に訪問看護・指導を行うことについて当該患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週3日を限度として算定する。

イ・ロ （略）

ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。） 300点

ニ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）

(1)～(3) （略）

8～12 （略）

13 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める者について、保険医療機関の看護師又は准看護師が、登録喀痰吸引等事業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48

条の3第1項の登録を受けた登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。)又は登録特定行為事業者(同法附則第27条第1項の登録を受けた登録特定行為事業者をいう。以下同じ。)と連携し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為(以下「^{かくたん}喀痰吸引等」という。)が円滑に行われるよう、^{かくたん}喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合には、看護・介護職員連携強化加算として、月1回に限り250点を所定点数に加算する。

14・15 (略)

16 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の緩和ケア、^{じよくそう}褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修(以下「特定行為研修」という。)を修了した看護師が、訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行った場合には、専門管理加算として、月1回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。
イ 緩和ケア、^{じよくそう}褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合(悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている患者、真皮を越える^{じよくそう}褥瘡の状態にある患者(区分番号C013に掲げる在宅患者訪問

条の3第1項の登録を受けた登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。)又は登録特定行為事業者(同法附則第20条第1項の登録を受けた登録特定行為事業者をいう。以下同じ。)と連携し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為(以下「^{かくたん}喀痰吸引等」という。)が円滑に行われるよう、^{かくたん}喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合には、看護・介護職員連携強化加算として、月1回に限り250点を所定点数に加算する。

14・15 (略)

(新設)

褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては
真皮までの状態の患者)又は人工肛門若しく
は人工膀胱を造設している者で管理が困難な
患者に対して行った場合に限る。) 250点

ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な
管理を行った場合(保健師助産師看護師法第
37条の2第2項第1号に規定する特定行為(
訪問看護において専門の管理を必要とするも
のに限る。以下この部において同じ。))に係
る管理の対象となる患者に対して行った場合
に限る。) 250点

17・18 (略)

C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料(1日につ
き)

1～3 (略)

注1・2 (略)

3 1及び2については、注1ただし書に規定す
る別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は
同注ただし書の規定に基づき週7日を限度とし
て所定点数を算定する患者に対して、当該患者
に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必
要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護
・指導を実施した場合は、難病等複数回訪問加
算として、次に掲げる区分に従い、1日につき
、いずれかを所定点数に加算する。

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人又は2人 450点
(削る)

(2) 同一建物内3人以上 400点

ロ 1日に3回以上の場合

(1) 同一建物内1人又は2人 800点

16・17 (略)

C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料(1日につ
き)

1～3 (略)

注1・2 (略)

3 1及び2については、注1ただし書に規定す
る別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は
同注ただし書の規定に基づき週7日を限度とし
て所定点数を算定する患者に対して、当該患者
に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必
要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護
・指導を実施した場合は、難病等複数回訪問加
算として、次に掲げる区分に従い、1日につき
、いずれかを所定点数に加算する。

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人 450点

(2) 同一建物内2人 450点

(3) 同一建物内3人以上 400点

ロ 1日に3回以上の場合

(1) 同一建物内1人 800点

	(削る)	
	② 同一建物内 3 人以上	720点
4	1 及び 2 については、同時に複数の看護師等又は看護補助者による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の看護師等が、 <u>当該保険医療機関のその他職員</u> と同時に訪問看護・指導を行うことについて、 <u>当該患者又はその家族等の同意</u> を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1 日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週 1 日を、ハの場合にあっては週 3 日を限度として算定する。	
	イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合	
	(1) 同一建物内 1 人又は 2 人	450点
	(削る)	
	② 同一建物内 3 人以上	400点
	ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の准看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合	
	(1) 同一建物内 1 人又は 2 人	380点
	(削る)	
	② 同一建物内 3 人以上	340点
	ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が <u>その他職員</u> と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）	
	(1) 同一建物内 1 人又は 2 人	300点

	② 同一建物内 2 人	800点
	③ 同一建物内 3 人以上	720点
4	1 及び 2 については、同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の <u>複数の</u> 看護師等が同時に訪問看護・指導を行うことについて当該患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1 日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週 1 日を、ハの場合にあっては週 3 日を限度として算定する。	
	イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合	
	(1) 同一建物内 1 人	450点
	② 同一建物内 2 人	450点
	③ 同一建物内 3 人以上	400点
	ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の准看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合	
	(1) 同一建物内 1 人	380点
	② 同一建物内 2 人	380点
	③ 同一建物内 3 人以上	340点
	ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が <u>看護補助者</u> と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）	
	(1) 同一建物内 1 人	300点

	(削る)	
	② 同一建物内 3 人以上	270点
ニ	所定点数を算定する訪問看護・指導を行う 看護師等が <u>その他職員</u> と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）	
	(1) 1日に1回の場合	
	① 同一建物内 1人又は2人	300点
	(削る)	
	② 同一建物内 3人以上	270点
	(2) 1日に2回の場合	
	① 同一建物内 1人又は2人	600点
	(削る)	
	② 同一建物内 3人以上	540点
	(3) 1日に3回以上の場合	
	① 同一建物内 1人又は2人	1,000点
	(削る)	
	② 同一建物内 3人以上	900点
5	(略)	
6	区分番号C005の注4から注6まで、注8から注16まで及び注18の規定は、同一建物居住者訪問看護・指導料について準用する。この場合において、同注8中「在宅で療養を行っている患者」とあるのは「在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）」と、「在宅患者連携指導加算」とあるのは「同一建物居住者連携指導加算」と、同注9中「在宅で療養を行っている患者」とあるのは「在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）」と、「在宅患者緊急時等カンファレンス加算」とあるのは「同一建物居住者緊急時等カンファレ	

	② 同一建物内 2人	300点
	③ 同一建物内 3人以上	270点
ニ	所定点数を算定する訪問看護・指導を行う 看護師等が <u>看護補助者</u> と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）	
	(1) 1日に1回の場合	
	① 同一建物内 1人	300点
	② 同一建物内 2人	300点
	③ 同一建物内 3人以上	270点
	(2) 1日に2回の場合	
	① 同一建物内 1人	600点
	② 同一建物内 2人	600点
	③ 同一建物内 3人以上	540点
	(3) 1日に3回以上の場合	
	① 同一建物内 1人	1,000点
	② 同一建物内 2人	1,000点
	③ 同一建物内 3人以上	900点
5	(略)	
6	区分番号C005の注4から注6まで、注8から注15まで及び注17の規定は、同一建物居住者訪問看護・指導料について準用する。この場合において、同注8中「在宅で療養を行っている患者」とあるのは「在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）」と、「在宅患者連携指導加算」とあるのは「同一建物居住者連携指導加算」と、同注9中「在宅で療養を行っている患者」とあるのは「在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）」と、「在宅患者緊急時等カンファレンス加算」とあるのは「同一建物居住者緊急時等カンファレ	

ンス加算」と、同注10中「在宅ターミナルケア加算」とあるのは「同一建物居住者ターミナルケア加算」と読み替えるものとする。

C005-2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料（1週につき）
100点

注 区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定、同法第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定又は同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）をいう。）から訪問看護を受けている患者であって、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医の診療に基づき、週3日以上点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師又は准看護師に対して、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書を交付して、必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。

C006 (略)

C007 訪問看護指示料 300点
注1・2 (略)

3 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為

ンス加算」と、同注10中「在宅ターミナルケア加算」とあるのは「同一建物居住者ターミナルケア加算」と読み替えるものとする。

C005-2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料（1週につき）
100点

注 区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定、同法第42条の2第1項本文の規定による指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定又は同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）をいう。）から訪問看護を受けている患者であって、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医の診療に基づき、週3日以上点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師又は准看護師に対して、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書を交付して、必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。

C006 (略)

C007 訪問看護指示料 300点
注1・2 (略)

(新設)

に係る管理の必要を認め、当該患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等の看護師（同項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修を修了した者に限る。）に対して、同項第2号に規定する手順書を交付した場合は、手順書加算として、患者1人につき6月に1回に限り、150点を所定点数に加算する。

4・5 (略)

C007-2 介護職員等喀痰吸引等指示料 240点

注 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第7項に規定する通所介護又は同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている者に限る。）、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。）その他別に厚生労働大臣が定める者による喀痰吸引等の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する事業者に対して介護職員等喀痰吸引等指示書を交付した場合に、患者1人につき3月に1回に限り算定する。

C008～C013 (略)

C014 外来在宅共同指導料

1 外来在宅共同指導料1 400点

2 外来在宅共同指導料2 600点

注1 1については、保険医療機関の外来において継続的に診療を受けている患者について、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医が

3・4 (略)

C007-2 介護職員等喀痰吸引等指示料 240点

注 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第7項に規定する通所介護又は同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている者に限る。）、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。）その他別に厚生労働大臣が定める者による喀痰吸引等の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する事業者に対して介護職員等喀痰吸引等指示書を交付した場合に、患者1人につき3月に1回に限り算定する。

C008～C013 (略)

(新設)

当該患者の同意を得て、患家等を訪問して、在宅での療養上必要な説明及び指導を、外来において当該患者に対して継続的に診療を行っている保険医療機関の保険医と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、患者1人につき1回に限り、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関において算定する。

2 2については、注1に規定する場合において、外来において当該患者に対して継続的に診療を行っている保険医療機関において、患者1人につき1回に限り算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料^Ⅱ又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料^Ⅲは別に算定できない。

第2節 在宅療養指導管理料

通則
(略)

第1款 在宅療養指導管理料

通則

1・2 (略)

3 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院から患者の紹介を受けた保険医療機関が、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合（紹介が行われた月に限る。）及び在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣の定める患者に対して当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関と異なる在宅療養指導管理を行った場合（C102に規定する指導管理とC102-2に規定する指導管理、C103に規定する指導管理

第2節 在宅療養指導管理料

通則
(略)

第1款 在宅療養指導管理料

通則

1・2 (略)

3 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院から患者の紹介を受けた保険医療機関が、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合（紹介が行われた月に限る。）及び在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣の定める患者に対して当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関と異なる在宅療養指導管理を行った場合（C102に規定する指導管理とC102-2に規定する指導管理、C103に規定する指導管理

とC107に規定する指導管理、C107-2に規定する指導管理又はC107-3に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105-2に規定する指導管理とC109に規定する指導管理、C105-2に規定する指導管理とC105-3に規定する指導管理、C105-3に規定する指導管理とC109に規定する指導管理、C107に規定する指導管理とC107-2に規定する指導管理又はC107-3に規定する指導管理、C107-2に規定する指導管理とC107-3に規定する指導管理、C108に規定する指導管理とC110に規定する指導管理、C108-2に規定する指導管理とC110に規定する指導管理及びC109に規定する指導管理とC114に規定する指導管理の組合せを除く。)には、それぞれの保険医療機関において、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定できるものとする。

4 (略)

区分

C100 (略)

C101 在宅自己注射指導管理料

1・2 (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。ただし、同一月に区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料又は第6部の通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定している患者については、当該管理料を算定できない。

2～4 (略)

とC107に規定する指導管理又はC107-2に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105-2に規定する指導管理とC109に規定する指導管理、C105-2に規定する指導管理とC105-3に規定する指導管理、C105-3に規定する指導管理とC109に規定する指導管理、C107に規定する指導管理とC107-2に規定する指導管理、C108に規定する指導管理とC110に規定する指導管理、C108-2に規定する指導管理とC110に規定する指導管理及びC109に規定する指導管理とC114に規定する指導管理の組合せを除く。)には、それぞれの保険医療機関において、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定できるものとする。

4 (略)

区分

C100 (略)

C101 在宅自己注射指導管理料

1・2 (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。ただし、同一月に第2章第6部の通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定している患者については、当該管理料を算定できない。

2～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅自己注射指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1又は2のイ若しくはロの所定点数に代えて、それぞれ1,070点又は566点若しくは653点を算定する。

C101-2・C101-3 (略)

C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料 4,000点
注1・2 (略)

3 注1に規定する患者であって継続的に遠隔モニタリングを実施したものに対して当該指導管理を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、月1回に限り115点を所定点数に加算する

C102-2 在宅血液透析指導管理料 10,000点
注1・2 (略)

C103～C107-2 (略)

C107-3 在宅ハイフローセラピー指導管理料 2,400点

注 在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅ハイフローセラピーに関する指導管理を行った場合に算定する。

C108～C110-4 (略)

C110-5 在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料 810点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、在宅において舌下神経電気刺激療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅舌下神経電気刺激療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に在宅自己注射指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、在宅自己注射指導管理料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

C101-2・C101-3 (略)

C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料 4,000点
注1・2 (略)
(新設)

C102-2 在宅血液透析指導管理料 8,000点
注1・2 (略)

C103～C107-2 (略)

(新設)

C108～C110-4 (略)

(新設)

C 1 1 1 ・ C 1 1 2 (略)

C 1 1 2 - 2 在宅喉頭摘出患者指導管理料 900点

注 喉頭摘出を行っている患者であって入院中の患者以外のものに対して、在宅における人工鼻材料の使用に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 1 3 ~ C 1 2 0 (略)

C 1 2 1 在宅抗菌薬吸入療法指導管理料 800点

注 1 在宅抗菌薬吸入療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅抗菌薬吸入療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 在宅抗菌薬吸入療法を初めて実施する患者について、初回の指導を行った場合は、当該初回の指導を行った月に限り、導入初期加算として、500点を所定点数に加算する。

第 2 款 在宅療養指導管理材料加算

通則

(略)

区分

C 1 5 0 血糖自己測定器加算

1 ~ 7 (略)

注 1 ・ 2 (略)

3 7については、インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の患者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

4 SGLT2阻害薬を服用している1型糖尿病

C 1 1 1 ・ C 1 1 2 (略)

(新設)

C 1 1 3 ~ C 1 2 0 (略)

(新設)

第 2 款 在宅療養指導管理材料加算

通則

(略)

区分

C 1 5 0 血糖自己測定器加算

1 ~ 7 (略)

注 1 ・ 2 (略)

3 7については、入院中の患者以外の患者であって、強化インスリン療法を行っているもの又は強化インスリン療法を行った後に混合型インスリン製剤を1日2回以上使用しているものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

(新設)

の患者に対して、血中ケトン体自己測定器を使用した場合は、血中ケトン体自己測定器加算として、3月に3回に限り、40点を更に第1款の所定点数に加算する。

- C151～C159 (略)
- C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算 291点
注 (略)
- C160～C168 (略)
- C168-2 携帯型精密ネブライザ加算 3,200点
注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外のものに対して、携帯型精密ネブライザを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
- C169 (略)
- C170 排痰補助装置加算 1,829点
注 (略)
- C171・C171-2 (略)
- C171-3 在宅ハイフローセラピー材料加算 100点
注 在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
- C172・C173 (略)
- C174 在宅ハイフローセラピー装置加算 1,600点
注 在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅ハイフローセラピー装置を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
- C175 在宅抗菌薬吸入療法用ネブライザ加算
1 1月目 7,480点
2 2月目以降 1,800点
注 在宅抗菌薬吸入療法を行っている入院中の患者

- C151～C159 (略)
- C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算 300点
注 (略)
- C160～C168 (略)
- C168-2 携帯型精密ネブライザー加算 3,200点
注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外のものに対して、携帯型精密ネブライザーを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
- C169 (略)
- C170 排痰補助装置加算 1,800点
注 (略)
- C171・C171-2 (略)
(新設)
- C172・C173 (略)
(新設)
- (新設)

以外の患者に対して、超音波ネブライザを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

第3節・第4節 (略)		
第3部 検査		
通則		
(略)		
第1節 検体検査料		
通則		
(略)		
第1款 検体検査実施料		
通則		
(略)		
区分		
	(尿・糞便等検査)	
D000	(略)	
D001	尿中特殊物質定性定量検査	
	1 (略)	
	2 VMA定性(尿)、尿グルコース	9点
	3～7 (略)	
	8 アルブミン定量(尿)	<u>99点</u>
	9 トランスフェリン(尿)	<u>101点</u>
	10 ウロポルフィリン(尿)、 <u>トリプシノーゲン2</u>	
	<u>(尿)</u>	105点
	11～13 (略)	
	14 コプロポルフィリン(尿)	<u>131点</u>
	<u>15 IV型コラーゲン(尿)</u>	<u>184点</u>
	<u>16 (略)</u>	
	(削る)	
	17～21 (略)	
	注 (略)	

第3節・第4節 (略)		
第3部 検査		
通則		
(略)		
第1節 検体検査料		
通則		
(略)		
第1款 検体検査実施料		
通則		
(略)		
区分		
	(尿・糞便等検査)	
D000	(略)	
D001	尿中特殊物質定性定量検査	
	1 (略)	
	2 VMA定性(尿)、 <u>Bence Jones^{たん}蛋</u>	
	<u>白定性(尿)、尿グルコース</u>	9点
	3～7 (略)	
	8 アルブミン定量(尿)	<u>102点</u>
	9 トランスフェリン(尿)	<u>104点</u>
	10 ウロポルフィリン(尿)	105点
	11～13 (略)	
	14 コプロポルフィリン(尿)	<u>135点</u>
	(新設)	
	<u>15 (略)</u>	
	<u>16 IV型コラーゲン(尿)</u>	<u>189点</u>
	17～21 (略)	
	注 (略)	

D002・D002-2	(略)	
D003	糞便検査	
	1～8	(略)
	9	カルプロテクチン(糞便) <u>270点</u>
D004	穿刺液・採取液検査	
	1	(略)
	2	関節液検査 <u>50点</u>
	3～7	(略)
	8	顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) <u>119点</u>
	9	(略)
	10	IgGインデックス <u>402点</u>
	11	(略)
	12	ミエリン塩基性たんぱく質(MBP)(髄液) <u>570点</u>
	13～17	(略)
	注	(略)
D004-2	(略)	(血液学的検査)
D005	血液形態・機能検査	
	1～6	(略)
	7	血中微生物検査、DNA含有赤血球計数検査 <u>40点</u>
	8～13	(略)
	14	骨髓像 <u>788点</u>
	注	(略)
	15	(略)
D006	出血・凝固検査	
	1～13	(略)
	14	Dダイマー定性 <u>122点</u>
	15	(略)
	16	von Willebrand因子(VWF)

D002・D002-2	(略)	
D003	糞便検査	
	1～8	(略)
	9	カルプロテクチン(糞便) <u>276点</u>
D004	穿刺液・採取液検査	
	1	(略)
		(新設)
	2～6	(略)
	7	顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液) <u>122点</u>
	8	(略)
	9	IgGインデックス <u>414点</u>
	10	(略)
	11	ミエリン塩基性たんぱく質(MBP)(髄液) <u>577点</u>
	12～16	(略)
	注	(略)
D004-2	(略)	(血液学的検査)
D005	血液形態・機能検査	
	1～6	(略)
	7	血中微生物検査 <u>40点</u>
	8～13	(略)
	14	骨髓像 <u>812点</u>
	注	(略)
	15	(略)
D006	出血・凝固検査	
	1～13	(略)
	14	Dダイマー定性 <u>125点</u>
	15	(略)
	16	von Willebrand因子(VWF)

活性	<u>129点</u>
17 Dダイマー	<u>130点</u>
18・19 (略)	
20 凝固因子インヒビター	<u>144点</u>
21 von Willebrand因子 (VWF)	
抗原	<u>147点</u>
22 プラスミン・プラスミンインヒビター複合体 (PIC)	<u>154点</u>
23 プロテインS抗原	<u>158点</u>
24 プロテインS活性	<u>163点</u>
25 <u>β-トロンボグロブリン (β-TG)、トロンビン・アンチトロンビン複合体 (TAT)</u>	
	<u>176点</u>
26 (略)	
(削る)	
<u>27</u> プロトロンビンフラグメントF1+2	<u>192点</u>
<u>28</u> (略)	
<u>29</u> <u>フィブリンモノマー複合体</u>	<u>221点</u>
30 (略)	
(削る)	
<u>31</u> プロテインC抗原	<u>232点</u>
<u>32</u> <u>プロテインC活性</u>	<u>234点</u>
33 (略)	
(削る)	
<u>34・35</u> (略)	
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から <u>33</u> までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ・ロ (略)	

活性	<u>132点</u>
17 Dダイマー	<u>133点</u>
18・19 (略)	
20 凝固因子インヒビター	<u>148点</u>
21 von Willebrand因子 (VWF)	
抗原	<u>151点</u>
22 プラスミン・プラスミンインヒビター複合体 (PIC)	<u>158点</u>
23 プロテインS抗原	<u>162点</u>
24 プロテインS活性	<u>168点</u>
25 <u>β-トロンボグロブリン (β-TG)</u>	<u>177点</u>
26 (略)	
<u>27</u> <u>トロンビン・アンチトロンビン複合体 (TAT)</u>	
)	<u>181点</u>
<u>28</u> プロトロンビンフラグメントF1+2	<u>193点</u>
<u>29</u> (略)	
(新設)	
30 (略)	
<u>31</u> <u>フィブリンモノマー複合体</u>	<u>227点</u>
<u>32</u> プロテインC抗原	<u>239点</u>
(新設)	
33 (略)	
<u>34</u> <u>プロテインC活性</u>	<u>241点</u>
<u>35・36</u> (略)	
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から <u>34</u> までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ・ロ (略)	

D006-2	(略)	
D006-3	<u>BCR-ABL1</u>	
1	<u>Major BCR-ABL1 (mRNA定量 (国際標準値))</u>	
イ	<u>診断の補助に用いるもの</u>	<u>2,520点</u>
ロ	<u>モニタリングに用いるもの</u>	<u>2,520点</u>
2	<u>minor BCR-ABL mRNA</u>	
イ	<u>診断の補助に用いるもの</u>	<u>2,520点</u>
ロ	<u>モニタリングに用いるもの</u>	<u>2,520点</u>
D006-4	(略)	
D006-5	染色体検査 (全ての費用を含む。)	
1	<u>FISH法を用いた場合</u>	<u>2,553点</u>
2	<u>その他の場合</u>	<u>2,553点</u>
注1	分染法を行った場合は、分染法加算として、397点を所定点数に加算する。	
2	2については、流産検体を用いた ^{じゅつ} 絨毛染色体検査を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う場合に限り算定する。	
D006-6	免疫関連遺伝子再構成	<u>2,373点</u>
D006-7	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	<u>2,004点</u>
D006-8~D006-10	(略)	
D006-11	FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査	<u>3,105点</u>
D006-12~D006-14	(略)	
D006-15	<u>膀胱がん</u> ^{ほうこつ} 関連遺伝子検査	1,597点
D006-16~D006-18	(略)	
D006-19	がんゲノムプロファイリング検査	<u>44,000点</u>

D006-2	(略)	
D006-3	<u>Major BCR-ABL1 (mRNA定量 (国際標準値))</u>	
1	<u>診断の補助に用いるもの</u>	<u>2,520点</u>
	(新設)	
2	<u>モニタリングに用いるもの</u>	<u>2,520点</u>
	(新設)	
D006-4	(略)	
D006-5	染色体検査 (全ての費用を含む。)	<u>2,631点</u>
	(新設)	
注	分染法を行った場合は、分染法加算として、397点を所定点数に加算する。	
	(新設)	
D006-6	免疫関連遺伝子再構成	<u>2,429点</u>
D006-7	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	<u>2,037点</u>
D006-8~D006-10	(略)	
D006-11	FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査	<u>3,201点</u>
D006-12~D006-14	(略)	
D006-15	<u>膀胱がん</u> ^{ほうこつ} 関連遺伝子検査	1,597点
D006-16~D006-18	(略)	
D006-19	がんゲノムプロファイリング検査	

(削る)	
(削る)	
<u>注1</u>	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。
<u>2</u>	<u>抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として他の検査を実施した場合であって、当該他の検査の結果により区分番号B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合は、所定点数から当該他の検査の点数を減算する。</u>
D006-20・D006-21	(略)
D006-22	<u>RAS遺伝子検査(血漿)</u> 7,500点
D006-23	<u>遺伝子相同組換え修復欠損検査</u> 32,200点
<u>注</u>	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。
D006-24	<u>肺癌関連遺伝子多項目同時検査</u> 10,000点
D006-25	<u>CYP2C9遺伝子多型</u> 2,037点
D006-26	<u>染色体構造変異解析</u> 8,000点
<u>注</u>	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。
D006-27	<u>悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)</u>
<u>1</u>	<u>ROS1融合遺伝子検査</u> 2,500点
<u>2</u>	<u>ALK融合遺伝子検査</u> 2,500点
<u>3</u>	<u>METex14遺伝子検査</u> 5,000点
<u>4</u>	<u>NTRK融合遺伝子検査</u> 5,000点
<u>注1</u>	患者から1回に採取した血液又は血漿を用いて本区分の1若しくは2に掲げる検査又は区分番号D006-12に掲げるEGFR遺伝子検査(血漿)を2項目又は3項目以上行った場

<u>1</u>	<u>検体提出時</u>	8,000点
<u>2</u>	<u>結果説明時</u>	48,000点
<u>注</u>	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。	
	(新設)	

D006-20・D006-21	(略)
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点又は6,000点を算定する。

2 患者から1回に採取した血液又は血漿を用いて本区分の3及び4に掲げる検査を行った場合は、所定点数にかかわらず、8,000点を算定する。

D006-28 Y染色体微小欠失検査 3,770点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。

(生化学的検査Ⅱ)

D007 血液化学検査

1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総たんぱく質、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（UIBC）（比色法）、総鉄結合能（TIBC）（比色法） 11点

2～21 (略)

22 CK-MB（たんぱく質測定） 90点

23・24 (略)

25 フェリチン半定量、フェリチン定量 105点

26 (略)

(新設)

(生化学的検査Ⅱ)

D007 血液化学検査

1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総たんぱく質、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（UIBC）（比色法）、総鉄結合能（TIBC）（比色法） 11点

2～21 (略)

22 CK-MB（免疫阻害法・たんぱく質測定） 90点

23・24 (略)

(新設)

25 (略)

<u>27</u> <u>ヘパリン、エタノール</u>	108点
<u>28</u> <u>KL-6</u> (削る)	111点
<u>29</u> <u>心筋トロポニンI、心筋トロポニンT (TnT)</u>) 定性・定量、アルミニウム (Al)	<u>112点</u>
<u>30</u> <u>シスタチンC</u>	<u>115点</u>
<u>31</u> (略)	
<u>32</u> <u>ペントシジン</u>	118点
<u>33~35</u> (略)	
<u>36</u> <u>血液ガス分析、IV型コラーゲン、ミオグロビン</u> <u>定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定性、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定量、アルブミン非結合型ビリルビン</u>	<u>135点</u>
<u>注</u> <u>血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。</u>	
<u>37</u> <u>肺サーファクタント蛋白-D (SP-D)、プロコラーゲン-III-ペプチド (P-III-P)、亜鉛 (Zn)</u> (削る)	136点
<u>38</u> <u>アンギオテンシンI転換酵素 (ACE)、ビタミンB₁₂</u>	140点
<u>39</u> <u>セレン</u>	144点

<u>26</u> <u>ヘパリン、フェリチン半定量、フェリチン定量</u>	108点
<u>27</u> <u>エタノール</u>	111点
<u>28</u> <u>KL-6</u>	<u>114点</u>
<u>29</u> <u>心筋トロポニンI、心筋トロポニンT (TnT)</u>) 定性・定量、アルミニウム (Al) (新設)	<u>115点</u>
<u>30</u> (略)	
<u>31</u> <u>ペントシジン、シスタチンC</u>	118点
<u>32~34</u> (略) (新設)	
<u>35</u> <u>肺サーファクタント蛋白-D (SP-D)</u>	136点
<u>36</u> <u>血液ガス分析、IV型コラーゲン、ミオグロビン</u> <u>定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定性、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定量、アルブミン非結合型ビリルビン</u>	<u>139点</u>
<u>注</u> <u>血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。</u>	
<u>37</u> <u>プロコラーゲン-III-ペプチド (P-III-P)、亜鉛 (Zn)</u>	140点
<u>38</u> <u>セレン、アンギオテンシンI転換酵素 (ACE)、ビタミンB₁₂</u>	144点

<u>40</u>	(略)	
<u>41</u>	ピルビン酸キナーゼ (PK)、葉酸 (削る)	150点
<u>42</u>	腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性	175点
<u>43</u>	ヒアルロン酸、レムナント様リポ蛋白コレステ ロール (RLP-C)	179点
<u>44</u>	ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)	180点
<u>45</u>	心室筋ミオシン軽鎖 I	184点
<u>46~50</u>	(略)	
<u>51</u>	リポ蛋白リパーゼ (LPL)	219点
<u>52</u>	(略)	
<u>53</u>	ビタミンB ₁	239点
<u>54</u>	ビタミンB ₂	242点
<u>55・56</u>	(略)	
<u>57</u>	ロイシンリッチ α_2 グリコプロテイン	276点
<u>58</u>	プロカルシトニン (PCT) 定量、プロカルシ トニン (PCT) 半定量	284点
<u>59</u>	(略)	
<u>60</u>	ビタミンC	305点
<u>61</u>	(略) (削る)	
<u>62</u>	(略)	
<u>63</u>	血管内皮増殖因子 (VEGF)	460点
<u>64</u>	(略)	
注	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の 1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場	

<u>39</u>	(略)	
<u>40</u>	ピルビン酸キナーゼ (PK)	150点
<u>41</u>	葉酸 (新設)	154点
	(新設)	
<u>42</u>	ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)、腔 分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (I GFBP-1) 定性	180点
<u>43</u>	ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖 I、レムナ ント様リポ蛋白コレステロール (RLP-C)	184点
<u>44~48</u>	(略)	
<u>49</u>	リポ蛋白リパーゼ (LPL)	223点
<u>50</u>	(略)	
<u>51</u>	ビタミンB ₁	246点
<u>52</u>	ビタミンB ₂	249点
<u>53・54</u>	(略) (新設)	
<u>55</u>	プロカルシトニン (PCT) 定量、プロカルシ トニン (PCT) 半定量	292点
<u>56</u>	(略) (新設)	
<u>57</u>	(略)	
<u>58</u>	ビタミンC	314点
<u>59</u>	(略) (新設)	
<u>60</u>	(略)	
注	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の 1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場	

合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- イ・ロ (略)
ハ 10項目以上 106点
注 (略)
(生化学的検査Ⅲ)

D 0 0 8 内分泌学的検査

- 1～6 (略)
7 トリヨードサイロニン (T₃) 99点
8 (略)
(削る)
9 甲状腺刺激ホルモン (TSH)、ガストリン 101点
10 インスリン (IRI) 103点
11 レニン定量 105点
12 サイロキシシン (T₄) 108点
13 成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、C-ペプチド (CPR)、黄体形成ホルモン (LH) 108点
14 テストステロン 122点
15 遊離サイロキシシン (FT₄)、遊離トリヨードサイロニン (FT₃)、コルチゾール 124点
16 アルドステロン 125点
(削る)
17 (略)
18 サイログロブリン 131点
19 ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β) 132点
20 脳性Na利尿ペプチド (BNP)、カルシトニン 133点

合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- イ・ロ (略)
ハ 10項目以上 109点
注 (略)
(生化学的検査Ⅲ)

D 0 0 8 内分泌学的検査

- 1～6 (略)
(新設)
7 (略)
8 トリヨードサイロニン (T₃) 102点
9 甲状腺刺激ホルモン (TSH)、ガストリン 104点
10 インスリン (IRI) 106点
11 レニン定量 108点
12 サイロキシシン (T₄) 111点
13 成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、C-ペプチド (CPR)、黄体形成ホルモン (LH) 111点
(新設)
(新設)
14 アルドステロン、テストステロン 125点
15 遊離サイロキシシン (FT₄)、遊離トリヨードサイロニン (FT₃)、コルチゾール 127点
16 (略)
(新設)
(新設)
17 サイログロブリン 133点

<u>21</u> 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗GAD抗体)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	134点
<u>22</u> 脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)、ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL)	136点
<u>23</u> サイロキシン結合能 (TBC) (削る)	137点
(削る)	
<u>24</u> プロゲステロン	147点
<u>25</u> (略) (削る)	
<u>26</u> 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC)	154点
<u>27</u> (略)	
<u>28</u> オステオカルシン (OC) (削る)	157点
<u>29</u> 遊離テストステロン	159点
<u>30</u> 骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	161点
<u>31</u> インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)	163点
<u>32</u> I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)	164点

<u>18</u> 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗GAD抗体)	134点
<u>19</u> 脳性Na利尿ペプチド (BNP)、脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)	136点
<u>20</u> カルシトニン	137点
<u>21</u> ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	138点
<u>22</u> サイロキシン結合能 (TBC)、ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL) (新設)	140点
<u>23</u> (略)	
<u>24</u> プロゲステロン (新設)	151点
<u>25</u> (略) (新設)	
<u>26</u> 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC)	158点
(新設)	
<u>27</u> 骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、オステオカルシン (OC)	161点
<u>28</u> 遊離テストステロン、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) (新設)	163点

<u>33</u> 低単位ヒト ^{じゅうつ} 絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量、副甲状腺ホルモン (PTH)、カテコ ールアミン分画	165点
<u>34</u> I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性 体 (β-CTX) (尿)、デヒドロエピアンドロ ステロン硫酸抱合体 (DHEA-S)	169点
<u>35</u> セクレチン、I型コラーゲン架橋C-テロペ チド-β異性体 (β-CTX)、サイクリックA MP (cAMP)	170点
(削る)	
(削る)	
<u>36</u> エストラジオール (E ₂)	172点
<u>37</u> (略)	
<u>38</u> 副甲状腺ホルモン ^{たん} 関連蛋白 (PTHrP)、副 腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコールア ミン	189点
<u>39</u> (略)	
(削る)	
<u>40・41</u> (略)	
<u>42</u> ソマトメジンC	212点
<u>43・44</u> (略)	
(削る)	
<u>45</u> 17-ケトジェニックステロイド分画 (17-KG S分画)、メタネフリン・ノルメタネフリン分画	220点
<u>46</u> 心房性Na利尿ペプチド (ANP)	221点
(削る)	
<u>47</u> 抗利尿ホルモン (ADH)	230点

<u>29</u> 低単位ヒト ^{じゅうつ} 絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	165点
<u>30</u> I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性 体 (β-CTX) (尿)、I型プロコラーゲン- N-プロペプチド (PINP)	169点
<u>31</u> セクレチン、I型コラーゲン架橋C-テロペ チド-β異性体 (β-CTX)、副甲状腺ホルモ ン (PTH)、カテコールアミン分画	170点
<u>32</u> デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (D HEA-S)	174点
<u>33</u> サイクリックAMP (cAMP)	175点
<u>34</u> エストラジオール (E ₂)	177点
<u>35</u> (略)	
(新設)	
<u>36</u> (略)	
<u>37</u> 副甲状腺ホルモン ^{たん} 関連蛋白 (PTHrP)、副 腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコールア ミン	194点
<u>38・39</u> (略)	
(新設)	
<u>40・41</u> (略)	
<u>42</u> ソマトメジンC	218点
<u>43</u> 17-ケトジェニックステロイド分画 (17-KG S分画)	220点
<u>44</u> メタネフリン・ノルメタネフリン分画	221点
<u>45</u> 心房性Na利尿ペプチド (ANP)	227点
(新設)	

48 プレグナントリオール 232点
(削る)

49～51 (略)

52 抗ミュラー管ホルモン (AMH) 600点

53 レプチン 1,000点

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から51までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ～ハ (略)

D009 腫瘍マーカー

1 (略)

2 癌胎児性抗原 (CEA) 99点

3 α-フェトプロテイン (AFP) 101点

4 扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原) 104点

5 (略)

6 NCC-ST-439、CA15-3 115点

7 DUPAN-2 118点

8 エラスターゼ1 123点

9 前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9 124点

10 PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量 135点

11 CA125 140点

12 神経特異エノラーゼ (NSE) 142点

13 核マトリックスポロテイン22 (NMP22) 定量 (尿)、核マトリックスポロテイン22 (NMP22) 定性 (尿) 143点

14 SPan-1、シアリルL^x-i抗原 (SLX) 144点

46 プレグナントリオール 234点

47 抗利尿ホルモン (ADH) 235点

48～50 (略)

(新設)

(新設)

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から50までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ～ハ (略)

D009 腫瘍マーカー

1 (略)

2 癌胎児性抗原 (CEA) 102点

3 α-フェトプロテイン (AFP) 104点

4 扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原) 107点

5 (略)

(新設)

6 DUPAN-2、NCC-ST-439、CA15-3 118点

7 エラスターゼ1 126点

8 前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9 127点

9 PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量 139点

(新設)

(新設)

(新設)

10 CA125 144点

<u>15</u> CA72-4、シアリルTn抗原 (STN)	146点
(削る)	
(削る)	
<u>16</u> 塩基性フェトプロテイン (BFP)、 <u>遊離型PSA比 (PSA F/T比)</u>	150点
(削る)	
<u>17</u> <u>BCA225、サイトケラチン19フラグメント (シフラ)</u>	158点
<u>18</u> <u>サイトケラチン8・18 (尿)、シアリルLe^x抗原 (CSLEX)</u>	160点
(削る)	
<u>19</u> (略)	
(削る)	
20~22 (略)	
<u>23</u> <u>CA602、α-フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%)、組織因子経路インヒビター2 (TFPI2)</u>	190点
24~26 (略)	
<u>27</u> <u>プロステートヘルスインデックス (phi)</u>	281点
<u>28~30</u> (略)	
注1 (略)	
2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から30までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	

<u>11</u> CA72-4、 <u>SPan-1</u> 、シアリルTn抗原 (STN)、 <u>神経特異エノラーゼ (NSE)</u>	146点
<u>12</u> <u>核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿)、核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿)</u>	147点
<u>13</u> <u>シアリルLe^{x-i}抗原 (SLX)</u>	148点
<u>14</u> 塩基性フェトプロテイン (BFP)	150点
<u>15</u> <u>遊離型PSA比 (PSA F/T比)</u>	154点
(新設)	
<u>16</u> サイトケラチン8・18 (尿)	160点
<u>17</u> <u>BCA225、サイトケラチン19フラグメント (シフラ)</u>	162点
<u>18</u> (略)	
<u>19</u> <u>シアリルLe^x抗原 (CSLEX)</u>	164点
20~22 (略)	
<u>23</u> <u>CA602、α-フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%)</u>	190点
24~26 (略)	
(新設)	
<u>27~29</u> (略)	
注1 (略)	
2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から29までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	

	イ・ロ (略)	
	ハ 4項目以上	<u>396点</u>
D 0 1 0	特殊分析	
	1 (略)	
	2 結石分析	<u>117点</u>
	3 (略)	
	4 アミノ酸	
	イ 1種類につき	<u>279点</u>
	ロ 5種類以上	<u>1,141点</u>
	5 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比 (B T R)	<u>283点</u>
	6 (略)	
	7 脂肪酸分画	<u>405点</u>
	8 (略)	
	(免疫学的検査)	
D 0 1 1	免疫血液学的検査	
	1・2 (略)	
	3 Rh (その他の因子) 血液型	<u>148点</u>
	4 (略)	
	5 A B O血液型関連糖転移酵素活性	<u>181点</u>
	6 血小板関連 I g G (P A - I g G)	<u>193点</u>
	7 (略)	
	8 抗血小板抗体	<u>261点</u>
	9・10 (略)	
D 0 1 2	感染症免疫学的検査	
	1~15 (略)	
	16 H I V - 1, 2抗体定性、H I V - 1, 2抗体半定量、H I V - 1, 2抗原・抗体同時測定定性	<u>112点</u>
	17 (略)	
	18 <u>A群β溶連菌迅速試験定性</u>	<u>124点</u>

	イ・ロ (略)	
	ハ 4項目以上	<u>408点</u>
D 0 1 0	特殊分析	
	1 (略)	
	2 結石分析	<u>120点</u>
	3 (略)	
	4 アミノ酸	
	イ 1種類につき	<u>287点</u>
	ロ 5種類以上	<u>1,176点</u>
	5 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比 (B T R)	<u>288点</u>
	6 (略)	
	7 脂肪酸分画	<u>417点</u>
	8 (略)	
	(免疫学的検査)	
D 0 1 1	免疫血液学的検査	
	1・2 (略)	
	3 Rh (その他の因子) 血液型	<u>152点</u>
	4 (略)	
	5 A B O血液型関連糖転移酵素活性	<u>186点</u>
	6 血小板関連 I g G (P A - I g G)	<u>198点</u>
	7 (略)	
	8 抗血小板抗体	<u>262点</u>
	9・10 (略)	
D 0 1 2	感染症免疫学的検査	
	1~15 (略)	
	16 H I V - 1, 2抗体定性、H I V - 1, 2抗体半定量、H I V - 1, 2抗原・抗体同時測定定性	<u>115点</u>
	17 (略)	
	(新設)	

<u>19</u> HIV-1, 2抗体定量、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量	127点
<u>20</u> <u>ヘモフィルス・インフルエンザb型 (H i b) 抗原定性 (尿・髄液)</u>	<u>132点</u>
<u>21</u> <u>カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量、梅毒トレポネーマ抗体 (F T A - A B S 試験) 定性、梅毒トレポネーマ抗体 (F T A - A B S 試験) 半定量</u>	134点
<u>22</u> <u>インフルエンザウイルス抗原定性</u>	136点
<u>23</u> R S ウイルス抗原定性	138点
(削る)	
<u>24</u> <u>ヘリコバクター・ピロリ抗原定性、ヒトメタニューモウイルス抗原定性</u>	142点
<u>25</u> <u>肺炎球菌抗原定性 (尿・髄液)</u>	146点
<u>26</u> (略)	
<u>27</u> <u>クラミドフィラ・ニューモニエ I g M抗体</u>	<u>152点</u>
<u>28</u> <u>クラミジア・トラコマチス抗原定性</u>	156点
<u>29</u> <u>アスペルギルス抗原</u>	<u>157点</u>
<u>30</u> <u>D-アラビニトール</u>	160点
(削る)	
<u>31</u> <u>大腸菌O157抗体定性、H T L V - I 抗体</u>	<u>163点</u>
<u>32</u> (略)	

<u>18</u> HIV-1, 2抗体定量、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量、 <u>A群β溶連菌迅速試験定性</u>	127点
(新設)	
<u>19</u> <u>カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量</u>	134点
<u>20</u> <u>ヘモフィルス・インフルエンザb型 (H i b) 抗原定性 (尿・髄液)</u>	136点
<u>21</u> <u>R S ウイルス抗原定性、梅毒トレポネーマ抗体 (F T A - A B S 試験) 定性、梅毒トレポネーマ抗体 (F T A - A B S 試験) 半定量</u>	138点
<u>22</u> <u>インフルエンザウイルス抗原定性</u>	<u>139点</u>
<u>23</u> <u>ヘリコバクター・ピロリ抗原定性</u>	142点
<u>24</u> <u>肺炎球菌抗原定性 (尿・髄液)、ヒトメタニューモウイルス抗原定性</u>	146点
<u>25</u> (略)	
(新設)	
<u>26</u> <u>クラミドフィラ・ニューモニエ I g M抗体</u>	156点
(新設)	
<u>27</u> <u>D-アラビニトール、クラミジア・トラコマチス抗原定性</u>	160点
<u>28</u> <u>アスペルギルス抗原</u>	<u>161点</u>
(新設)	
<u>29</u> (略)	

(削る)

<u>33</u>	<u>クリプトコックス抗原半定量</u>	<u>169点</u>
<u>34</u>	(略)	
<u>35</u>	<u>クリプトコックス抗原定性</u>	<u>174点</u>
<u>36</u> ・ <u>37</u>	(略)	
<u>38</u>	<u>アデノウイルス抗原定性 (糞便を除く。)、肺炎球菌細胞壁抗原定性</u>	<u>184点</u>
<u>39</u>	<u>肺炎球菌 荚膜抗原定性 (尿・髄液)</u>	<u>193点</u>
<u>40</u>	(略)	
<u>41</u>	<u>(1→3) - β-D-グルカン</u>	<u>201点</u>
<u>42</u>	<u>グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目当たり)</u>	<u>206点</u>
	<u>注 同一検体についてグロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。</u>	
<u>43</u>	<u>ツツガムシ抗体定性、ツツガムシ抗体半定量</u>	<u>207点</u>
<u>44</u>	(略)	
<u>45</u>	<u>レジオネラ抗原定性 (尿)</u>	<u>211点</u>
	(削る)	
<u>46</u>	<u>百日咳菌抗原定性</u>	<u>217点</u>
<u>47</u>	<u>赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性</u>	<u>223点</u>
<u>48</u>	<u>水痘ウイルス抗原定性 (上皮細胞)</u>	<u>227点</u>
<u>49</u>	<u>デングウイルス抗原定性、デングウイルス抗原</u>	

<u>30</u>	<u>大腸菌O157抗体定性、HTLV-I抗体</u>	<u>168点</u>
	(新設)	
<u>31</u>	(略)	
<u>32</u>	<u>クリプトコックス抗原半定量、クリプトコックス抗原定性</u>	<u>174点</u>
<u>33</u> ・ <u>34</u>	(略)	
<u>35</u>	<u>アデノウイルス抗原定性 (糞便を除く。)、肺炎球菌細胞壁抗原定性</u>	<u>189点</u>
<u>36</u>	<u>肺炎球菌 荚膜抗原定性 (尿・髄液)</u>	<u>198点</u>
<u>37</u>	(略)	
	(新設)	
	(新設)	
<u>38</u>	<u>ツツガムシ抗体定性、ツツガムシ抗体半定量、(1→3) - β-D-グルカン</u>	<u>207点</u>
<u>39</u>	(略)	
	(新設)	
<u>40</u>	<u>グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目当たり)</u>	<u>212点</u>
	<u>注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。</u>	
<u>41</u>	<u>レジオネラ抗原定性 (尿)</u>	<u>217点</u>
<u>42</u>	<u>赤痢アメーバ抗体半定量</u>	<u>223点</u>
	(新設)	
<u>43</u>	<u>デングウイルス抗原定性、デングウイルス抗原</u>	

・抗体同時測定定性、白癬菌抗原定性 233点

注 (略)

50 エンドトキシン 236点

51 百日咳菌抗体 257点

52・53 (略)

54 サイトメガロウイルスpp65抗原定性 366点

55～57 (略)

58 HIV-1 特異抗体・HIV-2 特異抗体 660点

59 抗トリコスポロン・アサヒ抗体 847点

60 鳥特異的 I g G 抗体 873点

61 抗アデノ随伴ウイルス9型 (AAV9) 抗体 12,850点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。

D013 肝炎ウイルス関連検査

1～3 (略)

4 HBe抗原、HBe抗体 101点

5 HCV抗体定性・定量、HCVコアタンパク 105点

6 HBc抗体半定量・定量 133点

7～10 (略)

11 HCV血清群別判定 221点

12 HBVコア関連抗原 (HBcrAg) 259点

13・14 (略)

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応

・抗体同時測定定性、水痘ウイルス抗原定性 (上皮細胞) 233点

注 (略)

44 エンドトキシン 243点

45 百日咳菌抗体 264点

46・47 (略)

48 サイトメガロウイルスpp65抗原定性 377点

49～51 (略)

(新設)

52 抗トリコスポロン・アサヒ抗体 873点

(新設)

(新設)

D013 肝炎ウイルス関連検査

1～3 (略)

4 HBe抗原、HBe抗体 104点

5 HCV抗体定性・定量、HCVコアタンパク 108点

6 HBc抗体半定量・定量 137点

7～10 (略)

11 HCV血清群別判定 227点

12 HBVコア関連抗原 (HBcrAg) 266点

13・14 (略)

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応

	じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ・ロ (略)	
	ハ 5項目以上	<u>425点</u>
D014	自己抗体検査	
	1～4 (略)	
	5 抗核抗体(蛍光抗体法)定性、抗核抗体(蛍光抗体法)半定量、抗核抗体(蛍光抗体法)定量	<u>102点</u>
	6 (略)	
	<u>7 抗ガラクトース欠損 I g G抗体定性、抗ガラクトース欠損 I g G抗体定量</u>	<u>114点</u>
	<u>8 (略)</u> (削る)	
	9 抗 J o - 1 抗体定性、抗 J o - 1 抗体半定量、抗 J o - 1 抗体定量、 <u>抗サイログロブリン抗体</u>	140点
	<u>10 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体</u>	<u>142点</u>
	<u>11 抗 R N P 抗体定性、抗 R N P 抗体半定量、抗 R N P 抗体定量</u>	144点
	(削る)	
	12 (略)	
	<u>13 C₁q 結合免疫複合体</u>	<u>153点</u>
	<u>14 抗 S c l - 70 抗体定性、抗 S c l - 70 抗体半定量、抗 S c l - 70 抗体定量</u>	157点
	<u>15 抗 S S - B / L a 抗体定性、抗 S S - B / L a 抗体半定量、抗 S S - B / L a 抗体定量</u>	<u>158点</u>
	<u>16 抗 S S - A / R o 抗体定性、抗 S S - A / R o 抗体半定量、抗 S S - A / R o 抗体定量</u>	<u>161点</u>

	じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ・ロ (略)	
	ハ 5項目以上	<u>438点</u>
D014	自己抗体検査	
	1～4 (略)	
	5 抗核抗体(蛍光抗体法)定性、抗核抗体(蛍光抗体法)半定量、抗核抗体(蛍光抗体法)定量	<u>105点</u>
	6 (略)	
	(新設)	
	<u>7 (略)</u>	
	<u>8 抗ガラクトース欠損 I g G抗体定性、抗ガラクトース欠損 I g G抗体定量</u>	<u>117点</u>
	9 抗 J o - 1 抗体定性、抗 J o - 1 抗体半定量、抗 J o - 1 抗体定量	140点
	(新設)	
	<u>10 抗サイログロブリン抗体、抗 R N P 抗体定性、抗 R N P 抗体半定量、抗 R N P 抗体定量</u>	144点
	<u>11 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体</u>	<u>146点</u>
	12 (略)	
	(新設)	
	<u>13 C₁q 結合免疫複合体</u>	157点
	<u>14 抗 S S - B / L a 抗体定性、抗 S S - B / L a 抗体半定量、抗 S S - B / L a 抗体定量、抗 S c l - 70 抗体定性、抗 S c l - 70 抗体半定量、抗 S c l - 70 抗体定量</u>	<u>161点</u>
	<u>15 抗 S S - A / R o 抗体定性、抗 S S - A / R o 抗体半定量、抗 S S - A / R o 抗体定量</u>	<u>163点</u>

<u>17</u> 抗DNA抗体定量、抗DNA抗体定性	<u>163点</u>
<u>18</u> (略)	
<u>19</u> 抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性	<u>174点</u>
<u>20</u> 抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量	<u>181点</u>
<u>21</u> 抗ミトコンドリア抗体定量	<u>189点</u>
<u>22</u> (略)	
<u>23</u> モノクローナルRF結合免疫複合体	194点
<u>24</u> IgG型リウマトイド因子、抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量	<u>198点</u>
(削る)	
<u>25</u> 抗LKM-1抗体	<u>215点</u>
<u>26</u> 抗TSHレセプター抗体 (TRAb)	<u>220点</u>
<u>27</u> (略)	
<u>28</u> 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗 β_2 グリコプロテインII IgG抗体、抗 β_2 グリコプロテインII IgM抗体	<u>226点</u>
(削る)	
<u>29</u> (略)	
<u>30</u> 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)	<u>258点</u>
<u>31</u> 抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体 (PR3-ANCA)	<u>259点</u>
<u>32</u> 抗糸球体基底膜抗体 (抗GBM抗体)	<u>262点</u>
<u>33</u> 抗デスマogleイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体	<u>270点</u>

<u>16</u> 抗DNA抗体定量、抗DNA抗体定性	<u>168点</u>
<u>17</u> (略)	
<u>18</u> 抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性	<u>179点</u>
<u>19</u> 抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量	<u>186点</u>
(新設)	
<u>20</u> (略)	
<u>21</u> モノクローナルRF結合免疫複合体、抗ミトコンドリア抗体定量	194点
<u>22</u> IgG型リウマトイド因子	<u>203点</u>
<u>23</u> 抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量	<u>204点</u>
<u>24</u> 抗LKM-1抗体	<u>221点</u>
(新設)	
<u>25</u> (略)	
<u>26</u> 抗TSHレセプター抗体 (TRAb)	226点
<u>27</u> 抗カルジオリピン抗体	<u>232点</u>
<u>28</u> (略)	
<u>29</u> 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)	<u>265点</u>
<u>30</u> 抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体 (PR3-ANCA)	<u>267点</u>
(新設)	
<u>31</u> 抗デスマogleイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体、抗糸球体基底膜抗体 (抗GBM抗体)	

<u>34</u>	(略)	
<u>35</u>	ループスアンチコアグラント定量、ループスアンチコアグラント定性	<u>273点</u>
<u>36～42</u>	(略)	
<u>43</u>	抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体)	<u>798点</u>
<u>44</u>	(略)	
<u>45</u>	抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体、 <u>抗P/Q型電位依存性カルシウムチャンネル抗体 (抗P/Q型VGCC抗体)</u>	<u>1,000点</u>
<u>46・47</u>	(略)	
注1	本区分の9から <u>16</u> まで、 <u>18</u> 、 <u>22</u> 及び <u>34</u> に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。	
2	本区分の <u>46</u> 及び <u>47</u> に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に <u>限り</u> 算定する	
D015	血漿 ^{じょうたん} 蛋白免疫学的検査	
1～10	(略)	
11	β_2 -マイクログロブリン	<u>101点</u>
12	トランスサイレチン (プレアルブミン)	<u>104点</u>
13	(略)	
<u>14</u>	<u>α_1-マイクログロブリン、ハプトグロビン (型補正を含む。)</u>	<u>132点</u>
<u>15</u>	レチノール結合 ^{たん} 蛋白 (RBP)	136点

		270点
<u>32</u>	(略)	
<u>33</u>	ループスアンチコアグラント定量、ループスアンチコアグラント定性	<u>281点</u>
<u>34～40</u>	(略)	
<u>41</u>	抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体)	<u>822点</u>
<u>42</u>	(略)	
<u>43</u>	抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000点
<u>44・45</u>	(略)	
注1	本区分の9から <u>15</u> まで、 <u>17</u> 、 <u>20</u> 及び <u>32</u> に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。	
2	本区分の <u>44</u> 及び <u>45</u> に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に算定する。	
D015	血漿 ^{じょうたん} 蛋白免疫学的検査	
1～10	(略)	
11	β_2 -マイクログロブリン	<u>104点</u>
12	トランスサイレチン (プレアルブミン)	<u>107点</u>
13	(略)	
	(新設)	
<u>14</u>	レチノール結合 ^{たん} 蛋白 (RBP)、 <u>α_1-マイク</u>	

16	(略)	
17	免疫電気泳動法 (抗ヒト全血清)、 <u>インターロイキン-6 (IL-6)</u>	170点
18~23	(略)	
24	免疫電気泳動法 (特異抗血清)	218点
25	C ₁ インアクチベータ	260点
26	<u>SCCA 2</u>	300点
27	(略)	
28	<u>インターフェロン-λ 3 (IFN-λ 3)、sFlt-1/PlGF比</u>	340点
29	(略)	
30	結核菌特異的インターフェロン-γ産生能	594点
D 0 1 6	細胞機能検査	
1	(略)	
2	T細胞サブセット検査 (一連につき)	185点
3~7	(略)	
	(微生物学的検査)	
D 0 1 7	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50点
	注 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、 <u>35点</u> を所定点数に加算する。	
2	(略)	
3	その他のもの	64点
	注 (略)	
D 0 1 8	細菌培養同定検査	
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	170点
2	消化管からの検体	190点

	<u>ログロブリン、ハプトグロビン (型補正を含む。)</u>	136点
15	(略)	
16	免疫電気泳動法 (抗ヒト全血清)	170点
17~22	(略)	
23	免疫電気泳動法 (特異抗血清)	224点
24	C ₁ インアクチベータ (新設)	268点
25	(略) (新設)	
26	(略)	
27	結核菌特異的インターフェロン-γ産生能	612点
D 0 1 6	細胞機能検査	
1	(略)	
2	T細胞サブセット検査 (一連につき)	190点
3~7	(略)	
	(微生物学的検査)	
D 0 1 7	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50点
	注 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、 <u>32点</u> を所定点数に加算する。	
2	(略)	
3	その他のもの	61点
	注 (略)	
D 0 1 8	細菌培養同定検査	
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	160点
2	消化管からの検体	180点

3	血液又は穿刺液	<u>220点</u>
4	泌尿器又は生殖器からの検体	<u>180点</u>
5	その他の部位からの検体	<u>170点</u>
6	(略)	
注1	1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、 <u>122点</u> を所定点数に加算する。	
2	(略)	
D019	細菌薬剤感受性検査	
1	1菌種	<u>180点</u>
2	2菌種	<u>230点</u>
3	3菌種以上	<u>290点</u>
4・5	(略)	
D019-2	(略)	
D020	抗酸菌分離培養検査	
1	抗酸菌分離培養(液体培地法)	<u>300点</u>
2	抗酸菌分離培養(それ以外のもの)	<u>209点</u>
D021	(略)	
D022	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)	<u>400点</u>
注	(略)	
D023	微生物核酸同定・定量検査	
1	(略)	
2	クラミジア・トラコマチス核酸検出	<u>193点</u>
3	(略)	
4	HBV核酸定量	<u>263点</u>
5	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	<u>270点</u>
6	マイコプラズマ核酸検出	<u>291点</u>
7	(略)	
	(削る)	

3	血液又は穿刺液	<u>215点</u>
4	泌尿器又は生殖器からの検体	<u>170点</u>
5	その他の部位からの検体	<u>160点</u>
6	(略)	
注1	1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、 <u>112点</u> を所定点数に加算する。	
2	(略)	
D019	細菌薬剤感受性検査	
1	1菌種	<u>170点</u>
2	2菌種	<u>220点</u>
3	3菌種以上	<u>280点</u>
4・5	(略)	
D019-2	(略)	
D020	抗酸菌分離培養検査	
1	抗酸菌分離培養(液体培地法)	<u>280点</u>
2	抗酸菌分離培養(それ以外のもの)	<u>204点</u>
D021	(略)	
D022	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)	<u>380点</u>
注	(略)	
D023	微生物核酸同定・定量検査	
1	(略)	
2	クラミジア・トラコマチス核酸検出	<u>198点</u>
3	(略)	
4	HBV核酸定量	<u>271点</u>
5	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	<u>278点</u>
	(新設)	
6	(略)	
7	マイコプラズマ核酸検出	<u>300点</u>

- 8 (略)
- 9 H C V核酸検出 340点
- 10 H P V核酸検出 350点
- 注 (略)
- 11 H P V核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)

352点

注 H P V核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定) については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスタ分類がA S C - U S と判定された患者又は過去に区分番号K 8 6 7 に掲げる子宮頸部 (膣部) 切除術、区分番号K 8 6 7 - 3 に掲げる子宮頸部摘出術 (膣部切断術を含む。) 若しくは区分番号K 8 6 7 - 4 に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。

- 12 百日咳菌核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出 360点
- (削る)

13・14 (略)

- 8 (略)
- (新設)
- 9 H C V核酸検出、H P V核酸検出 350点
- 注 (略)
- (新設)

- 10 H P V核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)、百日咳菌核酸検出 360点
- 注 H P V核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定) については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスタ分類がA S C - U S と判定された患者又は過去に区分番号K 8 6 7 に掲げる子宮頸部 (膣部) 切除術、区分番号K 8 6 7 - 3 に掲げる子宮頸部摘出術 (膣部切断術を含む。) 若しくは区分番号K 8 6 7 - 4 に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。

11・12 (略)

15	HCV核酸定量	424点
16	HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLV-1核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量、サイトメガロウイルス核酸定量	450点
17	(略)	
18	サイトメガロウイルス核酸検出	825点
19	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	850点
20～23	(略)	
注	6、7、 <u>12</u> （百日咳菌核酸検出に限る。）又は <u>13</u> （結核菌群核酸検出に限る。）に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に加算する。	
D023-2	その他の微生物学的検査	
1・2	(略)	
3	大腸菌ベロトキシン定性	189点
4	(略)	
D024	削除	
	(基本的検体検査実施料)	
D025	(略)	
	第2款 検体検査判断料	
区分		

13	HCV核酸定量	437点
14	HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLV-1核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量	450点
15	(略)	
	(新設)	
16	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出、 <u>サイトメガロウイルス核酸検出</u>	850点
17～20	(略)	
注	6、7、 <u>10</u> （百日咳菌核酸検出に限る。）又は <u>11</u> （結核菌群核酸検出に限る。）に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に加算する。	
D023-2	その他の微生物学的検査	
1・2	(略)	
3	大腸菌ベロトキシン定性	194点
4	(略)	
D024	動物使用検査	170点
注	<u>使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。</u>	
	(基本的検体検査実施料)	
D025	(略)	
	第2款 検体検査判断料	
区分		

D026 検体検査判断料

1～7 (略)

注1・2 (略)

3 区分番号D004-2の1、区分番号D006-2からD006-9まで、区分番号D006-11からD006-20まで及び区分番号D006-22からD006-28までに掲げる検査は、遺伝子関連・染色体検査判断料により算定するものとし、尿・糞便等検査判断料又は血液学的検査判断料は算定しない。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、難病に関する検査（区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査及び区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査をいう。以下同じ。）又は遺伝性腫瘍に関する検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。）を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。ただし、遠隔連携遺伝カウンセリング（情報通信機器を用いて、他の保険医療機関と連携して行う遺伝カウンセリング（難病に関する検査に係るものに限る。）をいう。）を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行う場合に限り算定する。

7・8 (略)

D026 検体検査判断料

1～7 (略)

注1・2 (略)

3 区分番号D004-2の1、区分番号D006-2からD006-9まで及び区分番号D006-11からD006-20までに掲げる検査は、遺伝子関連・染色体検査判断料により算定するものとし、尿・糞便等検査判断料又は血液学的検査判断料は算定しない。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査、区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査又は遺伝性腫瘍に関する検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。）を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。

7・8 (略)

9 区分番号D015の17に掲げる免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）又は24に掲げる免疫電気泳動法（特異抗血清）を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D027 (略)

第2節 (略)

第3節 生体検査料

通則

1 (略)

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）、区分番号D306に掲げる食道ファイバースコープ、区分番号D308に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープ、区分番号D310に掲げる小腸内視鏡検査、区分番号D312に掲げる直腸ファイバースコープ、区分番号D313に掲げる大腸内視鏡検査、区分番号D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又は区分番号D325に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、脾臓カテーテル法を行った場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。

イ～ヲ (略)

区分

(呼吸循環機能検査等)

通則

(略)

D200～D205 (略)

D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）

1・2 (略)

9 区分番号D015の16に掲げる免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）又は23に掲げる免疫電気泳動法（特異抗血清）を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D027 (略)

第2節 (略)

第3節 生体検査料

通則

1 (略)

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）、区分番号D306に掲げる食道ファイバースコープ、区分番号D308に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープ、区分番号D310に掲げる小腸内視鏡検査、区分番号D312に掲げる直腸ファイバースコープ、区分番号D313に掲げる大腸内視鏡検査、区分番号D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又は区分番号D325に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、脾臓カテーテル法を行った場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。

イ～ヲ (略)

区分

(呼吸循環機能検査等)

通則

(略)

D200～D205 (略)

D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）

1・2 (略)

注1～4 (略)

5 循環動態解析装置を用いて冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算(循環動態解析装置)として、7、200点を所定点数に加算する。

6～10 (略)

D207～D214-2 (略)

(超音波検査等)

通則

(略)

D215 超音波検査(記録に要する費用を含む。)

1・2 (略)

3 心臓超音波検査

イ～ハ (略)

ニ 胎児心エコー法 300点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、月1回に限り算定する。

2 (略)

ホ (略)

4・5 (略)

注1～7 (略)

D215-2・D215-3 (略)

D215-4 超音波減衰法検査 200点

注 区分番号D215-2に掲げる肝硬度測定又は区分番号D215-3に掲げる超音波エラストグラフィを算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

D216・D216-2 (略)

D217 骨塩定量検査

注1～4 (略)

(新設)

5～9 (略)

D207～D214-2 (略)

(超音波検査等)

通則

(略)

D215 超音波検査(記録に要する費用を含む。)

1・2 (略)

3 心臓超音波検査

イ～ハ (略)

ニ 胎児心エコー法 300点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、月1回に限り算定する。

2 (略)

ホ (略)

4・5 (略)

注1～7 (略)

D215-2・D215-3 (略)

(新設)

D216・D216-2 (略)

D217 骨塩定量検査

- 1 (略)
2 REMS法(腰椎) 140点

注 同一日にREMS法により大腿骨の骨塩定量検査を行った場合には、大腿骨同時検査加算として、55点を所定点数に加算する。

- 3・4 (略)

注 (略)

(監視装置による諸検査)

- D218～D222-2 (略)
D223 経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき) 35点

注 (略)

- D223-2～D230 (略)
D231 人工^{すい}膵臓検査(一連につき) 5,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- D231-2～D234 (略)
(脳波検査等)

通則

(略)

- D235 (略)
D235-2 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき) 500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- D235-3 長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)

- 1・2 (略)

注 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限

- 1 (略)
(新設)

- 2・3 (略)

注 (略)

(監視装置による諸検査)

- D218～D222-2 (略)
D223 経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき) 30点

注 (略)

- D223-2～D230 (略)
D231 人工^{すい}膵臓検査(一連につき) 5,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

- D231-2～D234 (略)
(脳波検査等)

通則

(略)

- D235 (略)
D235-2 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき) 500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、長期継続頭蓋内脳波検査を実施した場合に算定する。

- D235-3 長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)

- 1・2 (略)

注 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算

り算定する。

D 2 3 6 ~ D 2 3 7 - 2 (略)

D 2 3 8 脳波検査判断料

1・2 (略)

注1 (略)

2 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

3 (略)

(神経・筋検査)

通則

(略)

D 2 3 9 ~ D 2 4 4 (略)

D 2 4 4 - 2 補聴器適合検査

1・2 (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき月2回に限り算定する。

D 2 4 5 ~ D 2 4 9 (略)

D 2 5 0 平衡機能検査

1~5 (略)

6 ビデオヘッドインパルス検査 300点

注 (略)

D 2 5 1 ~ D 2 5 4 (略)

(眼科学的検査)

通則

(略)

D 2 5 5 ~ D 2 7 5 - 2 (略)

D 2 7 6 削除

定する。

D 2 3 6 ~ D 2 3 7 - 2 (略)

D 2 3 8 脳波検査判断料

1・2 (略)

注1 (略)

2 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

3 (略)

(神経・筋検査)

通則

(略)

D 2 3 9 ~ D 2 4 4 (略)

D 2 4 4 - 2 補聴器適合検査

1・2 (略)

注 補聴器適合検査は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、患者1人につき月2回に限り算定する。

D 2 4 5 ~ D 2 4 9 (略)

D 2 5 0 平衡機能検査

1~5 (略)

(新設)

注 (略)

D 2 5 1 ~ D 2 5 4 (略)

(眼科学的検査)

通則

(略)

D 2 5 5 ~ D 2 7 5 - 2 (略)

D 2 7 6 網膜中心血管圧測定

D 2 7 7～D 2 8 2-3 (略)	
(皮膚科学的検査)	
D 2 8 2-4 (略)	
(臨床心理・神経心理検査)	
D 2 8 3～D 2 8 5 (略)	
(負荷試験等)	
D 2 8 6～D 2 9 1 (略)	
D 2 9 1-2 小児食物アレルギー負荷検査	1,000点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 <u>16歳未満</u> の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年 <u>3回</u> に限り算定する。	
2 (略)	
D 2 9 1-3 内服・点滴誘発試験	1,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、2月に1回に限り算定する。	
(ラジオアイソトープを用いた諸検査)	
通則	
(略)	
D 2 9 2～D 2 9 4 (略)	
(内視鏡検査)	
通則	
(略)	
D 2 9 5～D 3 0 9 (略)	
D 3 1 0 小腸内視鏡検査	
1 (略)	

<u>1 簡単なもの</u>	<u>42点</u>
<u>2 複雑なもの</u>	<u>100点</u>
D 2 7 7～D 2 8 2-3 (略)	
(皮膚科学的検査)	
D 2 8 2-4 (略)	
(臨床心理・神経心理検査)	
D 2 8 3～D 2 8 5 (略)	
(負荷試験等)	
D 2 8 6～D 2 9 1 (略)	
D 2 9 1-2 小児食物アレルギー負荷検査	1,000点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 <u>9歳未満</u> の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年 <u>2回</u> に限り算定する。	
2 (略)	
D 2 9 1-3 内服・点滴誘発試験	1,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、2月に1回に限り算定する。	
(ラジオアイソトープを用いた諸検査)	
通則	
(略)	
D 2 9 2～D 2 9 4 (略)	
(内視鏡検査)	
通則	
(略)	
D 2 9 5～D 3 0 9 (略)	
D 3 1 0 小腸内視鏡検査	
1 (略)	

2 スパイラル内視鏡によるもの 6,800点
3・4 (略)
 注1 (略)
2 3について、15歳未満の患者に対して、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260点を所定点数に加算する。
3 4について、粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
 D310-2～D312-2 (略)
 D313 大腸内視鏡検査
 1・2 (略)
 注1・2 (略)
3 1のハについて、バルーン内視鏡を用いて行った場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。
4 2について、15歳未満の患者に対して、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260点を所定点数に加算する。
 D314～D325 (略)
 第4節 診断^{せん}穿刺・検体採取料
 通則
 (略)
 区分
 D400 血液採取(1日につき)
 1 静脈 37点
 2 (略)
 注1 (略)
 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳

(新設)
2・3 (略)
 注1 (略)
 (新設)
2 3について、粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
 D310-2～D312-2 (略)
 D313 大腸内視鏡検査
 1・2 (略)
 注1・2 (略)
 (新設)
 (新設)
 D314～D325 (略)
 第4節 診断^{せん}穿刺・検体採取料
 通則
 (略)
 区分
 D400 血液採取(1日につき)
 1 静脈 35点
 2 (略)
 注1 (略)
 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳

幼児加算として、30点を所定点数に加算する。

3 (略)

D401～D409 (略)

D409-2 センチネルリンパ節生検 (片側)

1・2 (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して
いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医
療機関において、乳がんの患者に対して、1につ
いては放射性同位元素及び色素を用いて行った場
合に、2については放射性同位元素又は色素を用
いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に
用いた色素の費用は、算定しない。

D410～D412-2 (略)

D413 前立腺針生検法

1 MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの
8,210点

2 その他のもの 1,540点

注 1については、別に厚生労働大臣が定める施設
基準に適合しているものとして地方厚生局長等に
届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大
臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定
する。

D414～D415-3 (略)

D415-4 経気管肺生検法 (仮想気管支鏡を用いた場合)

5,000点

注 ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行
った場合は、ガイドシース加算として、500点を
所定点数に加算する。

D415-5～D418 (略)

D419 その他の検体採取

1・2 (略)

幼児加算として、25点を所定点数に加算する。

3 (略)

D401～D409 (略)

D409-2 センチネルリンパ節生検 (片側)

1・2 (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する
ものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機
関において、乳がんの患者に対して、1につい
ては放射性同位元素及び色素を用いて行った場合
に、2については放射性同位元素又は色素を用い
て行った場合に算定する。ただし、当該検査に用
いた色素の費用は、算定しない。

D410～D412-2 (略)

D413 前立腺針生検法

1,400点

(新設)

(新設)

(新設)

D414～D415-3 (略)

D415-4 経気管肺生検法 (仮想気管支鏡を用いた場合)

5,000点

(新設)

D415-5～D418 (略)

D419 その他の検体採取

1・2 (略)

3	動脈血採取（1日につき）	55点
	注1（略）	
2	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、 <u>30点</u> を所定点数に加算する。	
4・5	（略）	
6	鼻腔・咽頭拭い液採取	25点
D 4 1 9 - 2	（略）	
	第5節・第6節（略）	
	第4部 画像診断	
通則		
1～4	（略）	
5	区分番号E 1 0 2及びE 2 0 3に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2又は画像診断管理加算3として、区分番号E 1 0 2に掲げる画像診断及び区分番号E 2 0 3に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り180点又は <u>340点</u> を所定点数に加算する。	
6・7	（略）	
	第1節 エックス線診断料	
通則		
	（略）	
区分		
E 0 0 0～E 0 0 2	（略）	
E 0 0 3	造影剤注入手技	
	1・2（略）	
3	動脈造影カテーテル法	
	イ（略）	
	注1（略）	

3	動脈血採取（1日につき）	50点
	注1（略）	
2	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、 <u>15点</u> を所定点数に加算する。	
4・5	（略）	
6	鼻腔・咽頭拭い液採取	5点
D 4 1 9 - 2	（略）	
	第5節・第6節（略）	
	第4部 画像診断	
通則		
1～4	（略）	
5	区分番号E 1 0 2及びE 2 0 3に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2又は画像診断管理加算3として、区分番号E 1 0 2に掲げる画像診断及び区分番号E 2 0 3に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り180点又は <u>300点</u> を所定点数に加算する。	
6・7	（略）	
	第1節 エックス線診断料	
通則		
	（略）	
区分		
E 0 0 0～E 0 0 2	（略）	
E 0 0 3	造影剤注入手技	
	1・2（略）	
3	動脈造影カテーテル法	
	イ（略）	
	注1（略）	

2 頸動脈閉塞試験（マタス試験）を実施した場合は、頸動脈閉塞試験加算として、1,000点を所定点数に加算する。

ロ (略)

4～7 (略)

E 0 0 4 (略)

第2節 (略)

第3節 コンピューター断層撮影診断料

通則

(略)

E 2 0 0 ・ E 2 0 1 (略)

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I 撮影）（一連につき）

1～3 (略)

注1～9 (略)

10 MR I 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、肝エラストグラフィを行った場合は、肝エラストグラフィ加算として、600点を所定点数に加算する。

E 2 0 3 (略)

第4節・第5節 (略)

第5部 投薬

通則

1～4 (略)

5 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき63枚を超えて湿布薬を投薬した場合は、区分番号F 0 0 0に掲げる調剤料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料、区分番号F 2 0 0に掲げる薬剤（当該超過分に係る薬剤料に限る。）、区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料及び区分番号F 5 0 0に掲げる調

2 頸動脈閉塞試験（マタス試験）を実施した場合は、頸動脈閉塞試験加算として、1,000点を所定点数に加算する。

ロ (略)

4～7 (略)

E 0 0 4 (略)

第2節 (略)

第3節 コンピューター断層撮影診断料

通則

(略)

E 2 0 0 ・ E 2 0 1 (略)

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I 撮影）（一連につき）

1～3 (略)

注1～9 (略)

(新設)

E 2 0 3 (略)

第4節・第5節 (略)

第5部 投薬

通則

1～4 (略)

5 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は、区分番号F 0 0 0に掲げる調剤料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料、区分番号F 2 0 0に掲げる薬剤（当該超過分に係る薬剤料に限る。）、区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料及び区分番号F 5 0 0に掲げる調

剤技術基本料は、算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

第1節～第4節 (略)

第5節 処方箋料

区分

F 4 0 0 処方箋料

1～3 (略)

注1 (略)

2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上投薬を行った場合（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第20条第3号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第20条第4号ロに規定するリフィル処方箋を交付する場合であって、当該リフィル処方箋の1回の使用による投与期間が29日以内の投薬を行った場合を除く。）には、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

3～8 (略)

第6節 (略)

第6部 注射

通則

1～5 (略)

6 区分番号G 0 0 1に掲げる静脈内注射、G 0 0 2に掲げる

剤技術基本料は、算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

第1節～第4節 (略)

第5節 処方箋料

区分

F 4 0 0 処方箋料

1～3 (略)

注1 (略)

2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上投薬を行った場合には、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

3～8 (略)

第6節 (略)

第6部 注射

通則

1～5 (略)

6 区分番号G 0 0 1に掲げる静脈内注射、G 0 0 2に掲げる

動脈注射、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（悪性腫瘍を主病とする患者を除く。）に対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。

イ 外来化学療法加算 1

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) <u>15歳未満の患者の場合</u> | <u>670点</u> |
| (削る) | |
| (削る) | |
| (2) <u>15歳以上の患者の場合</u> | <u>450点</u> |
| (削る) | |
| (削る) | |

ロ 外来化学療法加算 2

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) <u>15歳未満の患者の場合</u> | <u>640点</u> |
| (削る) | |
| (削る) | |
| (2) <u>15歳以上の患者の場合</u> | <u>370点</u> |
| (削る) | |
| (削る) | |
| (削る) | |

動脈注射、G003に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G003-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。

イ 外来化学療法加算 1

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) <u>抗悪性腫瘍剤を注射した場合</u> | |
| ① <u>15歳未満</u> | <u>820点</u> |
| ② <u>15歳以上</u> | <u>600点</u> |
| (2) <u>抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合</u> | |
| ① <u>15歳未満</u> | <u>670点</u> |
| ② <u>15歳以上</u> | <u>450点</u> |

ロ 外来化学療法加算 2

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) <u>抗悪性腫瘍剤を注射した場合</u> | |
| ① <u>15歳未満</u> | <u>740点</u> |
| ② <u>15歳以上</u> | <u>470点</u> |
| (2) <u>抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合</u> | |
| ① <u>15歳未満</u> | <u>640点</u> |
| ② <u>15歳以上</u> | <u>370点</u> |

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号のイのIIを算定した患者に対して、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、副作用の発現状況、

7 前号に規定する場合であつて、当該患者に対し、バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を使用した場合は、バイオ後続品導入初期加算として、当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り150点を更に所定点数に加算する。

8・9 (略)

第1節 注射料

通則

(略)

第1款 注射実施料

区分

G000 皮内、皮下及び筋肉内注射（1回につき） 22点

注1・2 (略)

G001 静脈内注射（1回につき） 34点

注1 (略)

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、48点を所定点数に加算する。

3 (略)

G002～G003-3 (略)

G004 点滴注射（1日につき）

1 6歳未満の乳幼児に対するもの（1日分の注射量が100mL以上の場合） 101点

2 1に掲げる者以外の者に対するもの（1日分の注射量が500mL以上の場合） 99点

3 その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。） 50点

注1 (略)

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳

治療計画等を文書により提供した上で、当該患者の状態を踏まえて必要な指導を行った場合に、連携充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

(新設)

8・9 (略)

第1節 注射料

通則

(略)

第1款 注射実施料

区分

G000 皮内、皮下及び筋肉内注射（1回につき） 20点

注1・2 (略)

G001 静脈内注射（1回につき） 32点

注1 (略)

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、45点を所定点数に加算する。

3 (略)

G002～G003-3 (略)

G004 点滴注射（1日につき）

1 6歳未満の乳幼児に対するもの（1日分の注射量が100mL以上の場合） 99点

2 1に掲げる者以外の者に対するもの（1日分の注射量が500mL以上の場合） 98点

3 その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。） 49点

注1 (略)

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳

幼児加算として、46点を所定点数に加算する。
3・4 (略)
G005～G018 (略)
第2款 (略)
第2節・第3節 (略)
第7部 リハビリテーション

通則
(略)

第1節 リハビリテーション料

区分
H000 心大血管疾患リハビリテーション料
1・2 (略)
注1～4 (略)
5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

H001 脳血管疾患等リハビリテーション料
1～3 (略)
注1～6 (略)
7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合

幼児加算として、45点を所定点数に加算する。
3・4 (略)
G005～G018 (略)
第2款 (略)
第2節・第3節 (略)
第7部 リハビリテーション

通則
(略)

第1節 リハビリテーション料

区分
H000 心大血管疾患リハビリテーション料
1・2 (略)
注1～4 (略)
(新設)

H001 脳血管疾患等リハビリテーション料
1～3 (略)
注1～6 (略)
(新設)

であって、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

H001-2 廃用症候群リハビリテーション料

1～3 (略)

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

H002 運動器リハビリテーション料

1～3 (略)

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

H001-2 廃用症候群リハビリテーション料

1～3 (略)

注1～6 (略)

(新設)

H002 運動器リハビリテーション料

1～3 (略)

注1～6 (略)

(新設)

H003 呼吸器リハビリテーション料

1・2 (略)

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

H003-2～H003-4 (略)

H004 摂食機能療法(1日につき)

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な指導管理を行った場合は、摂食嚥下機能回復体制加算として、当該基準に係る区分に従い、患者(ハについては、療養病棟入院料1又は療養病棟入院料2を現に算定しているものに限る。)1人につき週1回に限り次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ	<u>摂食嚥下機能回復体制加算1</u>	210点
ロ	<u>摂食嚥下機能回復体制加算2</u>	190点
ハ	<u>摂食嚥下機能回復体制加算3</u>	120点

H005～H008 (略)

第2節 (略)

H003 呼吸器リハビリテーション料

1・2 (略)

注1～4 (略)

(新設)

H003-2～H003-4 (略)

H004 摂食機能療法(1日につき)

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の保険医、看護師、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士等が共同して、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な指導管理を行った場合に、摂食嚥下支援加算として、週1回に限り200点を所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

H005～H008 (略)

第2節 (略)

第8部 精神科専門療法

通則

(略)

第1節 精神科専門療法料

区分

I 0 0 0 ~ I 0 0 1 (略)

I 0 0 2 通院・在宅精神療法 (1回につき)

1 通院精神療法

イ (略)

ロ 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する
初診の日において、60分以上行った場合

① 精神保健指定医による場合 560点

② ①以外の場合 540点

ハ イ及びロ以外の場合

(1) 30分以上の場合

① 精神保健指定医による場合 410点

② ①以外の場合 390点

(2) 30分未満の場合

① 精神保健指定医による場合 330点

② ①以外の場合 315点

2 在宅精神療法

イ (略)

ロ 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する
初診の日において、60分以上行った場合

① 精神保健指定医による場合 620点

② ①以外の場合 600点

ハ イ及びロ以外の場合

(1) 60分以上の場合

① 精神保健指定医による場合 550点

第8部 精神科専門療法

通則

(略)

第1節 精神科専門療法料

区分

I 0 0 0 ~ I 0 0 1 (略)

I 0 0 2 通院・在宅精神療法 (1回につき)

1 通院精神療法

イ (略)

ロ 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する
初診の日において、60分以上行った場合

(新設)

(新設)

ハ イ及びロ以外の場合

(1) 30分以上の場合

(新設)

(新設)

(2) 30分未満の場合

(新設)

(新設)

2 在宅精神療法

イ (略)

ロ 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する
初診の日において、60分以上行った場合

(新設)

(新設)

ハ イ及びロ以外の場合

(1) 60分以上の場合

(新設)

540点

400点

330点

600点

540点

② ①以外の場合	530点
(2) 30分以上60分未満の場合	
① 精神保健指定医による場合	410点
② ①以外の場合	390点
(3) 30分未満の場合	
① 精神保健指定医による場合	330点
② ①以外の場合	315点
注1～3 (略)	
4 特定機能病院若しくは区分番号A311-4に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行った保険医療機関又は当該保険医療機関以外の保険医療機関であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、通院・在宅精神療法を行った場合は、児童思春期精神科専門管理加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ロについては、1回に限り算定する。	
イ 16歳未満の患者に通院・在宅精神療法を行った場合	
① 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から2年以内の期間に行った場合	500点
② ①以外の場合	300点
ロ (略)	
5～8 (略)	
9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保	

(新設)	
(2) 30分以上60分未満の場合	400点
(新設)	
(新設)	
(3) 30分未満の場合	330点
(新設)	
(新設)	
注1～3 (略)	
4 特定機能病院若しくは区分番号A311-4に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行った保険医療機関又は当該保険医療機関以外の保険医療機関であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、通院・在宅精神療法を行った場合は、児童思春期精神科専門管理加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ロについては、1回に限り算定する。	
イ 16歳未満の患者に通院・在宅精神療法を行った場合 (当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から2年以内の期間に行った場合に限る。)	500点
(新設)	
(新設)	
ロ (略)	
5～8 (略)	
(新設)	

険医療機関において、1を算定する患者であつて、重点的な支援を要するものに対して、精神科を担当する医師の指示の下、看護師又は精神保健福祉士が、当該患者が地域生活を継続するための面接及び関係機関との連絡調整を行った場合に、療養生活継続支援加算として、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り350点を所定点数に加算する。
ただし、注8に規定する加算を算定した場合は算定しない。

I 0 0 2 - 2 (略)

I 0 0 2 - 3 救急患者精神科継続支援料

- 1 入院中の患者 900点
- 2 入院中の患者以外の患者 300点

注1 (略)

2 入院中の患者については、入院した日から起算して6月以内の期間に週1回に限り算定する。

3 入院中の患者以外の患者については、退院後、電話等で継続的な指導等を行った場合に、退院後24週を限度として、週1回に限り算定する。

I 0 0 3 ・ I 0 0 3 - 2 (略)

I 0 0 4 心身医学療法 (1回につき)

- 1 (略)
- 2 入院中の患者以外の患者

イ・ロ (略)

注1～5 (略)

I 0 0 5 ・ I 0 0 6 (略)

I 0 0 6 - 2 依存症集団療法 (1回につき)

- 1 ・ 2 (略)

I 0 0 2 - 2 (略)

I 0 0 2 - 3 救急患者精神科継続支援料

- 1 入院中の患者 435点
- 2 入院中の患者以外 135点

注1 (略)

2 入院中の患者については、入院した日から起算して6月以内の期間に月1回に限り算定する。

3 入院中の患者以外の患者については、退院後、電話等で継続的な指導等を行った場合に、退院後6月を限度として、計6回に限り算定する。

I 0 0 3 ・ I 0 0 3 - 2 (略)

I 0 0 4 心身医学療法 (1回につき)

- 1 (略)
- 2 入院中の患者以外

イ・ロ (略)

注1～5 (略)

I 0 0 5 ・ I 0 0 6 (略)

I 0 0 6 - 2 依存症集団療法 (1回につき)

- 1 ・ 2 (略)

3	<u>アルコール依存症の場合</u>	300点
注1・2	(略)	
3	<u>3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、アルコール依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、週1回かつ計10回に限り算定する。</u>	
4	(略)	
I007～I011-2	(略)	
I012	精神科訪問看護・指導料	
1～3	(略)	
注1～3	(略)	
4	注1及び注2に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の看護師等又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、複数名精神科訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあつては週1日を限度とする。	
イ	所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	
(1)	1日に1回の場合	
①	同一建物内1人又は2人	450点
	(削る)	
②	同一建物内3人以上	400点
(2)	1日に2回の場合	
①	同一建物内1人又は2人	900点

	(新設)	
注1・2	(略)	
	(新設)	
3	(略)	
I007～I011-2	(略)	
I012	精神科訪問看護・指導料	
1～3	(略)	
注1～3	(略)	
4	注1及び注2に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、複数名精神科訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあつては週1日を限度とする。	
イ	所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	
(1)	1日に1回の場合	
①	同一建物内1人	450点
②	同一建物内2人	450点
③	同一建物内3人以上	400点
(2)	1日に2回の場合	
①	同一建物内1人	900点

	(削る)	
	② 同一建物内 3 人以上	810点
	(3) 1 日に 3 回以上の場合	
	① 同一建物内 1 人又は 2 人	1,450点
	(削る)	
	② 同一建物内 3 人以上	1,300点
ロ	所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	
	(1) 1 日に 1 回の場合	
	① 同一建物内 1 人又は 2 人	380点
	(削る)	
	② 同一建物内 3 人以上	340点
	(2) 1 日に 2 回の場合	
	① 同一建物内 1 人又は 2 人	760点
	(削る)	
	② 同一建物内 3 人以上	680点
	(3) 1 日に 3 回以上の場合	
	① 同一建物内 1 人又は 2 人	1,240点
	(削る)	
	② 同一建物内 3 人以上	1,120点
ハ	所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が看護補助者と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	
	(1) 同一建物内 1 人又は 2 人	300点
	(削る)	
	(2) 同一建物内 3 人以上	270点
5～9	(略)	
10	区分番号 I 0 1 6 に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関（訪問看護を行	

	② 同一建物内 2 人	900点
	③ 同一建物内 3 人以上	810点
	(3) 1 日に 3 回以上の場合	
	① 同一建物内 1 人	1,450点
	② 同一建物内 2 人	1,450点
	③ 同一建物内 3 人以上	1,300点
ロ	所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	
	(1) 1 日に 1 回の場合	
	① 同一建物内 1 人	380点
	② 同一建物内 2 人	380点
	③ 同一建物内 3 人以上	340点
	(2) 1 日に 2 回の場合	
	① 同一建物内 1 人	760点
	② 同一建物内 2 人	760点
	③ 同一建物内 3 人以上	680点
	(3) 1 日に 3 回以上の場合	
	① 同一建物内 1 人	1,240点
	② 同一建物内 2 人	1,240点
	③ 同一建物内 3 人以上	1,120点
ハ	所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が看護補助者と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	
	(1) 同一建物内 1 人	300点
	(2) 同一建物内 2 人	300点
	(3) 同一建物内 3 人以上	270点
5～9	(略)	
10	区分番号 I 0 1 6 に掲げる精神科在宅患者支援管理料（1 のハを除く。）を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療	

うものに限る。)の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上の精神科訪問看護・指導を行った場合には、精神科複数回訪問加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。

- イ 1日に2回の場合
- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 同一建物内1人又は2人
(削る) | 450点 |
| (2) 同一建物内3人以上 | 400点 |
- ロ 1日に3回以上の場合
- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 同一建物内1人又は2人
(削る) | 800点 |
| (2) 同一建物内3人以上 | 720点 |

11・12 (略)

13 組織的な感染防止対策につき区分番号A0000に掲げる初診料の注11及び区分番号A0001に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(診療所に限る。)においては、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A0000に掲げる初診料の注11、区分番号A0001に掲げる再診料の注15、第1部の通則第3号又は第2部の通則第5号にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。

14 感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号A0000に掲げる初診料の注12及び区分番号A0001に掲げる再診料の注16に規

機関(訪問看護を行うものに限る。)の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上の精神科訪問看護・指導を行った場合には、精神科複数回訪問加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。

- イ 1日に2回の場合
- | | |
|---------------|------|
| (1) 同一建物内1人 | 450点 |
| (2) 同一建物内2人 | 450点 |
| (3) 同一建物内3人以上 | 400点 |
- ロ 1日に3回以上の場合
- | | |
|---------------|------|
| (1) 同一建物内1人 | 800点 |
| (2) 同一建物内2人 | 800点 |
| (3) 同一建物内3人以上 | 720点 |

11・12 (略)

(新設)

(新設)

定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注13に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。

15 感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注13及び区分番号A001に掲げる再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注13に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。

I 0 1 2 - 2 精神科訪問看護指示料 300点
注1・2 (略)

3 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医（精神科の医師に限る。）が、診療に基づき、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為（訪問看護において専門の管理を必要とするものに限る。）に係る管理の必要を認め、当該患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等の看護師（同項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修を修了した者に限る。）に対して、同項第2号に規定する手順書を交付した場合は、手順書加算として、患者1人につき6月に1回に限り、150点を所定点数に加算する。

4・5 (略)

I 0 1 3 抗精神病特定薬剤治療指導管理料

(新設)

I 0 1 2 - 2 精神科訪問看護指示料 300点
注1・2 (略)
(新設)

3・4 (略)

I 0 1 3 抗精神病特定薬剤治療指導管理料

1	持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料	
	イ (略)	
	ロ 入院中の患者以外の患者	250点
2	(略)	
	注1～3 (略)	
I O 1 4	医療保護入院等診療料	300点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項又は第33条の7第1項の規定による入院に係る患者に対して、精神保健指定医が治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、治療管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。	
I O 1 5	(略)	
I O 1 6	精神科在宅患者支援管理料 (月1回)	
	1 精神科在宅患者支援管理料1	
	イ・ロ (略)	
	(削る)	
	2・3 (略)	
	注1 <u>1</u> については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。)の精神科の医師等が、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看護を行っている場合(イについては週2回以上、ロについては月2回以上行っている場合に限	

1	持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料	
	イ (略)	
	ロ 入院中の患者以外	250点
2	(略)	
	注1～3 (略)	
I O 1 4	医療保護入院等診療料	300点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項若しくは第2項又は第33条の7第1項の規定による入院に係る患者に対して、精神保健指定医が治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、治療管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。	
I O 1 5	(略)	
I O 1 6	精神科在宅患者支援管理料 (月1回)	
	1 精神科在宅患者支援管理料1	
	イ・ロ (略)	
	<u>ハ イ及びロ以外の患者の場合</u>	
	<u>(1) 単一建物診療患者1人</u>	<u>2,030点</u>
	<u>(2) 単一建物診療患者2人以上</u>	<u>1,248点</u>
	2・3 (略)	
	注1 <u>1</u> のイ及びロについては、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。)の精神科の医師等が、当該患者又はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看護を行っている場合(イについては週2回以上、ロについては月2回以上行っている	

る。)に、単一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて6月を限度として、月1回に限り算定する。

(削る)

2 2については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。）の精神科の医師等が当該保険医療機関とは別の訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士と連携し、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合（イについては当該別の訪問看護ステーションが週2回以上、ロについては当該別の訪問看護ステーションが月2回以上の訪問看護を行っている場合に限る。）に、単一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて6月を限度として、月1回に限り算定する。

3・4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの（略）として地方厚生局長等に届け

場合に限る。)に、単一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて6月を限度として、月1回に限り算定する。

2 1のハについては、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。）の精神科の医師等が、当該患者又はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看護を行っている場合に、単一建物診療患者の人数に従い、当該患者1人につき月1回に限り算定する。

3 2については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。）の精神科の医師等が当該保険医療機関とは別の訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士と連携し、患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合（イについては当該別の訪問看護ステーションが週2回以上、ロについては当該別の訪問看護ステーションが月2回以上の訪問看護を行っている場合に限る。）に、単一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて6月を限度として、月1回に限り算定する。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた診察（訪問診療と同時に行う場合を除く。）による医学管理を行っている場合に、精神科オンライン在宅管理料として、100点を所定点数に加えて算定できる。

6 (略)

第2節 (略)

第9部 処置

通則

1～6 (略)

7 耳鼻咽喉科を標榜する保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が、6歳未満の乳幼児に対して、区分番号J095からJ115-2までに掲げる処置を行った場合は、耳鼻咽喉科乳幼児処置加算として、1日につき60点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号J113の注に規定する乳幼児加算は別に算定できない。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎又は急性副鼻腔炎により受診した6歳未満の乳幼児に対して、区分番号J095からJ115-2までに掲げる処置を行った場合であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しない場合において、療養上必要な指導及び当該処置の結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所定点数に加算する。

第1節 処置料

区分

(一般処置)

J000 創傷処置

1～5 (略)

険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、情報通信機器を用いた診察（訪問診療と同時に行う場合を除く。）による医学管理を行っている場合に、精神科オンライン在宅管理料として、100点を所定点数に加えて算定できる。

7 (略)

第2節 (略)

第9部 処置

通則

1～6 (略)

(新設)

(新設)

第1節 処置料

区分

(一般処置)

J000 創傷処置

1～5 (略)

注1 (略)

2 区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者
処置指導管理料、区分番号C112に掲げる在
宅気管切開患者指導管理料又は区分番号C11
2-2に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を
算定している患者に対して行った創傷処置(熱
傷に対するものを除く。)の費用は算定しない

3 (略)

J000-2 下肢創傷処置

- 1 足部(腫を除く。)の浅い潰瘍 135点
2 足趾の深い潰瘍又は踵部の浅い潰瘍 147点
3 足部(腫を除く。)の深い潰瘍又は踵部の深
い潰瘍 270点

J001~J002 (略)

J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき)

1~3 (略)

注1・2 (略)

3 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。
)又は3歳以上6歳未満の幼児に対して行った
場合は、新生児局所陰圧閉鎖加算、乳幼児局所
陰圧閉鎖加算又は幼児局所陰圧閉鎖加算として
、それぞれ所定点数の100分の300、100分の100
又は100分の50に相当する点数を所定点数に加
算する。

J003-2~J017-2 (略)

J018 ^{かくたん}喀痰吸引(1日につき) 48点

注1・2 (略)

3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導
管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼
吸指導管理料、区分番号C107-3に掲げる

注1 (略)

2 区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者
処置指導管理料又は区分番号C112に掲げる
在宅気管切開患者指導管理料を算定している患
者に対して行った創傷処置(熱傷に対するもの
を除く。)の費用は算定しない。

3 (略)

(新設)

J001~J002 (略)

J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき)

1~3 (略)

注1・2 (略)

(新設)

J003-2~J017-2 (略)

J018 ^{かくたん}喀痰吸引(1日につき) 48点

注1・2 (略)

3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導
管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼
吸指導管理料、区分番号C109に掲げる在宅

在宅ハイフローセラピー指導管理料、区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料、区分番号C112に掲げる在宅気管切開患者指導管理料又は区分番号C112-2に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を算定している患者に対して行った^{かくたん}喀痰吸引の費用は算定しない。

J018-2 (略)

J018-3 干渉低周波去痰器による^{かくたん}喀痰排出（1日につき）
48点

注1・2 (略)

3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料、区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料、区分番号C112に掲げる在宅気管切開患者指導管理料又は区分番号C112-2に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を算定している患者に対して行った干渉低周波去痰器による^{かくたん}喀痰排出の費用は算定しない。

J019～J023 (略)

J024 酸素吸入（1日につき） 65点

注1・2 (略)

3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った酸素吸入の費用は算定しない。

J024-2 (略)

寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号C112に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った^{かくたん}喀痰吸引の費用は算定しない。

J018-2 (略)

J018-3 干渉低周波去痰器による^{かくたん}喀痰排出（1日につき）
48点

注1・2 (略)

3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号C112に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った干渉低周波去痰器による^{かくたん}喀痰排出の費用は算定しない。

J019～J023 (略)

J024 酸素吸入（1日につき） 65点

注1・2 (略)

3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った酸素吸入の費用は算定しない。

J024-2 (略)

J 0 2 5	酸素テント（１日につき）	65点
	注1 （略）	
	2 区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導管理料、 <u>区分番号C 1 0 7に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C 1 0 7-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料</u> を算定している患者に対して行った酸素テントの費用は算定しない。	
J 0 2 6	間歇的陽圧吸入法（１日につき）	160点
	注1 （略）	
	2 区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導管理料、 <u>区分番号C 1 0 7に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C 1 0 7-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料</u> を算定している患者に対して行った間歇的陽圧吸入法の費用は算定しない。	
J 0 2 6-2	鼻マスク式補助換気法（１日につき）	160点
	注1 （略）	
	2 区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導管理料、 <u>区分番号C 1 0 7に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C 1 0 7-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料</u> を算定している患者に対して行った鼻マスク式補助換気法の費用は算定しない。	
J 0 2 6-3	体外式陰圧人工呼吸器治療（１日につき）	160点
	注1 （略）	
	2 区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導管理料、 <u>区分番号C 1 0 7に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C 1 0 7-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料</u> を算定し	

J 0 2 5	酸素テント（１日につき）	65点
	注1 （略）	
	2 区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導管理料 <u>又は</u> 区分番号C 1 0 7に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った酸素テントの費用は算定しない。	
J 0 2 6	間歇的陽圧吸入法（１日につき）	160点
	注1 （略）	
	2 区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導管理料 <u>又は</u> 区分番号C 1 0 7に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った間歇的陽圧吸入法の費用は算定しない。	
J 0 2 6-2	鼻マスク式補助換気法（１日につき）	160点
	注1 （略）	
	2 区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導管理料 <u>又は</u> 区分番号C 1 0 7に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った鼻マスク式補助換気法の費用は算定しない。	
J 0 2 6-3	体外式陰圧人工呼吸器治療（１日につき）	160点
	注1 （略）	
	2 区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導管理料 <u>又は</u> 区分番号C 1 0 7に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った体外式陰圧人工呼吸の費用は算定しない。	

ている患者に対して行った体外式陰圧人工呼吸の費用は算定しない。

J 0 2 6 - 4 ~ J 0 3 7 (略)

J 0 3 8 人工腎臓 (1日につき)

1 慢性維持透析を行った場合 1

イ 4時間未満の場合 1,885点

ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,045点

ハ 5時間以上の場合 2,180点

(削る)

(削る)

(削る)

2 慢性維持透析を行った場合 2

イ 4時間未満の場合 1,845点

ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,005点

ハ 5時間以上の場合 2,135点

(削る)

(削る)

(削る)

3 慢性維持透析を行った場合 3

イ 4時間未満の場合 1,805点

ロ 4時間以上5時間未満の場合 1,960点

J 0 2 6 - 4 ~ J 0 3 7 (略)

J 0 3 8 人工腎臓 (1日につき)

1 慢性維持透析を行った場合 1

イ 4時間未満の場合 (別に厚生労働大臣が定める患者に限る。) 1,924点

ロ 4時間以上5時間未満の場合 (別に厚生労働大臣が定める患者に限る。) 2,084点

ハ 5時間以上の場合 (別に厚生労働大臣が定める患者に限る。) 2,219点

ニ 4時間未満の場合 (イを除く。) 1,798点

ホ 4時間以上5時間未満の場合 (ロを除く。) 1,958点

ヘ 5時間以上の場合 (ハを除く。) 2,093点

2 慢性維持透析を行った場合 2

イ 4時間未満の場合 (別に厚生労働大臣が定める患者に限る。) 1,884点

ロ 4時間以上5時間未満の場合 (別に厚生労働大臣が定める患者に限る。) 2,044点

ハ 5時間以上の場合 (別に厚生労働大臣が定める患者に限る。) 2,174点

ニ 4時間未満の場合 (イを除く。) 1,758点

ホ 4時間以上5時間未満の場合 (ロを除く。) 1,918点

ヘ 5時間以上の場合 (ハを除く。) 2,048点

3 慢性維持透析を行った場合 3

イ 4時間未満の場合 (別に厚生労働大臣が定める患者に限る。) 1,844点

ロ 4時間以上5時間未満の場合 (別に厚生労働大臣が定める患者に限る。) 1,999点

ハ	5時間以上の場合	2,090点
	(削る)	
	(削る)	
	(削る)	
4	(略)	
注1	(略)	
2	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
	イ (略)	
	ロ 導入期加算2	400点
	ハ 導入期加算3	800点
3～13	(略)	
14	<u>人工腎臓を実施している患者に対して、医師、看護師、理学療法士又は作業療法士が、療養上必要な訓練等について指導を行った場合には、透析時運動指導等加算として、当該指導を開始した日から起算して90日を限度として、75点を所定点数に加算する。</u>	
J038-2	(略)	
J039	血漿 ^{しょうじょう} 交換療法(1日につき)	4,200点
	注1 (略)	
2	<u>難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚</u>	

ハ	5時間以上の場合(別に厚生労働大臣が定める患者に限る。)	2,129点
三	4時間未満の場合(イを除く。)	1,718点
ホ	4時間以上5時間未満の場合(ロを除く。)	1,873点
へ	5時間以上の場合(ハを除く。)	2,003点
4	(略)	
注1	(略)	
2	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
	イ (略)	
	ロ 導入期加算2	500点
	(新設)	
3～13	(略)	
	(新設)	
J038-2	(略)	
J039	血漿 ^{しょうじょう} 交換療法(1日につき)	4,200点
	注 (略)	
	(新設)	

生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

3 移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

J 0 4 0 ~ J 0 4 3 - 7 (略)
(救急処置)

J 0 4 4 ・ J 0 4 4 - 2 (略)

J 0 4 5 人工呼吸

1 ・ 2 (略)

3 5時間を超えた場合 (1日につき)

イ 14日目まで 950点

ロ 15日目以降 815点

注1・2 (略)

3 気管内挿管が行われている患者に対して、意識状態に係る評価を行った場合は、覚醒試験加算として、当該治療の開始日から起算して14日を限度として、1日につき100点を所定点数に加算する。

4 注3の場合において、当該患者に対して人工呼吸器からの離脱のために必要な評価を行った場合は、離脱試験加算として、1日につき60点を更に所定点数に加算する。

J 0 4 5 - 2 ~ J 0 5 2 - 2 (略)
(皮膚科処置)

J 0 5 3 ~ J 0 5 7 - 4 (略)
(泌尿器科処置)

J 0 5 8 ~ J 0 6 8 (略)

J 0 6 8 - 2 陰唇癒合剥離 290点

(新設)

J 0 4 0 ~ J 0 4 3 - 7 (略)
(救急処置)

J 0 4 4 ・ J 0 4 4 - 2 (略)

J 0 4 5 人工呼吸

1 ・ 2 (略)

3 5時間を超えた場合 (1日につき) 819点

(新設)

(新設)

注1・2 (略)

(新設)

(新設)

J 0 4 5 - 2 ~ J 0 5 2 - 2 (略)
(皮膚科処置)

J 0 5 3 ~ J 0 5 7 - 4 (略)
(泌尿器科処置)

J 0 5 8 ~ J 0 6 8 (略)

(新設)

J 0 6 9 ~ J 0 7 0 - 4 (略) (産婦人科処置)	
J 0 7 1 ~ J 0 8 5 - 2 (略) (眼科処置)	
J 0 8 6 ~ J 0 9 4 (略) (耳鼻咽喉科処置)	
J 0 9 5 耳処置 (耳浴及び耳洗浄を含む。)	<u>27点</u>
注1 (略)	
2 点耳又は簡単な耳垢 ^{みじ} 栓塞除去については、第1章基本診療料に含まれ、別に算定できない。	
J 0 9 5 - 2 ・ J 0 9 6 (略)	
J 0 9 7 鼻処置 (鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。)	<u>16点</u>
注1 (略)	
2 区分番号 J 0 9 8 に掲げる口腔、咽頭 ^{のど} 処置と併せて行った場合であっても <u>16点</u> とする。	
3 (略)	
J 0 9 7 - 2 (略)	
J 0 9 8 口腔、咽頭 ^{のど} 処置	<u>16点</u>
注1 (略)	
2 区分番号 J 0 9 7 に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても <u>16点</u> とする。	
J 0 9 8 - 2 ~ J 1 1 3 (略)	
J 1 1 4 <u>ネブライザ</u>	12点
注 (略)	
J 1 1 5 <u>超音波ネブライザ</u> (1日につき)	24点
J 1 1 5 - 2 (略) (整形外科的処置)	
J 1 1 6 ~ J 1 1 8 - 3 (略)	
J 1 1 8 - 4 歩行運動処置 (ロボットスーツによるもの) (1日につき)	<u>1,100点</u>

J 0 6 9 ~ J 0 7 0 - 4 (略) (産婦人科処置)	
J 0 7 1 ~ J 0 8 5 - 2 (略) (眼科処置)	
J 0 8 6 ~ J 0 9 4 (略) (耳鼻咽喉科処置)	
J 0 9 5 耳処置 (耳浴及び耳洗浄を含む。)	<u>25点</u>
注1 (略)	
2 点耳又は簡単な耳垢 ^{みじ} 栓除去については、第1章基本診療料に含まれ、別に算定できない。	
J 0 9 5 - 2 ・ J 0 9 6 (略)	
J 0 9 7 鼻処置 (鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。)	<u>14点</u>
注1 (略)	
2 区分番号 J 0 9 8 に掲げる口腔、咽頭 ^{のど} 処置と併せて行った場合であっても <u>14点</u> とする。	
3 (略)	
J 0 9 7 - 2 (略)	
J 0 9 8 口腔、咽頭 ^{のど} 処置	<u>14点</u>
注1 (略)	
2 区分番号 J 0 9 7 に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても <u>14点</u> とする。	
J 0 9 8 - 2 ~ J 1 1 3 (略)	
J 1 1 4 <u>ネブライザー</u>	12点
注 (略)	
J 1 1 5 <u>超音波ネブライザー</u> (1日につき)	24点
J 1 1 5 - 2 (略) (整形外科的処置)	
J 1 1 6 ~ J 1 1 8 - 3 (略)	
J 1 1 8 - 4 歩行運動処置 (ロボットスーツによるもの) (1日につき)	<u>900点</u>

注1 (略)

2 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者であつて、同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されているもの(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に対して実施された場合には、難病患者処置加算として、900点を所定点数に加算する。

3 (略)

J 1 1 9 ~ J 1 1 9 - 4 (略)

(栄養処置)

J 1 2 0 ・ J 1 2 1 (略)

(ギプス)

通則

(略)

J 1 2 2 ~ J 1 2 9 - 4 (略)

第2節~第4節 (略)

第10部 手術

通則

1 ~ 3 (略)

4 区分番号K 0 0 7 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K 0 1 4 - 2、K 0 1 9 - 2、K 0 2 2 の 1、K 0 3 1 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K 0 4 6 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K 0 5 3 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K 0 5 9 の 3 のイ及び4、K 0 8 1 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K 1 3 3 - 2、K 1 3 4 - 4、K 1 3 6 - 2、K 1 6 9 (注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K 1 6 9 - 2、K 1 6 9 - 3、K 1 8 0 の 3、K 1

注1 (略)

2 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者であつて、同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されているもの(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に対して実施された場合には、難病患者処置加算として、900点を所定点数に加算する。

3 (略)

J 1 1 9 ~ J 1 1 9 - 4 (略)

(栄養処置)

J 1 2 0 ・ J 1 2 1 (略)

(ギプス)

通則

(略)

J 1 2 2 ~ J 1 2 9 - 4 (略)

第2節~第4節 (略)

第10部 手術

通則

1 ~ 3 (略)

4 区分番号K 0 0 7 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K 0 1 4 - 2、K 0 2 2 の 1、K 0 3 1 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K 0 5 3 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K 0 5 9 の 3 のイ、K 0 5 9 の 4、K 1 3 3 - 2、K 1 3 4 - 4、K 1 3 6 - 2、K 1 6 9 (注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K 1 8 0 の 3、K 1 8 1、K 1 8 1 - 2、K 1 8 1 - 6 の 2 のロ、K 1 9 0、K 1 9 0 - 2、K 1 9 0 - 6、K 1 9 0 - 7、K 2 5 4 の 1、K 2 5 9 (注2に規定する加算を

81、K181-2、K181-6の2の口、K188-3、K190、K190-2、K190-6からK190-8まで、K225-4、K254の1、K259（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K260-2、K268の2のイ及び5から7まで、K280-2、K281-2、K305-2、K308-3、K319-2、K320-2、K328からK328-3まで、K340-7、K343-2、K388-3、K400の3、K443の3、K444の4、K445-2、K461-2、K462-2、K463-2、K464-2、K470-2、K474-3の2、K475（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K476（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K514の10、K514-2の4、K514-4、K514-6、K520の4、K530-3、K546、K548、K549、K554-2、K555-2、K555-3、K559-3、K562-2、K594の4のロ及びハ、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K602-2、K603、K603-2、K604-2、K605-2、K605-4、K605-5、K615-2、K616-6、K617-5、K627-2の1、2及び4、K627-3、K627-4、K636-2、K642-3、K643-2、K647-3、K653-6、K654-4、K655-2の3、K655-5の3、K657-2の4、K656-2、K665の2、K668-2、K675-2、K677の1、K678、K684-2、K697-4の1、K697-5、K697-7、K699-2、K700-3、K702-2、K703-2、K709-3、K709-5、K709-6、K716-4、K716-6、K721-4、K721-5、K730の3、K731の3、K74

算定する場合に限る。）、K260-2、K268の5、K268の6、K280-2、K281-2、K320-2、K328からK328-3まで、K340-7、K374-2、K394-2、K400の3、K443の3、K444の4、K445-2、K461-2、K462-2、K463-2、K464-2、K474-3の2、K475（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K476（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K514の10、K514-4、K514-6、K520の4、K530-3、K546、K548、K549、K554-2、K555-2、K555-3、K559-3、K562-2、K594の4のロ、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K602-2、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K605-5、K615-2、K616-6、K617-5、K627-2の1及び2、K627-3、K627-4、K636-2、K642-3、K643-2、K647-3、K654-4、K656-2、K665の2、K668-2、K677の1、K678、K684-2、K695-2、K697-5、K697-7、K699-2、K700-3、K702-2、K703-2、K709-3、K709-5、K709-6、K716-4、K716-6、K721-4、K730の3、K731の3、K754-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3からK773-5まで、K777の1、K780、K780-2、K785-2、K792の1、K800-3、K802-4、K803-2、K803-3、K808の1、K818（1において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K819（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K819-2

0-2の3及び4、K754-3、K755-3、K768
、K769-3、K772-3、K773-3からK773
-6まで、K777の1、K780、K780-2、K78
5-2、K792の1、K800-3、K800-4、K8
02-4、K803-2、K803-3、K808の1、K
818（1において別に厚生労働大臣が定める患者に対して
行う場合に限る。）、K819（別に厚生労働大臣が定める
患者に対して行う場合に限る。）、K819-2（別に厚生
労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K82
3-5、K823-7、K825（別に厚生労働大臣が定め
る患者に対して行う場合に限る。）、K828-3、K83
0（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限
る。）、K835の1、K838-2、K841-4、K84
3-2からK843-4まで、K851（1において別に厚
生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K8
58の1、K859（2、4及び5において別に厚生労働大
臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K865-2
、K877（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場
合に限る。）、K877-2（別に厚生労働大臣が定める患
者に対して行う場合に限る。）、K879-2、K882-
3、K884-2、K884-3、K888（別に厚生労働
大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K890-
4、K910-2からK910-6まで並びにK916から
K917-3までに掲げる手術等については、別に厚生労働
大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局
長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算
定する。ただし、区分番号K546、K549、K597-
3、K597-4、K615-2、K636-2、K884
-2、K884-3、K890-4及びK917からK91
7-3までに掲げる手術等については、別に厚生労働大臣が
定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け

（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。
）、K823-5、K825（別に厚生労働大臣が定める患
者に対して行う場合に限る。）、K830（別に厚生労働大
臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K841-4
、K843-2からK843-4まで、K851（1におい
て別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。
）、K858の1、K859（2、4及び5において別に厚
生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K8
65-2、K877（別に厚生労働大臣が定める患者に対し
て行う場合に限る。）、K877-2（別に厚生労働大臣が
定める患者に対して行う場合に限る。）、K879-2、K
888（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合
に限る。）並びにK910-2からK910-5までに掲げる
手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関
において行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K
546、K549、K597-3、K597-4、K615
-2及びK636-2に掲げる手術については、別に厚生労
働大臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長
等に届け出ることを要しない。

出ることを要しない。

5 区分番号K011、K020、K053、K076、K076-2、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109、K136、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K190-2、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496、K496-3、K497からK498まで、K511、K514、K514-2の4、K518、K519、K525、K526の2、K527、K529、K529-3、K531、K537、K546、K547、K549、K552、K552-2、K594の4のロ、K594-2、K595、K597、K597-2、K627-2の4、K645、K675-2、K677、K677-2、K695（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K695-2、K697-4の1、K702、K703、K703-2、K710-2、K719-6、K732-2、K756（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K764、K765、K779、K780、K780-2、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K843、K850、K857、K859（1を除く。）、K863-3、K889及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則第4号に掲げる手術を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

5 区分番号K011、K020、K053、K076、K076-2、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109、K136、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K190-2、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496、K496-3、K497からK498まで、K511、K514、K518、K519、K525、K526の2、K527、K529、K529-3、K531、K537、K546、K547、K549、K552、K552-2、K594-2、K595、K597、K597-2、K645、K677、K677-2、K695（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K695-2、K702、K703、K703-2、K710-2、K719-6、K732-2、K756（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K764、K765、K779、K780、K780-2、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K843、K850、K857、K859（1を除く。）、K863-3、K889及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則第4号に掲げる手術を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

6 (略)

7 区分番号K002、K138、K142の6、K145、K147、K149、K149-2、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK281まで、K282、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K399、K403、K425からK426-2まで、K501からK501-3まで、K511の3、K513、K519、K522、K528、K528-3、K534-3、K535、K554からK558まで、K562からK587まで、K589からK591まで、K601、K601-2、K603-2、K610の1、K616-3、K625、K633の4及び5、K634、K635-3、K636、K636-3、K636-4、K639、K644、K647、K664、K666、K666-2、K667-2、K674、K674-2、K681、K684、K684-2、K697-5、K714、K714-2、K716の2、K716-2、K717、K725からK726-2まで、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K745、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K773、K773-5、K775、K804、K805からK805-3まで、K812-2、K838並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児（手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。

8~11 (略)

6 (略)

7 区分番号K002、K138、K142の6、K145、K147、K149、K149-2、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK281まで、K282、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K399、K403、K425からK426-2まで、K501からK501-3まで、K511の3、K513、K519、K522、K528、K528-3、K534-3、K535、K554からK558まで、K562からK587まで、K589からK591まで、K601、K603-2、K610の1、K616-3、K625、K633の4及び5、K634、K635-3、K636、K636-3、K636-4、K639、K644、K647、K664、K666、K666-2、K667-2、K674、K674-2、K681、K684、K684-2、K697-5、K714、K714-2、K716の2、K716-2、K717、K725からK726-2まで、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K745、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K773、K773-5、K775、K804、K805からK805-3まで、K812-2、K838並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児（手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。

8~11 (略)

12 緊急のために休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術（区分番号K914からK917-3までに掲げるものを除く。）を行った場合において、当該手術の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ・ロ （略）

13～17 （略）

18 区分番号K374-2、K394-2、K502-5、K504-2、K513-2、K514-2の2及び3、K529-2、K529-3、K554-2、K655-2の1、K655-5の1、K657-2の1、K674-2、K695-2、K702-2、K703-2、K719-3、K740-2の1、2及び5、K754-2、K755-2、K778-2、K803-2、K865-2、K877-2並びにK879-2（子宮体がんに限る。）に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる。

19 （略）

20 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前後に必要な栄養管理を行った場合であって、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った場合は、周術期栄養管理実施加算として、270点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料の注11に規定する入院栄養管理体制加算並びに区分番号A300に掲げる救命救急入院料の注9、区分番号A301に掲げる特定集中治療室管理料の注5、区分番号A301-2に掲げるハイ

12 緊急のために休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術（区分番号K914に掲げる脳死臓器提供管理料及び区分番号K915に掲げる生体臓器提供管理料を除く。）を行った場合において、当該手術の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ・ロ （略）

13～17 （略）

18 区分番号K502-5、K504-2、K513-2、K514-2の2、K514-2の3、K529-2、K529-3、K554-2、K655-2、K655-5、K657-2、K702-2、K703-2、K740-2、K778-2、K803-2、K865-2、K877-2及びK879-2（子宮体がんに限る。）に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる。

19 （略）

（新設）

ケアユニット入院医療管理料の注4、区分番号A301-3
に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注4及び区分
番号A301-4に掲げる小児特定集中治療室管理料の注4
に規定する早期栄養介入管理加算は別に算定できない。

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K000 創傷処理

- 1 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満） 1,400点
- 2 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 1,880点
- 3 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）
イ 頭頸部^{けい}のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。） 9,630点
ロ その他のもの 2,690点
- 4 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満） 530点
- 5 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 950点
- 6 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上） 1,480点

注1～3 (略)

K000-2 小児創傷処理（6歳未満）

- 1 筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満） 1,400点
- 2 筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満） 1,540点
- 3 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K000 創傷処理

- 1 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満） 1,250点
- 2 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 1,680点
- 3 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）
イ 頭頸部^{けい}のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。） 8,600点
ロ その他のもの 2,400点
- 4 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満） 470点
- 5 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 850点
- 6 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上） 1,320点

注1～3 (略)

K000-2 小児創傷処理（6歳未満）

- 1 筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満） 1,250点
- 2 筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満） 1,400点
- 3 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル

	ル以上10センチメートル未満)	2,490点
4	筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)	3,840点
5	筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル未満)	500点
6	筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満)	560点
7	筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	1,060点
8	筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上)	1,950点
	注1～3 (略)	
K001	皮膚切開術	
1	長径10センチメートル未満	640点
2	長径10センチメートル以上20センチメートル未満	1,110点
3	長径20センチメートル以上	1,980点
K002	デブリードマン	
1	100平方センチメートル未満	1,410点
2	100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	4,820点
3	3,000平方センチメートル以上	11,230点
	注1～4 (略)	
	5 超音波式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき1回に限り、超音波式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。	
K003～K008	(略)	
	(形成)	
K009～K016	(略)	
K017	遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	

	ル以上10センチメートル未満)	2,220点
4	筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)	3,430点
5	筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル未満)	450点
6	筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満)	500点
7	筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	950点
8	筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上)	1,740点
	注1～3 (略)	
K001	皮膚切開術	
1	長径10センチメートル未満	570点
2	長径10センチメートル以上20センチメートル未満	990点
3	長径20センチメートル以上	1,770点
K002	デブリードマン	
1	100平方センチメートル未満	1,260点
2	100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	4,300点
3	3,000平方センチメートル以上	10,030点
	注1～4 (略)	
	(新設)	
K003～K008	(略)	
	(形成)	
K009～K016	(略)	
K017	遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	

1 乳房再建術の場合	<u>100,670点</u>
2 その他の場合	<u>105,800点</u>
K018・K019 (略)	
<u>K019-2 自家脂肪注入</u>	
1 50mL未満	<u>22,900点</u>
2 50mL以上100mL未満	<u>30,530点</u>
3 100mL以上	<u>38,160点</u>
K020~K022-2 (略)	
第2款 筋骨格系・四肢・体幹	
区分	
(筋膜、筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしよつ} 腱鞘)	
K023 筋膜切離術、筋膜切開術	<u>940点</u>
K024~K041 (略)	
(四肢骨)	
K042~K044 (略)	
K045 骨折経皮的鋼線刺入固定術	
1・2 (略)	
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	<u>2,190点</u>
K046 骨折観血的手術	
1~3 (略)	
<u>注 大腿骨近位部の骨折に対して、骨折後48時間以内に整復固定を行った場合は、緊急整復固定加算として、4,000点を所定点数に加算する。</u>	
K046-2~K048 (略)	
K049 骨部分切除術	
1 (略)	
2 前腕、 ^{たい} 下腿	<u>4,940点</u>
3 (略)	
K050~K052-3 (略)	
K053 骨悪性腫瘍手術	

1 乳房再建術の場合	<u>89,880点</u>
2 その他の場合	<u>94,460点</u>
K018・K019 (略)	
(新設)	
K020~K022-2 (略)	
第2款 筋骨格系・四肢・体幹	
区分	
(筋膜、筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしよつ} 腱鞘)	
K023 筋膜切離術、筋膜切開術	<u>840点</u>
K024~K041 (略)	
(四肢骨)	
K042~K044 (略)	
K045 骨折経皮的鋼線刺入固定術	
1・2 (略)	
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	<u>1,990点</u>
K046 骨折観血的手術	
1~3 (略)	
(新設)	
K046-2~K048 (略)	
K049 骨部分切除術	
1 (略)	
2 前腕、 ^{たい} 下腿	<u>4,410点</u>
3 (略)	
K050~K052-3 (略)	
K053 骨悪性腫瘍手術	

1 肩甲骨、上腕、大腿	36,460点
2・3 (略)	
注 (略)	
K054 (略)	
<u>K054-2 脛骨近位骨切り術</u>	<u>28,300点</u>
K055~K056-2 (略)	
K057 変形治療骨折矯正手術	
1 (略)	
2 前腕、下腿	30,860点
3 (略)	
注 (略)	
K058~K059-2 (略)	
(四肢関節、靭帯)	
K060~K065-2 (略)	
K066 関節滑膜切除術	
1・2 (略)	
3 肩鎖、指(手、足)	8,880点
K066-2~K080-3 (略)	
K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術	
1 (略)	
2 <u>簡単なもの(上腕二頭筋腱の固定を伴うもの)</u>	
	<u>37,490点</u>
3 (略)	
K080-5・K080-6 (略)	
<u>K080-7 上腕二頭筋腱固定術</u>	
1 <u>観血的に行うもの</u>	<u>18,080点</u>
2 <u>関節鏡下で行うもの</u>	<u>23,370点</u>
K081 人工骨頭挿入術	
1~3 (略)	
注 <u>大腿骨近位部の骨折に対して、骨折後48時間以内に人工骨頭の挿入を行った場合は、緊急挿入加</u>	

1 肩甲骨、上腕、大腿	32,550点
2・3 (略)	
注 (略)	
K054 (略)	
(新設)	
K055~K056-2 (略)	
K057 変形治療骨折矯正手術	
1 (略)	
2 前腕、下腿	27,550点
3 (略)	
注 (略)	
K058~K059-2 (略)	
(四肢関節、靭帯)	
K060~K065-2 (略)	
K066 関節滑膜切除術	
1・2 (略)	
3 肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066-2~K080-3 (略)	
K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術	
1 (略)	
(新設)	
2 (略)	
K080-5・K080-6 (略)	
(新設)	
K081 人工骨頭挿入術	
1~3 (略)	
(新設)	

算として、4,000点を所定点数に加算する。

K082~K083-2 (略)	
(四肢切断、離断、再接合)	
K084~K088 (略)	
(手、足)	
K089~K100 (略)	
K101 合指症手術	
1 軟部形成のみのもの	<u>9,770点</u>
2 (略)	
K101-2~K111 (略)	
(脊柱、骨盤)	
K112~K117-2 (略)	
K117-3 削除	
K118~K124 (略)	
K124-2 寛骨臼骨折観血的手術	<u>58,840点</u>
K125~K134-2 (略)	
K134-3 人工椎間板置換術 (頸椎)	<u>40,460点</u>
注 (略)	
K134-4・K135 (略)	
K136 脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	<u>101,330点</u>
K136-2~K141-3 (略)	
K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術 (多椎間又は多椎弓の場合を含む。)	
1 前方椎体固定	<u>41,710点</u>
2・3 (略)	
4 前方後方同時固定	<u>74,580点</u>
5・6 (略)	
注1・2 (略)	
K142-2~K142-7 (略)	
<u>K142-8 顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術</u>	<u>24,560点</u>
K143・K144 (略)	

K082~K083-2 (略)	
(四肢切断、離断、再接合)	
K084~K088 (略)	
(手、足)	
K089~K100 (略)	
K101 合指症手術	
1 軟部形成のみのもの	<u>8,720点</u>
2 (略)	
K101-2~K111 (略)	
(脊柱、骨盤)	
K112~K117-2 (略)	
K117-3 椎間板ヘルニア徒手整復術	<u>2,570点</u>
K118~K124 (略)	
K124-2 寛骨臼骨折観血的手術	<u>52,540点</u>
K125~K134-2 (略)	
K134-3 人工椎間板置換術 (頸椎)	<u>36,780点</u>
注 (略)	
K134-4・K135 (略)	
K136 脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	<u>90,470点</u>
K136-2~K141-3 (略)	
K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術 (多椎間又は多椎弓の場合を含む。)	
1 前方椎体固定	<u>37,240点</u>
2・3 (略)	
4 前方後方同時固定	<u>66,590点</u>
5・6 (略)	
注1・2 (略)	
K142-2~K142-7 (略)	
(新設)	
K143・K144 (略)	

第3款 神経系・頭蓋

通則

(略)

区分

(頭蓋、脳)

K 1 4 5 (略)

K 1 4 5 - 2 皮下髄液貯溜槽留置術 5,290点

K 1 4 6 ~ K 1 5 1 (略)

K 1 5 1 - 2 広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術 216,230点

K 1 5 2 ~ K 1 6 8 (略)

K 1 6 9 頭蓋内腫瘍摘出術

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 2について、同一手術室内において術中にMRIを撮影した場合は、術中MRI撮影加算として、3,990点を所定点数に加算する。

K 1 6 9 - 2 内視鏡下脳腫瘍生検術 80,000点

K 1 6 9 - 3 内視鏡下脳腫瘍摘出術 100,000点

K 1 7 0 ・ K 1 7 1 (略)

K 1 7 1 - 2 内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術

1・2 (略)

注 同一手術室内において術中にMRIを撮影した場合は、術中MRI撮影加算として、3,990点を所定点数に加算する。

K 1 7 2 ・ K 1 7 3 (略)

K 1 7 4 水頭症手術

1・2 (略)

3 シヤント再建術

イ 頭側のもの 15,850点

ロ 腹側のもの 6,600点

ハ 頭側及び腹側のもの 19,150点

第3款 神経系・頭蓋

通則

(略)

区分

(頭蓋、脳)

K 1 4 5 (略)

(新設)

K 1 4 6 ~ K 1 5 1 (略)

K 1 5 1 - 2 広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術 193,060点

K 1 5 2 ~ K 1 6 8 (略)

K 1 6 9 頭蓋内腫瘍摘出術

1・2 (略)

注1・2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

K 1 7 0 ・ K 1 7 1 (略)

K 1 7 1 - 2 内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術

1・2 (略)

(新設)

K 1 7 2 ・ K 1 7 3 (略)

K 1 7 4 水頭症手術

1・2 (略)

(新設)

K174-2・K175 (略)

K176 脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの)

1・2 (略)

注1 ローフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ローフローバイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。

2 ハイフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ハイフローバイパス術併用加算として、30,000点を所定点数に加算する。

K177 脳動脈瘤頸部クリッピング

1・2 (略)

(削る)

注1・2 (略)

K178~K181-6 (略)

(脊髄、末梢神経、交感神経)

K182~K188 (略)

K188-2 硬膜外腔癒着剥離術 11,000点

K188-3 癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの) 38,790点

K189 脊髄ドレナージ術 460点

K190~K190-7 (略)

K190-8 舌下神経電気刺激装置植込術 28,030点

K191~K198 (略)

第4款 眼

区分 (涙道)

K174-2・K175 (略)

K176 脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの)

1・2 (略)

(新設)

(新設)

K177 脳動脈瘤頸部クリッピング

1・2 (略)

注1 開頭の部位数及び使用したクリップの個数にかかわらず、クリッピングを要する病変の箇所数に応じて算定する。

2・3 (略)

K178~K181-6 (略)

(脊髄、末梢神経、交感神経)

K182~K188 (略)

K188-2 硬膜外腔癒着剥離術 11,000点

(新設)

K189 脊髄ドレナージ術 408点

K190~K190-7 (略)

(新設)

K191~K198 (略)

第4款 眼

区分 (涙道)

K 1 9 9 ~ K 2 1 6	(略)	
K 2 1 7	眼 ^{けん} 瞼内反症手術	
	1・2	(略)
	<u>3</u>	眼 ^{けん} 瞼下制筋前転法
		<u>4,230点</u>
K 2 1 8・K 2 1 9	(略)	
	(結膜)	
K 2 2 0	結膜縫合術	<u>1,410点</u>
K 2 2 1 ~ K 2 2 5 - 3	(略)	
<u>K 2 2 5 - 4</u>	<u>角結膜悪性腫瘍切除術</u>	<u>6,290点</u>
	(眼窩、涙腺)	
K 2 2 6 ~ K 2 3 7	(略)	
	(眼球、眼筋)	
K 2 3 8 ~ K 2 4 1	(略)	
K 2 4 2	斜視手術	
	1 ~ 5	(略)
	<u>6</u>	調節糸法
		<u>12,060点</u>
K 2 4 3 ~ K 2 4 5	(略)	
	(角膜、強膜)	
K 2 4 6 ~ K 2 5 9	(略)	
<u>K 2 5 9 - 2</u>	<u>自家培養上皮移植術</u>	<u>52,600点</u>
K 2 6 0 ~ K 2 6 2	(略)	
	(ぶどう膜)	
K 2 6 3 及び K 2 6 4 ~ K 2 6 7	(略)	
K 2 6 8	緑内障手術	
	1	(略)
	2	流出路再建術
	<u>イ</u>	眼内法
		<u>14,490点</u>
	<u>ロ</u>	<u>その他のもの</u>
		<u>19,020点</u>
	3 ~ 6	(略)
	<u>7</u>	濾過胞再建術 (needle法)
		<u>3,440点</u>
K 2 6 9 ~ K 2 7 3	(略)	

K 1 9 9 ~ K 2 1 6	(略)	
K 2 1 7	眼 ^{けん} 瞼内反症手術	
	1・2	(略)
		(新設)
K 2 1 8・K 2 1 9	(略)	
	(結膜)	
K 2 2 0	結膜縫合術	<u>1,260点</u>
K 2 2 1 ~ K 2 2 5 - 3	(略)	
	(新設)	
	(眼窩、涙腺)	
K 2 2 6 ~ K 2 3 7	(略)	
	(眼球、眼筋)	
K 2 3 8 ~ K 2 4 1	(略)	
K 2 4 2	斜視手術	
	1 ~ 5	(略)
		(新設)
K 2 4 3 ~ K 2 4 5	(略)	
	(角膜、強膜)	
K 2 4 6 ~ K 2 5 9	(略)	
	(新設)	
K 2 6 0 ~ K 2 6 2	(略)	
	(ぶどう膜)	
K 2 6 3 及び K 2 6 4 ~ K 2 6 7	(略)	
K 2 6 8	緑内障手術	
	1	(略)
	2	流出路再建術
		<u>19,020点</u>
		(新設)
		(新設)
	3 ~ 6	(略)
		(新設)
K 2 6 9 ~ K 2 7 3	(略)	

(眼房、網膜)
 K 2 7 4 ~ K 2 7 7 - 2 (略)
 (水晶体、硝子体)
 K 2 7 8 ~ K 2 8 4 (略)
 第5款 耳鼻咽喉

区分

(外耳)
 K 2 8 5 ~ K 2 9 8 (略)
 K 2 9 9 小耳症手術
 1 軟骨移植による耳介形成手術 62,880点
 2 (略)

(中耳)
 K 3 0 0 ~ K 3 0 5 (略)
K 3 0 5 - 2 植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術
24,490点
 K 3 0 6 ~ K 3 0 8 - 2 (略)
K 3 0 8 - 3 耳管用補綴材挿入術
18,100点
 K 3 0 9 ~ K 3 1 9 (略)
K 3 1 9 - 2 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
 1 上鼓室開放を伴わないもの 40,630点
 2 上鼓室・乳突洞開放を伴うもの 52,990点
 K 3 2 0 ・ K 3 2 0 - 2 (略)
 (内耳)
 K 3 2 1 ~ K 3 2 8 - 3 (略)
 (鼻)
 K 3 2 9 ~ K 3 4 3 (略)
K 3 4 3 - 2 経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底郭清
、再建を伴うもの) 110,950点
 K 3 4 4 ~ K 3 4 7 - 7 (略)
 (副鼻腔)
 K 3 4 8 及び K 3 4 9 ~ K 3 6 6 (略)

(眼房、網膜)
 K 2 7 4 ~ K 2 7 7 - 2 (略)
 (水晶体、硝子体)
 K 2 7 8 ~ K 2 8 4 (略)
 第5款 耳鼻咽喉

区分

(外耳)
 K 2 8 5 ~ K 2 9 8 (略)
 K 2 9 9 小耳症手術
 1 軟骨移植による耳介形成手術 56,140点
 2 (略)

(中耳)
 K 3 0 0 ~ K 3 0 5 (略)
 (新設)
 K 3 0 6 ~ K 3 0 8 - 2 (略)
 (新設)
 K 3 0 9 ~ K 3 1 9 (略)
 (新設)
 K 3 2 0 ・ K 3 2 0 - 2 (略)
 (内耳)
 K 3 2 1 ~ K 3 2 8 - 3 (略)
 (鼻)
 K 3 2 9 ~ K 3 4 3 (略)
 (新設)
 K 3 4 4 ~ K 3 4 7 - 7 (略)
 (副鼻腔)
 K 3 4 8 及び K 3 4 9 ~ K 3 6 6 (略)

	(咽頭、扁桃)	
K 3 6 7 ~ K 3 8 2 - 2	(略)	
	(喉頭、気管)	
K 3 8 3 ~ K 3 8 5	(略)	
K 3 8 6	気管切開術	<u>3,450点</u>
K 3 8 6 - 2 ~ K 3 8 8 - 2	(略)	
K 3 8 8 - 3	内喉頭筋内注入術 (ボツリヌス毒素によるもの)	<u>1,500点</u>
K 3 8 9 ~ K 3 9 3	(略)	
K 3 9 4	喉頭悪性腫瘍手術	
1	(略)	
2	全摘	<u>71,360点</u>
K 3 9 4 - 2 ~ K 4 0 3 - 2	(略)	
	第6款 顔面・口腔・頸部	
区分		
	(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)	
K 4 0 4	抜歯手術 (1歯につき)	
1	(略)	
2	前歯	<u>160点</u>
3	臼歯	<u>270点</u>
4	埋伏歯	<u>1,080点</u>
注1	2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、 <u>230点</u> を所定点数に加算する。	
2	(略)	
3	4については、下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合は、 <u>130点</u> を所定点数に加算する。	
4	(略)	
K 4 0 5 ~ K 4 0 7 - 2	(略)	

	(咽頭、扁桃)	
K 3 6 7 ~ K 3 8 2 - 2	(略)	
	(喉頭、気管)	
K 3 8 3 ~ K 3 8 5	(略)	
K 3 8 6	気管切開術	<u>3,080点</u>
K 3 8 6 - 2 ~ K 3 8 8 - 2	(略)	
	(新設)	
K 3 8 9 ~ K 3 9 3	(略)	
K 3 9 4	喉頭悪性腫瘍手術	
1	(略)	
2	全摘	<u>63,710点</u>
K 3 9 4 - 2 ~ K 4 0 3 - 2	(略)	
	第6款 顔面・口腔・頸部	
区分		
	(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)	
K 4 0 4	抜歯手術 (1歯につき)	
1	(略)	
2	前歯	<u>155点</u>
3	臼歯	<u>265点</u>
4	埋伏歯	<u>1,054点</u>
注1	2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、 <u>210点</u> を所定点数に加算する。	
2	(略)	
3	4については、下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合は、 <u>120点</u> を所定点数に加算する。	
4	(略)	
K 4 0 5 ~ K 4 0 7 - 2	(略)	

(口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌)	
K 4 0 8 ~ K 4 1 4 (略)	
K 4 1 4 - 2 甲状舌管嚢胞摘出術	<u>10,050点</u>
K 4 1 5 舌悪性腫瘍手術	
1 (略)	
2 亜全摘	<u>84,080点</u>
K 4 1 6 及び K 4 1 7 ~ K 4 1 8 - 2 (略)	
K 4 1 9 頬、口唇、舌小帯形成手術	<u>630点</u>
K 4 2 0 (略)	
(顔面)	
K 4 2 1 口唇腫瘍摘出術	
1 粘液嚢胞摘出術	<u>1,020点</u>
2 (略)	
K 4 2 2 ~ K 4 2 4 (略)	
K 4 2 5 口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	<u>121,740点</u>
K 4 2 6 ~ K 4 2 6 - 2 (略)	
(顔面骨、顎関節)	
K 4 2 7 ~ K 4 4 3 (略)	
K 4 4 4 下顎骨形成術	
1 おとがい形成の場合	<u>8,710点</u>
2 ~ 4 (略)	
注 1・2 (略)	
K 4 4 4 - 2 ~ K 4 4 7 (略)	
(唾液腺)	
K 4 4 8 ・ K 4 4 9 (略)	
K 4 5 0 唾石摘出術 (一連につき)	
1 表在性のもの	<u>720点</u>
2・3 (略)	
注 (略)	
K 4 5 1 ~ K 4 6 0 (略)	
(甲状腺、副甲状腺 (上皮小体))	

(口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌)	
K 4 0 8 ~ K 4 1 4 (略)	
K 4 1 4 - 2 甲状舌管嚢胞摘出術	<u>8,970点</u>
K 4 1 5 舌悪性腫瘍手術	
1 (略)	
2 亜全摘	<u>75,070点</u>
K 4 1 6 及び K 4 1 7 ~ K 4 1 8 - 2 (略)	
K 4 1 9 頬、口唇、舌小帯形成手術	<u>560点</u>
K 4 2 0 (略)	
(顔面)	
K 4 2 1 口唇腫瘍摘出術	
1 粘液嚢胞摘出術	<u>910点</u>
2 (略)	
K 4 2 2 ~ K 4 2 4 (略)	
K 4 2 5 口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	<u>108,700点</u>
K 4 2 6 ~ K 4 2 6 - 2 (略)	
(顔面骨、顎関節)	
K 4 2 7 ~ K 4 4 3 (略)	
K 4 4 4 下顎骨形成術	
1 おとがい形成の場合	<u>7,780点</u>
2 ~ 4 (略)	
注 1・2 (略)	
K 4 4 4 - 2 ~ K 4 4 7 (略)	
(唾液腺)	
K 4 4 8 ・ K 4 4 9 (略)	
K 4 5 0 唾石摘出術 (一連につき)	
1 表在性のもの	<u>640点</u>
2・3 (略)	
注 (略)	
K 4 5 1 ~ K 4 6 0 (略)	
(甲状腺、副甲状腺 (上皮小体))	

K 4 6 1～K 4 6 5 (略)
(その他の頸部)
K 4 6 6～K 4 7 0 (略)
K 4 7 0-2 頸部悪性腫瘍光線力学療法 22,100点
K 4 7 1 (略)
第7款 胸部
区分
(乳腺)
K 4 7 2～K 4 7 6-4 (略)
(胸壁)
K 4 7 7～K 4 8 7 (略)
(胸腔、胸膜)
K 4 8 8～K 4 9 4 (略)
K 4 9 4-2 胸腔鏡下胸腔内(胸膜内)血腫除去術 13,500点
K 4 9 5～K 5 0 1-3 (略)
(縦隔)
K 5 0 2～K 5 0 4-2 (略)
(気管支、肺)
K 5 0 5及びK 5 0 6～K 5 0 9 (略)
K 5 0 9-2 気管支肺胞洗浄術 5,300点
注 (略)
K 5 0 9-3～K 5 1 4 (略)
K 5 1 4-2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
1～3 (略)
4 気管支形成を伴う肺切除 81,420点
K 5 1 4-3～K 5 1 9 (略)
(食道)
K 5 2 0～K 5 2 8-3 (略)
K 5 2 9 食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)
1～3 (略)
注1 (略)

K 4 6 1～K 4 6 5 (略)
(その他の頸部)
K 4 6 6～K 4 7 0 (略)
(新設)
K 4 7 1 (略)
第7款 胸部
区分
(乳腺)
K 4 7 2～K 4 7 6-4 (略)
(胸壁)
K 4 7 7～K 4 8 7 (略)
(胸腔、胸膜)
K 4 8 8～K 4 9 4 (略)
(新設)
K 4 9 5～K 5 0 1-3 (略)
(縦隔)
K 5 0 2～K 5 0 4-2 (略)
(気管支、肺)
K 5 0 5及びK 5 0 6～K 5 0 9 (略)
K 5 0 9-2 気管支肺胞洗浄術 4,800点
注 (略)
K 5 0 9-3～K 5 1 4 (略)
K 5 1 4-2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
1～3 (略)
(新設)
K 5 1 4-3～K 5 1 9 (略)
(食道)
K 5 2 0～K 5 2 8-3 (略)
K 5 2 9 食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)
1～3 (略)
注1 (略)

	2 血行再建を併せて行った場合は、3,000点を加算する。	
K 5 2 9 - 2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	
	1 (略)	
	2 胸部、腹部の操作によるもの	<u>122,290点</u>
	注 (略)	
K 5 2 9 - 3	(略)	
<u>K 5 2 9 - 4</u>	<u>再建胃管悪性腫瘍手術</u>	
	1 <u>頸部、胸部、腹部の操作によるもの</u>	<u>112,190点</u>
	2 <u>頸部、腹部の操作によるもの</u>	<u>101,670点</u>
K 5 3 0 ・ K 5 3 0 - 2	(略)	
K 5 3 0 - 3	内視鏡下筋層切開術	<u>12,470点</u>
K 5 3 1	(略)	
K 5 3 2	食道・胃静脈瘤手術	
	1 (略)	
	2 食道離断術を主とするもの	<u>42,130点</u>
K 5 3 2 - 2 ~ K 5 3 3 - 2	(略)	
<u>K 5 3 3 - 3</u>	<u>内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術</u>	<u>8,990点</u>
	(横隔膜)	
K 5 3 4 ~ K 5 3 7 - 2	(略)	
	第8款 心・脈管	
区分	(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)	
K 5 3 8 ~ K 5 5 1	(略)	
K 5 5 2	冠動脈、大動脈バイパス移植術	
	1 1吻合のもの	<u>80,160点</u>
	2 (略)	
	注 (略)	
K 5 5 2 - 2 ・ K 5 5 3	(略)	
K 5 5 3 - 2	左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破	

	2 血行再建を併せて行った場合には、3,000点を所定点数に加算する。	
K 5 2 9 - 2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	
	1 (略)	
	2 胸部、腹部の操作によるもの	<u>109,190点</u>
	注 (略)	
K 5 2 9 - 3	(略)	
	(新設)	
K 5 3 0 ・ K 5 3 0 - 2	(略)	
K 5 3 0 - 3	内視鏡下筋層切開術	<u>11,340点</u>
K 5 3 1	(略)	
K 5 3 2	食道・胃静脈瘤手術	
	1 (略)	
	2 食道離断術を主とするもの	<u>37,620点</u>
K 5 3 2 - 2 ~ K 5 3 3 - 2	(略)	
	(新設)	
	(横隔膜)	
K 5 3 4 ~ K 5 3 7 - 2	(略)	
	第8款 心・脈管	
区分	(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)	
K 5 3 8 ~ K 5 5 1	(略)	
K 5 5 2	冠動脈、大動脈バイパス移植術	
	1 1吻合のもの	<u>71,570点</u>
	2 (略)	
	注 (略)	
K 5 5 2 - 2 ・ K 5 5 3	(略)	
K 5 5 3 - 2	左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破	

裂修復術	
1 単独のもの	<u>128,020点</u>
2・3 (略)	
K 5 5 4～K 5 5 5 (略)	
K 5 5 5-2 経カテーテル弁置換術	
1・2 (略)	
<u>3 経皮的肺動脈弁置換術</u>	<u>39,060点</u>
注 (略)	
K 5 5 5-3～K 5 5 9-3 (略)	
K 5 6 0 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)	
1 上行大動脈	
イ・ロ (略)	
ハ 自己弁温存型大動脈基部置換術	<u>166,720点</u>
ニ (略)	
2～7 (略)	
注 (略)	
K 5 6 0-2～K 5 6 5 (略)	
K 5 6 6 体動脈肺動脈短絡手術(ブラロック手術、ウォーターストン手術)	<u>50,030点</u>
K 5 6 7 (略)	
K 5 6 7-2 経皮的動脈形成術	37,430点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 6 8・K 5 6 9 (略)	
K 5 7 0 肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	
1 (略)	
2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	<u>83,400点</u>
K 5 7 0-2 (略)	
K 5 7 0-3 経皮的肺動脈形成術	31,280点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

裂修復術	
1 単独のもの	<u>114,300点</u>
2・3 (略)	
K 5 5 4～K 5 5 5 (略)	
K 5 5 5-2 経カテーテル大動脈弁置換術	
1・2 (略)	
(新設)	
注 (略)	
K 5 5 5-3～K 5 5 9-3 (略)	
K 5 6 0 大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)	
1 上行大動脈	
イ・ロ (略)	
ハ 自己弁温存型大動脈基部置換術	<u>148,860点</u>
ニ (略)	
2～7 (略)	
注 (略)	
K 5 6 0-2～K 5 6 5 (略)	
K 5 6 6 体動脈肺動脈短絡手術(ブラロック手術、ウォーターストン手術)	<u>44,670点</u>
K 5 6 7 (略)	
K 5 6 7-2 経皮的動脈形成術	37,430点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 5 6 8・K 5 6 9 (略)	
K 5 7 0 肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	
1 (略)	
2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	<u>74,460点</u>
K 5 7 0-2 (略)	
K 5 7 0-3 経皮的肺動脈形成術	31,280点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	

	い。	
K 5 7 0 - 4	経皮的肺動脈 ^{せん} 穿通・拡大術	35,080点
	注 (略)	
K 5 7 1 ~ K 5 8 5	(略)	
K 5 8 6	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術	
	1 両方向性グレン手術	<u>80,160点</u>
	2・3 (略)	
	注 (略)	
K 5 8 7 ~ K 5 9 3	(略)	
K 5 9 4	不整脈手術	
	1 ~ 3 (略)	
	4 左心耳閉鎖術	
	イ (略)	
	ロ <u>胸腔鏡下によるもの</u>	<u>37,800点</u>
	ハ (略)	
	注1 4のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合であって、区分番号K 5 5 2、K 5 5 2 - 2、K 5 5 4、K 5 5 5、K 5 5 7 からK 5 5 7 - 3 まで、K 5 6 0 <u>又はK 5 9 4 の3に掲げる手術と併せて実施した場合に限り算定する。</u>	
	2 4のハについては、手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 9 4 - 2	(略)	
K 5 9 5	経皮的カテーテル心筋焼灼術 ^{しやく}	
	1・2 (略)	
	注1・2 (略)	
	3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 9 5 - 2	(略)	
K 5 9 6	体外ペースメーカー術	<u>3,770点</u>

	ない。	
K 5 7 0 - 4	経皮的肺動脈 ^{せん} 穿通・拡大術	35,080点
	注 (略)	
K 5 7 1 ~ K 5 8 5	(略)	
K 5 8 6	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術	
	1 両方向性グレン手術	<u>71,570点</u>
	2・3 (略)	
	注 (略)	
K 5 8 7 ~ K 5 9 3	(略)	
K 5 9 4	不整脈手術	
	1 ~ 3 (略)	
	4 左心耳閉鎖術	
	イ (略)	
	(新設)	
	ロ (略)	
	注1 4のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合であって、区分番号K 5 5 2、K 5 5 2 - 2、K 5 5 4、K 5 5 5、K 5 5 7 からK 5 5 7 - 3 まで、K 5 6 0 <u>及びK 5 9 4 の3に掲げる手術と併せて実施した場合に限り算定する。</u>	
	2 4のロについては、手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 9 4 - 2	(略)	
K 5 9 5	経皮的カテーテル心筋焼灼術 ^{しやく}	
	1・2 (略)	
	注1・2 (略)	
	3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、 <u>算定しない。</u>	
K 5 9 5 - 2	(略)	
K 5 9 6	体外ペースメーカー術	<u>3,370点</u>

K 5 9 7	ペースメーカー移植術	
1	心筋電極の場合	<u>16,870点</u>
2・3	(略)	
K 5 9 7-2	~K 6 0 1 (略)	
K 6 0 1-2	<u>体外式膜型人工肺 (1日につき)</u>	
1	初日	<u>30,150点</u>
2	2日目以降	<u>3,000点</u>
注	<u>カニューレション料は、所定点数に含まれるものとする。</u>	
K 6 0 2~K 6 0 5-5	(略)	
	(動脈)	
K 6 0 6・K 6 0 7	(略)	
K 6 0 7-2	血管縫合術 (簡単なもの)	<u>4,210点</u>
K 6 0 7-3~K 6 1 2	(略)	
K 6 1 3	腎血管性高血圧症手術 (経皮的腎血管拡張術)	31,840点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 4	血管移植術、バイパス移植術	
1・2	(略)	
3	腹腔内動脈	<u>63,350点</u>
4	頭、頸部動脈	<u>61,660点</u>
5	下腿、足部動脈	<u>70,190点</u>
6・7	(略)	
K 6 1 5	血管塞栓術 (頭部、胸腔、腹腔内血管等)	
1・2	(略)	
3	その他のもの	<u>20,480点</u>
K 6 1 5-2	経皮的動脈遮断術	1,660点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6・K 6 1 6-2	(略)	

K 5 9 7	ペースメーカー移植術	
1	心筋電極の場合	<u>15,060点</u>
2・3	(略)	
K 5 9 7-2	~K 6 0 1 (略)	
	(新設)	
K 6 0 2~K 6 0 5-5	(略)	
	(動脈)	
K 6 0 6・K 6 0 7	(略)	
K 6 0 7-2	血管縫合術 (簡単なもの)	<u>3,760点</u>
K 6 0 7-3~K 6 1 2	(略)	
K 6 1 3	腎血管性高血圧症手術 (経皮的腎血管拡張術)	31,840点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 6 1 4	血管移植術、バイパス移植術	
1・2	(略)	
3	腹腔内動脈	<u>56,560点</u>
4	頭、頸部動脈	<u>55,050点</u>
5	下腿、足部動脈	<u>62,670点</u>
6・7	(略)	
K 6 1 5	血管塞栓術 (頭部、胸腔、腹腔内血管等)	
1・2	(略)	
3	その他のもの	<u>18,620点</u>
K 6 1 5-2	経皮的動脈遮断術	1,660点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 6 1 6・K 6 1 6-2	(略)	

K 6 1 6 - 3 経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。） 27,500点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 6 1 6 - 4～K 6 1 6 - 6 (略)

K 6 1 6 - 7 ステントグラフト内挿術（シャント） 12,000点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 6 1 6 - 8 吸着式潰瘍治療法（1日につき） 1,680点
(静脈)

K 6 1 7 下肢静脈瘤手術

1～3 (略)

4 静脈瘤切除術 1,820点

K 6 1 7 - 2～K 6 2 3 - 2 (略)

(リンパ管、リンパ節)

K 6 2 4～K 6 2 6 - 2 (略)

K 6 2 7 リンパ節群郭清術

1～5 (略)

6 鼠径部及び股部 9,760点

7 後腹膜 46,350点

8 (略)

K 6 2 7 - 2 腹腔鏡下リンパ節群郭清術

1～3 (略)

4 側方 41,090点

注 1及び3については泌尿器がん（1については精巣がんに限る。）から、2については子宮体がんから、4については直腸がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。

K 6 2 7 - 3～K 6 2 8 (略)

第9款 腹部

区分

K 6 1 6 - 3 経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。） 24,550点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。

K 6 1 6 - 4～K 6 1 6 - 6 (略)

(新設)

(新設)

(静脈)

K 6 1 7 下肢静脈瘤手術

1～3 (略)

(新設)

K 6 1 7 - 2～K 6 2 3 - 2 (略)

(リンパ管、リンパ節)

K 6 2 4～K 6 2 6 - 2 (略)

K 6 2 7 リンパ節群郭清術

1～5 (略)

6 鼠径部及び股部 8,710点

7 後腹膜 41,380点

8 (略)

K 6 2 7 - 2 腹腔鏡下リンパ節群郭清術

1～3 (略)

(新設)

注 1及び3については泌尿器がん（1については精巣がんに限る。）から、2については子宮体がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。

K 6 2 7 - 3～K 6 2 8 (略)

第9款 腹部

区分

(腹壁、ヘルニア)	
K 6 2 9 ~ K 6 3 4	(略)
(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)	
K 6 3 5 ~ K 6 3 6 - 4	(略)
K 6 3 7	限局性腹腔膿瘍手術
1 ~ 3	(略)
4	その他のもの <u>10,380点</u>
K 6 3 7 - 2	経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術 <u>10,800点</u>
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 3 8 ~ K 6 4 1 (略)	
K 6 4 2 大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	
1	腸切除を伴わないもの <u>16,000点</u>
2	(略)
K 6 4 2 - 2 ・ K 6 4 2 - 3 (略)	
K 6 4 3	後腹膜悪性腫瘍手術 <u>54,330点</u>
K 6 4 3 - 2 ・ K 6 4 4 (略)	
K 6 4 5	骨盤内臓全摘術 <u>135,500点</u>
(胃、十二指腸)	
K 6 4 6 ~ K 6 5 3 - 5 (略)	
<u>K 6 5 3 - 6</u>	<u>内視鏡的逆流防止粘膜切除術</u> <u>12,000点</u>
K 6 5 4 ~ K 6 5 5 (略)	
K 6 5 5 - 2 腹腔鏡下胃切除術	
1 ・ 2	(略)
3	<u>悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの)</u> <u>73,590点</u>
注 (略)	
K 6 5 5 - 3 ・ K 6 5 5 - 4 (略)	
K 6 5 5 - 5 腹腔鏡下噴門側胃切除術	
1 ・ 2	(略)
3	<u>悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる</u>

(腹壁、ヘルニア)	
K 6 2 9 ~ K 6 3 4	(略)
(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)	
K 6 3 5 ~ K 6 3 6 - 4	(略)
K 6 3 7	限局性腹腔膿瘍手術
1 ~ 3	(略)
4	その他のもの <u>9,270点</u>
K 6 3 7 - 2	経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術 <u>10,800点</u>
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 6 3 8 ~ K 6 4 1 (略)	
K 6 4 2 大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	
1	腸切除を伴わないもの <u>14,290点</u>
2	(略)
K 6 4 2 - 2 ・ K 6 4 2 - 3 (略)	
K 6 4 3	後腹膜悪性腫瘍手術 <u>48,510点</u>
K 6 4 3 - 2 ・ K 6 4 4 (略)	
K 6 4 5	骨盤内臓全摘術 <u>120,980点</u>
(胃、十二指腸)	
K 6 4 6 ~ K 6 5 3 - 5 (略)	
(新設)	
K 6 5 4 ~ K 6 5 5 (略)	
K 6 5 5 - 2 腹腔鏡下胃切除術	
1 ・ 2	(略)
(新設)	
注 (略)	
K 6 5 5 - 3 ・ K 6 5 5 - 4 (略)	
K 6 5 5 - 5 腹腔鏡下噴門側胃切除術	
1 ・ 2	(略)
(新設)	

	<u>もの)</u>	<u>80,000点</u>
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 6	・ K 6 5 6 - 2 (略)	
K 6 5 7	胃全摘術	
	1・2 (略)	
	<u>3 悪性腫瘍手術 (空腸囊作製術を伴うもの)</u>	
		<u>79,670点</u>
	注 (略)	
K 6 5 7 - 2	腹腔鏡下胃全摘術	
	1・2 (略)	
	<u>3 悪性腫瘍手術 (空腸囊作製術を伴うもの)</u>	
		<u>94,780点</u>
	<u>4 悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの)</u>	
		<u>98,850点</u>
	注 (略)	
K 6 5 8 ~ K 6 6 8 - 2	(略)	
	(胆囊、胆道)	
K 6 6 9 ~ K 6 7 4 - 2	(略)	
K 6 7 5	胆囊悪性腫瘍手術	
	1 胆囊に限局するもの (リンパ節郭清を含む。)	
		<u>50,980点</u>
	2 肝切除 (亜区域切除以上) を伴うもの	
		<u>64,720点</u>
	3 ~ 5 (略)	
K 6 7 5 - 2	腹腔鏡下胆囊悪性腫瘍手術 (胆囊床切除を伴うもの)	
		<u>70,220点</u>
K 6 7 6	(略)	
K 6 7 7	胆管悪性腫瘍手術	
	1・2 (略)	
	<u>3 肝外胆道切除術によるもの</u>	
		<u>50,000点</u>

	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K 6 5 6	・ K 6 5 6 - 2 (略)	
K 6 5 7	胃全摘術	
	1・2 (略)	
	(新設)	
	注 (略)	
K 6 5 7 - 2	腹腔鏡下胃全摘術	
	1・2 (略)	
	(新設)	
	(新設)	
	注 (略)	
K 6 5 8 ~ K 6 6 8 - 2	(略)	
	(胆囊、胆道)	
K 6 6 9 ~ K 6 7 4 - 2	(略)	
K 6 7 5	胆囊悪性腫瘍手術	
	1 胆囊に限局するもの (リンパ節郭清を含む。)	
		<u>45,520点</u>
	2 肝切除 (亜区域切除以上) を伴うもの	
		<u>57,790点</u>
	3 ~ 5 (略)	
	(新設)	
K 6 7 6	(略)	
K 6 7 7	胆管悪性腫瘍手術	
	1・2 (略)	
	(新設)	

4 その他のもの	94,860点
K 6 7 7 - 2 肝門部胆管悪性腫瘍手術	
1 血行再建あり	202,710点
2 (略)	
K 6 7 8 ~ K 6 8 9 - 2 (略)	
(肝)	
K 6 9 0 ~ K 6 9 4 (略)	
K 6 9 5 肝切除術	
1 (略)	
2 亜区域切除	63,030点
3 ~ 7 (略)	
注 (略)	
K 6 9 5 - 2 ~ K 6 9 7 - 3 (略)	
K 6 9 7 - 4 移植用部分肝採取術 (生体)	
1 腹腔鏡によるもの	105,000点
2 その他のもの	82,800点
注 (略)	
K 6 9 7 - 5 ~ K 6 9 7 - 7 (略)	
(脾)	
K 6 9 8 ~ K 7 0 1 (略)	
K 7 0 2 脾体尾部腫瘍切除術	
1 脾尾部切除術の場合	
イ 脾同時切除の場合	26,880点
ロ (略)	
2 (略)	
3 周辺臓器 (胃、結腸、腎、副腎等) の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	59,060点
4 (略)	
K 7 0 2 - 2 (略)	
K 7 0 3 脾頭部腫瘍切除術	
1 脾頭十二指腸切除術の場合	91,410点

3 その他のもの	84,700点
K 6 7 7 - 2 肝門部胆管悪性腫瘍手術	
1 血行再建あり	180,990点
2 (略)	
K 6 7 8 ~ K 6 8 9 - 2 (略)	
(肝)	
K 6 9 0 ~ K 6 9 4 (略)	
K 6 9 5 肝切除術	
1 (略)	
2 亜区域切除	56,280点
3 ~ 7 (略)	
注 (略)	
K 6 9 5 - 2 ~ K 6 9 7 - 3 (略)	
K 6 9 7 - 4 移植用部分肝採取術 (生体)	82,800点
(新設)	
(新設)	
注 (略)	
K 6 9 7 - 5 ~ K 6 9 7 - 7 (略)	
(脾)	
K 6 9 8 ~ K 7 0 1 (略)	
K 7 0 2 脾体尾部腫瘍切除術	
1 脾尾部切除術の場合	
イ 脾同時切除の場合	24,000点
ロ (略)	
2 (略)	
3 周辺臓器 (胃、結腸、腎、副腎等) の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	52,730点
4 (略)	
K 7 0 2 - 2 (略)	
K 7 0 3 脾頭部腫瘍切除術	
1 脾頭十二指腸切除術の場合	81,620点

2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存脾頭切除術の場合	97,230点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	97,230点
4	(略)	
K703-2	(略)	
K704	脾全摘術	115,390点
K705~K709-2	(略)	
K709-3	同種死体脾移植術	112,570点
	注1 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項に規定する脳死した者の身体から採取された脾を除く死体脾を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
	2・3 (略)	
K709-4	(略)	
K709-5	同種死体脾腎移植術	140,420点
	注1 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体から採取された脾腎を除く死体脾腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
	2・3 (略)	
K709-6	同種死体脾島移植術	56,490点
	注1 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体から採取された脾島を除く死体脾島を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
	2~4 (略)	
	(脾)	
K710~K711-2	(略)	
	(空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)	

2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存脾頭切除術の場合	86,810点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	86,810点
4	(略)	
K703-2	(略)	
K704	脾全摘術	103,030点
K705~K709-2	(略)	
K709-3	同種死体脾移植術	112,570点
	注1 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取された脾を除く死体脾を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
	2・3 (略)	
K709-4	(略)	
K709-5	同種死体脾腎移植術	140,420点
	注1 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体から採取された脾腎を除く死体脾腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
	2・3 (略)	
K709-6	同種死体脾島移植術	56,490点
	注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取された脾島を除く死体脾島を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
	2~4 (略)	
	(脾)	
K710~K711-2	(略)	
	(空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)	

K 7 1 2 ~ K 7 1 8 - 2 (略)

K 7 1 9 結腸切除術
 1・2 (略)
 3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術 39,960点
 注 (略)

K 7 1 9 - 2 ~ K 7 2 0 (略)

K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
 1・2 (略)
 注1 家族性大腸腺腫症の患者に対して実施した場合は、消化管ポリポーシス加算として、年1回に限り5,000点を所定点数に加算する。
 2 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。

K 7 2 1 - 2 (略)

K 7 2 1 - 3 内視鏡的結腸異物摘出術 5,360点
 注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。

K 7 2 1 - 4 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 22,040点
 注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。

K 7 2 1 - 5 内視鏡的小腸ポリープ切除術 11,800点

K 7 2 2 小腸結腸内視鏡的止血術 10,390点
 注1 (略)
 2 スパイラル内視鏡を用いて実施した場合は、スパイラル内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。

K 7 2 3・K 7 2 4 (略)

K 7 2 5 腸瘻、虫垂瘻造設術 9,890点

K 7 1 2 ~ K 7 1 8 - 2 (略)

K 7 1 9 結腸切除術
 1・2 (略)
 3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術 35,680点
 注 (略)

K 7 1 9 - 2 ~ K 7 2 0 (略)

K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
 1・2 (略)
 (新設)

(新設)

K 7 2 1 - 2 (略)

K 7 2 1 - 3 内視鏡的結腸異物摘出術 5,360点
 (新設)

K 7 2 1 - 4 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 22,040点
 (新設)

(新設)

K 7 2 2 小腸結腸内視鏡的止血術 10,390点
 注 (略)
 (新設)

K 7 2 3・K 7 2 4 (略)

K 7 2 5 腸瘻、虫垂瘻造設術 8,830点

K 7 2 5 - 2 ~ K 7 2 8 (略)

K 7 2 9 腸閉鎖症手術

1 腸管切除を伴わないもの 13,650点

2 (略)

K 7 2 9 - 2 ~ K 7 3 2 (略)

K 7 3 2 - 2 腹腔鏡下人工肛門閉鎖術 (直腸切除術後のものに限る。)

40,450点

K 7 3 3 ~ K 7 3 5 (略)

K 7 3 5 - 2 小腸・結腸狭窄部拡張術 (内視鏡によるもの)

11,090点

注1 (略)

2 スパイラル内視鏡を用いて実施した場合は、スパイラル内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。

K 7 3 5 - 3 ~ K 7 3 6 (略)

(直腸)

K 7 3 7 ~ K 7 3 9 - 3 (略)

K 7 4 0 直腸切除・切断術

1 ~ 5 (略)

注1 (略)

2 側方リンパ節郭清を併せて行った場合であつて、片側のみに行った場合は、片側側方リンパ節郭清加算として、4,250点を、両側に対して行った場合は、両側側方リンパ節郭清加算として、6,380点を所定点数に加算する。

K 7 4 0 - 2 腹腔鏡下直腸切除・切断術

1・2 (略)

3 超低位前方切除術 91,470点

4 経肛門吻合を伴う切除術 100,470点

5 (略)

注1 1から3までについては、人工肛門造設術を

K 7 2 5 - 2 ~ K 7 2 8 (略)

K 7 2 9 腸閉鎖症手術

1 腸管切除を伴わないもの 12,190点

2 (略)

K 7 2 9 - 2 ~ K 7 3 2 (略)

K 7 3 2 - 2 腹腔鏡下人工肛門閉鎖術 (悪性腫瘍に対する直腸切除術後のものに限る。)

40,450点

K 7 3 3 ~ K 7 3 5 (略)

K 7 3 5 - 2 小腸・結腸狭窄部拡張術 (内視鏡によるもの)

11,090点

注 (略)

(新設)

K 7 3 5 - 3 ~ K 7 3 6 (略)

(直腸)

K 7 3 7 ~ K 7 3 9 - 3 (略)

K 7 4 0 直腸切除・切断術

1 ~ 5 (略)

注 (略)

(新設)

K 7 4 0 - 2 腹腔鏡下直腸切除・切断術

1・2 (略)

(新設)

(新設)

3 (略)

注 1及び2については、人工肛門造設術を併せて

併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。

2 側方リンパ節郭清を併せて行った場合であつて、片側のみに行った場合は、片側側方リンパ節郭清加算として、4,250点を、両側に対して行った場合は、両側側方リンパ節郭清加算として、6,380点を所定点数に加算する。

K740-3~K742-2 (略)

(肛門、その周辺)

K743~K746-2 (略)

K746-3 痔瘻手術(注入療法) 1,660点

K747~K753 (略)

第10款 尿路系・副腎

区分

(副腎)

K754~K755-2 (略)

K755-3 副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)

1 1センチメートル未満 16,000点

2 1センチメートル以上 22,960点

K756・K756-2 (略)

(腎、腎盂)

K757~K769 (略)

K769-2 腹腔鏡下腎部分切除術 49,200点

K769-3~K771 (略)

K772 腎摘出術 21,010点

K772-2~K773-4 (略)

K773-5 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)

1 原発病巣が7センチメートル以下のもの 70,730点

2 その他のもの 64,720点

実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。

(新設)

K740-3~K742-2 (略)

(肛門、その周辺)

K743~K746-2 (略)

(新設)

K747~K753 (略)

第10款 尿路系・副腎

区分

(副腎)

K754~K755-2 (略)

(新設)

K756・K756-2 (略)

(腎、腎盂)

K757~K769 (略)

K769-2 腹腔鏡下腎部分切除術 43,930点

K769-3~K771 (略)

K772 腎摘出術 18,760点

K772-2~K773-4 (略)

K773-5 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) 70,730点

(新設)

(新設)

K773-6 腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） 64,720点

K774~K779-3 (略)

K780 同種死体腎移植術 98,770点

注1 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。

2・3 (略)

K780-2 (略)

(尿管)

K781~K794-2 (略)

(膀胱)

K795~K800-2 (略)

K800-3 膀胱水圧拡張術 6,410点

注1・2 (略)

3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K800-4 ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道） 9,930点

K801~K802-6 (略)

K803 膀胱悪性腫瘍手術

1~3 (略)

4 全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの） 120,740点

5 (略)

6 経尿道的手術

イ 電解質溶液利用のもの 13,530点

ロ (略)

注 (略)

K803-2 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術

1 全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないも

(新設)

K774~K779-3 (略)

K780 同種死体腎移植術 98,770点

注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。

2・3 (略)

K780-2 (略)

(尿管)

K781~K794-2 (略)

(膀胱)

K795~K800-2 (略)

K800-3 膀胱水圧拡張術 6,410点

注1・2 (略)

3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。

(新設)

K801~K802-6 (略)

K803 膀胱悪性腫瘍手術

1~3 (略)

4 全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの） 107,800点

5 (略)

6 経尿道的手術

イ 電解質溶液利用のもの 12,300点

ロ (略)

注 (略)

K803-2 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術

1 全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないも

の) 86,110点
 2・3 (略)
 K803-3~K812-2 (略)
 (尿道)
 K813~K821-2 (略)
 K821-3 尿道ステント前立腺部尿道拡張術 12,300点
 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
 K822~K823-6 (略)
 K823-7 膀胱頸部形成術 (膀胱頸部吊上術以外)

37,690点

第11款 性器

区分

(陰茎)

K824~K827 (略)
 K828 包茎手術
 1 背面切開術 830点
 2 (略)

K828-2 (略)
 (陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)

K828-3 埋没陰茎手術 7,760点

K829~K834-3 (略)
 K835 陰囊水腫手術
 1 鼠径部切開によるもの 3,980点
 2 (略)

K836~K838 (略)
K838-2 精巣内精子採取術
 1 単純なもの 12,400点
 2 顕微鏡を用いたもの 24,600点
 (精囊、前立腺)

K839~K841 (略)

の) 76,880点
 2・3 (略)
 K803-3~K812-2 (略)
 (尿道)
 K813~K821-2 (略)
 K821-3 尿道ステント前立腺部尿道拡張術 12,300点
 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。
 K822~K823-6 (略)
 (新設)

第11款 性器

区分

(陰茎)

K824~K827 (略)
 K828 包茎手術
 1 背面切開術 740点
 2 (略)

K828-2 (略)
 (陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)

(新設)

K829~K834-3 (略)
 K835 陰囊水腫手術
 1 交通性陰囊水腫手術 3,620点
 2 (略)

K836~K838 (略)
 (新設)

(精囊、前立腺)

K839~K841 (略)

K 8 4 1 - 2	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術	
1	(略)	
2	<u>ツリウムレーザーを用いるもの</u>	18,190点
3	(略)	
K 8 4 1 - 3 ~ K 8 4 1 - 5	(略)	
<u>K 8 4 1 - 6</u>	<u>経尿道的前立腺吊上術</u>	12,300点
K 8 4 2 ~ K 8 4 3 - 4	(略)	
	(外陰、会陰)	
K 8 4 4 ~ K 8 5 1 - 3	(略)	
	(^{ちつ} 脛)	
K 8 5 2 ~ K 8 6 0 - 2	(略)	
<u>K 8 6 0 - 3</u>	<u>腹腔鏡下^{ちつ}脛断端挙上術</u>	43,870点
	(子宮)	
K 8 6 1 ~ K 8 7 8 - 2	(略)	
K 8 7 9	子宮悪性腫瘍手術	69,440点
K 8 7 9 - 2 ~ K 8 8 2	(略)	
<u>K 8 8 2 - 3</u>	<u>腹腔鏡下子宮^{ちつ}癒痕部修復術</u>	32,290点
K 8 8 3 ~ K 8 8 4	(略)	
<u>K 8 8 4 - 2</u>	<u>人工授精</u>	1,820点
<u>K 8 8 4 - 3</u>	<u>胚移植術</u>	
1	<u>新鮮胚移植の場合</u>	7,500点
2	<u>凍結・融解胚移植の場合</u>	12,000点
注1	<u>患者の治療開始日の年齢が40歳未満である場合は、患者1人につき6回に限り、40歳以上43歳未満である場合は、患者1人につき3回に限り算定する。</u>	
2	<u>アシステッドハッチングを実施した場合は、1,000点を所定点数に加算する。</u>	
3	<u>高濃度ヒアルロン酸含有培養液を用いた前処置を実施した場合は、1,000点を所定点数に加算する。</u>	

K 8 4 1 - 2	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術	
1	(略)	
	(新設)	
2	(略)	
K 8 4 1 - 3 ~ K 8 4 1 - 5	(略)	
	(新設)	
K 8 4 2 ~ K 8 4 3 - 4	(略)	
	(外陰、会陰)	
K 8 4 4 ~ K 8 5 1 - 3	(略)	
	(^{ちつ} 脛)	
K 8 5 2 ~ K 8 6 0 - 2	(略)	
	(新設)	
	(子宮)	
K 8 6 1 ~ K 8 7 8 - 2	(略)	
K 8 7 9	子宮悪性腫瘍手術	62,000点
K 8 7 9 - 2 ~ K 8 8 2	(略)	
	(新設)	
K 8 8 3 ~ K 8 8 4	(略)	
	(新設)	
	(新設)	

(子宮附属器)	
K 8 8 5～K 8 8 8	(略)
K 8 8 8-2	卵管全摘除術、卵管腫 ^{りゅう} 瘤全摘除術、子宮卵管留 血腫手術(両側)
1	開腹によるもの 13,960点
2	(略)
K 8 8 9～K 8 9 0-3	(略)
<u>K 8 9 0-4</u>	<u>採卵術</u> 3,200点
<u>注</u> 採取された卵子の数に応じて、次に掲げる点数 をそれぞれ1回につき所定点数に加算する。	
イ	1個の場合 2,400点
ロ	2個から5個までの場合 3,600点
ハ	6個から9個までの場合 5,500点
ニ	10個以上の場合 7,200点
(産科手術)	
K 8 9 1～K 8 9 4	(略)
K 8 9 5	会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩 ^{べん} 時) 1,710点
K 8 9 6～K 9 1 0-5	(略)
<u>K 9 1 0-6</u>	<u>臍^{さい}帯^{せん}穿刺</u> 3,800点
<u>注</u> 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しな い。	
K 9 1 1～K 9 1 3	(略)
(その他)	
K 9 1 3-2	(略)
第12款	(略)
第13款	<u>手術等管理料</u>
区分	
K 9 1 4・K 9 1 5	(略)
<u>K 9 1 6</u>	<u>体外式膜型人工肺管理料(1日につき)</u>
1	7日目まで 4,500点
2	8日目以降14日目まで 4,000点

(子宮附属器)	
K 8 8 5～K 8 8 8	(略)
K 8 8 8-2	卵管全摘除術、卵管腫 ^{りゅう} 瘤全摘除術、子宮卵管留 血腫手術(両側)
1	開腹によるもの 12,460点
2	(略)
K 8 8 9～K 8 9 0-3	(略)
(新設)	
(産科手術)	
K 8 9 1～K 8 9 4	(略)
K 8 9 5	会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩 ^{べん} 時) 1,530点
K 8 9 6～K 9 1 0-5	(略)
(新設)	
K 9 1 1～K 9 1 3	(略)
(その他)	
K 9 1 3-2	(略)
第12款	(略)
第13款	<u>臓器提供管理料</u>
区分	
K 9 1 4・K 9 1 5	(略)
(新設)	

3 15日目以降 3,000点

注 治療開始時においては、導入時加算として、初回に限り5,000点を所定点数に加算する。

K917 体外受精・顕微授精管理料

(新設)

1 体外受精 4,200点

2 顕微授精

イ 1個の場合 4,800点

ロ 2個から5個までの場合 6,800点

ハ 6個から9個までの場合 10,000点

ニ 10個以上の場合 12,800点

注1 体外受精及び顕微授精を同時に実施した場合は、1の所定点数の100分の50に相当する点数及び2の所定点数を合算した点数により算定する。

2 区分番号K838-2に掲げる精巣内精子採取術により採取された精子を用いる場合は、採取精子調整加算として、5,000点を所定点数に加算する。

3 2について、受精卵作成の成功率を向上させることを目的として卵子活性化処理を実施した場合は、卵子調整加算として、1,000点を所定点数に加算する。

K917-2 受精卵・胚培養管理料

(新設)

1 1個の場合 4,500点

2 2個から5個までの場合 6,000点

3 6個から9個までの場合 8,400点

4 10個以上の場合 10,500点

注 胚盤胞の作成を目的として管理を行った胚の数に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1回につき所定点数に加算する。

イ 1個の場合 1,500点

ロ	2個から5個までの場合	2,000点
ハ	6個から9個までの場合	2,500点
ニ	10個以上の場合	3,000点

K917-3 胚凍結保存管理料

(新設)

1 胚凍結保存管理料 (導入時)

イ	1個の場合	5,000点
ロ	2個から5個までの場合	7,000点
ハ	6個から9個までの場合	10,200点
ニ	10個以上の場合	13,000点

2 胚凍結保存維持管理料 3,500点

注 1については、凍結保存を開始した場合に、凍結する初期胚又は胚盤胞の数に応じて算定し、2については、凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結胚の保存に係る維持管理を行った場合に、当該凍結保存の開始日から起算して3年を限度として、1年に1回に限り算定する。

第2節 輸血料

区分

K920~K921-2 (略)

K921-3 末梢血単核球採取 (一連につき)

<u>1</u>	採取のみを行う場合	14,480点
<u>2</u>	採取、細胞調整及び凍結保存を行う場合	19,410点

(削る)

K922 (略)

K922-2 CAR発現生T細胞投与 (一連につき)

30,850点

(削る)

第2節 輸血料

区分

K920~K921-2 (略)

K921-3 末梢血単核球採取 (一連につき) 17,440点

(新設)

(新設)

注 チサゲンレクルユーセルの投与を予定している患者に対して、末梢血単核球採取を行った場合に患者1人につき1回に限り算定する。

K922 (略)

K922-2 CAR発現生T細胞投与 (一連につき)

30,850点

注1 チサゲンレクルユーセルを投与した場合に患

注1・2 (略)
K922-3 自己骨髄由来間葉系幹細胞投与 (一連につき)

22,280点

注 自己骨髄由来間葉系幹細胞投与に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

K923~K924-3 (略)
第3節 手術医療機器等加算

区分

K930~K935 (略)

K936 自動縫合器加算 2,500点

注1 区分番号K488-4、K511、K513、K514からK514-6まで、K517、K522-3、K524-2、K524-3、K525、K529からK529-3まで、K531からK532-2まで、K552、K552-2、K645、K654-3、K655、K655-2、K655-4、K655-5、K656-2、K657、K657-2、K662、K662-2、K674、K674-2、K675の2からK675の5まで、K677、K677-2、K680、K684-2、K695の4からK695の7まで、K695-2の4からK695-2の6まで、K696、K697-4、K700からK700-3まで、K702からK703-2まで、K704、K705の2、K706、K709-2からK709-5まで、K711-2、K716からK716-6まで、K719からK719-3まで、K719-5、K732の2、K7

者1人につき1回に限り算定する。

2・3 (略)

(新設)

K923~K924-3 (略)
第3節 手術医療機器等加算

区分

K930~K935 (略)

K936 自動縫合器加算 2,500点

注1 区分番号K488-4、K511、K513、K514からK514-6まで、K517、K522-3、K524-2、K524-3、K525、K529からK529-3まで、K531からK532-2まで、K552、K552-2、K645、K654-3の2、K655、K655-2、K655-4、K655-5、K656-2、K657、K657-2、K662、K662-2、K674、K674-2、K675の2からK675の5まで、K677、K677-2、K680、K684-2、K695の4からK695の7まで、K695-2の4からK695-2の6まで、K696、K697-4、K700からK700-3まで、K702からK703-2まで、K705の2、K706、K711-2、K716からK716-6まで、K719からK719-3まで、K719-5、K732の2、K735、K735-3、K735-5、K73

35、K735-3、K735-5、K739、
K739-3、K740、K740-2、K779-3、K803からK803-3まで及び
K817の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

2 区分番号K552、K552-2、K554、
K555、K557からK557-3まで、
K560、K594の3及びK594の4のロ
に掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップ
を使用した場合に算定する。

K936-2～K938 (略)

K939 画像等手術支援加算

1 (略)

2 実物大臓器立体モデルによるもの 2,000点

注 区分番号K055-2、K055-3、K1
36、K142の6、K142-2、K151
-2、K162、K180、K227、K22
8、K236、K237、K313、K314
の2、K406の2、K427、K427-2
、K429、K433、K434及びK436
からK444-2までに掲げる手術に当たって
、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場
合に算定する。

3 (略)

注 区分番号K082、K082-3、K437
からK439まで及びK444に掲げる手術に
当たって、患者適合型手術支援ガイドによる支
援を行った場合に算定する。

K939-2～K939-8 (略)

K939-9 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算 5,190点

第4節・第5節 (略)

9、K739-3、K740、K740-2、
K803からK803-3まで及びK817の
3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用
した場合に算定する。

2 区分番号K552、K552-2、K554
、K555、K557からK557-3まで、
K560及びK594の3に掲げる手術に当た
って左心耳閉塞用クリップを使用した場合に算
定する。

K936-2～K938 (略)

K939 画像等手術支援加算

1 (略)

2 実物大臓器立体モデルによるもの 2,000点

注 区分番号K055-2、K055-3、K1
36、K142の6、K142-2、K151
-2、K162、K180、K227、K22
8、K236、K237、K313、K314
の2、K406の2、K427、K427-2
、K429、K433、K434及びK436
からK444までに掲げる手術に当たって、実
物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に
算定する。

3 (略)

注 区分番号K082及びK082-3に掲げる
手術に当たって、患者適合型手術支援ガイドに
よる支援を行った場合に算定する。

K939-2～K939-8 (略)

(新設)

第4節・第5節 (略)

第11部 麻酔

通則

(略)

第1節 麻酔料

区分

L000～L008 (略)

L008-2 体温維持療法 (1日につき) 12,200点

注1 体温維持療法を開始してから3日間を限度として算定する。

2 心肺蘇生中に咽頭冷却装置を使用して体温維持療法を開始した場合は、体温維持迅速導入加算として、5,000点を所定点数に加算する。

L008-3 (略)

L009 麻酔管理料(Ⅰ)

1・2 (略)

注1～4 (略)

5 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者に対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を所定点数に加算する。

L010 麻酔管理料(Ⅱ)

1・2 (略)

注1 (略)

2 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者に対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等

第11部 麻酔

通則

(略)

第1節 麻酔料

区分

L000～L008 (略)

L008-2 低体温療法 (1日につき) 12,200点

注1 低体温療法を開始してから3日間を限度として算定する。

2 心肺蘇生中に咽頭冷却装置を使用して低体温療法を開始した場合は、低体温迅速導入加算として、5,000点を所定点数に加算する。

L008-3 (略)

L009 麻酔管理料(Ⅰ)

1・2 (略)

注1～4 (略)

(新設)

L010 麻酔管理料(Ⅱ)

1・2 (略)

注 (略)

(新設)

において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を所定点数に加算する。

第2節 神経ブロック料

区分

L100 (略)

L101 神経ブロック（神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス高周波法使用）

1～4 (略)

注 上記以外の神経ブロック（神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス高周波法使用）は、区分番号L102に掲げる神経幹内注射で算定する。

L102～L105 (略)

第3節・第4節 (略)

第12部 放射線治療

通則

(略)

第1節 放射線治療管理・実施料

区分

M000 (略)

M000-2 放射性同位元素内用療法管理料

1～5 (略)

6 神経内分泌腫瘍に対するもの 2,660点

7 褐色細胞腫に対するもの 1,820点

注1～4 (略)

5 6については、ソマトスタチン受容体陽性の神経内分泌腫瘍の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。

第2節 神経ブロック料

区分

L100 (略)

L101 神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法使用）

1～4 (略)

注 上記以外の神経ブロック（神経破壊剤又は高周波凝固法使用）は、区分番号L102に掲げる神経幹内注射で算定する。

L102～L105 (略)

第3節・第4節 (略)

第12部 放射線治療

通則

(略)

第1節 放射線治療管理・実施料

区分

M000 (略)

M000-2 放射性同位元素内用療法管理料

1～5 (略)

(新設)

(新設)

注1～4 (略)

(新設)

6 7については、M I B G集積陽性の治癒切除不能な褐色細胞腫（パラガングリオーマを含む。）の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。

M O O 1 体外照射

1・2 (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1回の線量が2.5 Gy以上の全乳房照射を行った場合は、一回線量増加加算として、690点を所定点数に加算する。

3 (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1回の線量が3 Gy以上の前立腺照射を行った場合は、一回線量増加加算として、1,400点を所定点数に加算する。

注1～5 (略)

M O O 1-2～M O O 1-4 (略)

M O O 1-5 ホウ素中性子捕捉療法（一連につき）

187,500点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して行われる場合に限り算定する。

(新設)

M O O 1 体外照射

1・2 (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1回の線量が2.5 Gy以上の全乳房照射を行った場合は、1回線量増加加算として、460点を所定点数に加算する。

3 (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1回の線量が2.5 Gy以上の前立腺照射を行った場合は、1回線量増加加算として、1,000点を所定点数に加算する。

注1～5 (略)

M O O 1-2～M O O 1-4 (略)

(新設)

- 2 ホウ素中性子捕捉療法の適応判定体制に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法の適応判定に係る検討が実施された場合には、ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算として、40,000点を所定点数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法に関する専門の知識を有する医師が策定した照射計画に基づく医学的管理を行った場合には、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算として、10,000点を所定点数に加算する。
- 4 体外照射用固定器具を使用した場合は、体外照射用固定器具加算として、1,000点を所定点数に加算する。

M002～M005 (略)

第2節 (略)

第13部 病理診断

通則

(略)

第1節 (略)

第2節 病理診断・判断料

区分

N006 病理診断料

1 組織診断料 520点

2 (略)

注1～5 (略)

N007 病理判断料 130点

注1・2 (略)

M002～M005 (略)

第2節 (略)

第13部 病理診断

通則

(略)

第1節 (略)

第2節 病理診断・判断料

区分

N006 病理診断料

1 組織診断料 450点

2 (略)

注1～5 (略)

N007 病理判断料 150点

注1・2 (略)

第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料
(略)

第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項

1 緊急時施設治療管理料 500点

注 平成18年7月1日から令和6年3月31日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第13条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設（以下この表において「療養病床から転換した介護老人保健施設」という。）に併設される保険医療機関の医師が、当該療養病床から転換した介護老人保健施設の医師の求めに応じて入所している患者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により、夜間又は休日に緊急に往診を行った場合に、1日に1回、1月に4回に限り算定する。

2～4 (略)

第2部 (略)

第4章 経過措置

1 (略)

(削る)

第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料
(略)

第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項

1 緊急時施設治療管理料 500点

注 平成18年7月1日から令和4年3月31日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第13条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設（以下この表において「療養病床から転換した介護老人保健施設」という。）に併設される保険医療機関の医師が、当該療養病床から転換した介護老人保健施設の医師の求めに応じて入所している患者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により、夜間又は休日に緊急に往診を行った場合に、1日に1回、1月に4回に限り算定する。

2～4 (略)

第2部 (略)

第4章 経過措置

1 (略)

2 令和2年9月30日までの間における区分番号A000の注2及びA002の注2の適用については、A000の注2中「地域医療支援病院（同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。）（同法第7条第2項第5号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）に係るものの数が200未満の病院を除く。）」とあるのは「許可病床（同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。）の数が400以上である地域医療支援病院（同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。）に限る。」と、A002の注2中「病院である保険医療機関（特定機能病院及び地域医療支援病院に限る。）」とあるのは「病院

(削る)

(削る)

(削る)

2 第1章の規定にかかわらず、区分番号A000の注14のただし書の規定による加算は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。

3 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第●号）による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号A101の注1及び注11の規定については、令和4年3月31日においてこれらの規定に基づく届出を行っている保険医療機関については、同年9月30日までの間に限り、なお従前の例による。

4 第1章の規定にかかわらず、区分番号A101の注11に規定する診療料は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。

5 第2章の規定にかかわらず、区分番号D007の1に掲げる

である保険医療機関（特定機能病院及び許可病床数が400床以上である地域医療支援病院に限る。）」とする。

3 第1章の規定にかかわらず、区分番号A101の注11に規定する診療料は、令和4年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。

4 第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、令和4年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。

イ 区分番号D001の2に掲げるBence Jones^{たん}蛋白定性（尿）

ロ 区分番号D007の1に掲げるアルブミン（BCP改良法・BCG法）のうち、BCG法によるもの

ハ 区分番号D007の22に掲げるCK-MB（免疫阻害法・^{たん}蛋白量測定）のうち、免疫阻害法によるもの

ニ 区分番号D024に掲げる動物使用検査

ホ 区分番号D276に掲げる網膜中心血管圧測定

5 第2章の規定にかかわらず、区分番号I016の1のハに掲げる精神科在宅患者支援管理料は、令和3年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

アルブミン（BCP改良法・BCG法）のうち、BCG法によるものは、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。